



館林市第6次総合計画

(第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略)

祈りの沼 茂林寺沼

実りの沼 多々良沼

守りの沼 城沼

里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林



日本遺産
JAPAN HERITAGE

令和元年度 日本遺産認定

里沼 (SATO-NUMA)

「祈り」「実り」「守り」の沼が磨き上げた館林の沼辺文化



館 林 市



里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林



令和元年度 日本遺産認定

里沼 (SATO-NUMA)

「祈り」「実り」「守り」の沼が磨き上げた館林の沼辺文化



館林市第6次総合計画

(第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略)

館 林 市



「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」を目指して

館林市は、昭和29年の市制施行以来、館林市総合計画に基づいた施策を着実に実施し、まちづくりを行ってまいりました。

一方で、平成23年度からの第5次総合計画における10年間は、全国各地において自然災害が多発した期間でした。加えて、新型コロナウイルス等の感染症の拡大などもあり、今後も強靱なまちづくりがより一層求められます。

さらには、日本全体として人口減少が進み、本市においても人口減少が避けられない中で、社会構造の変化に対応し、本市が持続できる人口規模を維持し、発展していかなくてはなりません。

しかしながら、新型コロナウイルス流行による世界的災禍を契機に、今後の日本の経済及び社会構造が激変していく中で、新たな生活様式や働き方が模索され、東京一極集中の是正に向けて地方への回帰が再検討されることも予想されます。

これらの課題に対して的確かつ迅速に対応していくために、将来都市像を「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」とする「館林市第6次総合計画(第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略)」を策定しました。

本計画は、将来都市像を実現するために、5つの基本目的の下、分野ごとに30の施策目的を掲げています。また、人口ビジョンに掲げる将来展望人口を維持するために、「第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」と一体的に策定しています。

将来都市像を実現するためには、様々な分野や地域の方々が、それぞれの持てる力や立場を生かし、協働、共創、公民連携により、皆で共にまちづくりを進めることが重要です。

市民の皆様をはじめ、郷土館林に関わるすべての皆様に、本市将来都市像の実現に向け、積極的なご参画とご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

計画策定までには、社会的共通資本を提唱される経済学者の宇沢弘文氏の愛弟子であり、日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授である神野直彦先生にご講演いただくなど、多くの方に様々なご支援をいただきました。

結びに、本計画策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた全ての皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月 館林市長

須藤和臣



「希望のまち」へのシナリオ

誰もがわかっているように、私たちは一つの時代が終わり、新しき時代が始まろうとしている転換期に生きている。転換期はいつも「危機の時代」である。この「危機の時代」を新型コロナウイルス感染症というパンデミックが襲い、危機を増幅させているのであって、パンデミックに襲われたから、「危機の時代」に陥ったわけではない。

館林市は「危機の時代」という未知の大海に、「希望のまち」を目指して海図を描いて、敢えて船出をすることを決意した。その海図こそが、この「館林市第6次総合計画」である。

この「危機の時代」に終わろうとしている古き時代は、工業社会であり、歴史の峠を越えると見えてくる新しき時代はポスト工業社会である。工業社会の都市は工業という生産機能が立地されると発展する。しかし、工業社会が行き詰まると、工業は海外へとフライトしてしまい、工業都市は荒廃していく。

館林には「里沼」が日本遺産に認定されたことが象徴するように、工業によって汚染されることのなかった美しき自然に抱かれた都市である。しかも、長い年月をかけて優しさを与え合いながら築いてきた人間の絆の文化が息づいている。

ポスト工業社会では美しき自然と豊かな人間の絆のある都市が発展する。なぜならポスト工業社会では、こんなまちで暮らしたいという都市が発展するからである。つまり、工業社会では工業という生産機能が「磁場」となって人間が集住するのに対して、ポスト工業社会では生活機能が「磁場」となって人間が集住することになる。

美しき自然と豊かな人間の絆が存在するまちで、人間は生活したいと望む。「コロナ危機」が証明したように、住みたいまちには仕事は必ずついてくる。ポスト工業社会では、テレワークが大きな流れとなってしまい、生活する「場」で仕事をすることが可能となるからである。

誰もが暮らしたくなるようなまちへのシナリオが、この「館林市第6次総合計画」である。糸玉を手繰り寄せていくと迷宮から抜け出せる「アリアドネの糸玉」のように、「館林市第6次総合計画」が「希望のまち」への導き糸になることを確信している。

令和3年3月 日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授

神野直孝

◇ ◇ 目 次 ◇ ◇

第1部 序論

第1章 総合計画の概要

1 策定の趣旨	10
2 計画の構成と期間	10
3 計画の進行管理	12

第2章 策定の背景

1 社会の状況	14
2 本市の状況	16
3 市民ニーズの把握	24

第2期館林市まち・ひと・しごと創生

第2部 人口ビジョン

第1章 人口の現状と分析

1 人口の推移	30
2 年齢別人口	32
3 人口増減	34
4 雇用や就労などの推移	41

第2章 人口の将来推計及び展望

1 館林市のこれからの人口	46
2 将来を展望する上でのポイント	48
3 目指すべき将来の方向性	49
4 人口の将来展望	50

第3部 基本構想

第1章 将来都市像	56
-----------------	----

第2章 基本目的	58
----------------	----

第4部 本論

第1章 政策・施策の体系	62
第2章 基本計画	
基本目的Ⅰ 安全と環境	
ー危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる 安全安心なまちー	
01 防災	70
02 防犯	74
03 自然環境	76
04 ごみ・資源	80
基本目的Ⅱ 福祉と健康	
ー地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまちー	
05 地域福祉	84
06 高齢者	86
07 障がい	88
08 社会保障	90
09 健康	92
10 医療	96
基本目的Ⅲ 子育てと学び	
ー育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまちー	
11 子育て	102
12 学校教育	104
13 青少年	108
14 生涯学習	110
15 文化	112
16 スポーツ	114
基本目的Ⅳ 経済と都市	
ー都市と自然が調和し 人と産業が躍動する 魅力あるまちー	
17 産業	118
18 商業	122
19 労働環境	126
20 農業	128
21 観光	130
22 まちのにぎわい	132
23 土地利用	136
24 道路・交通	138
25 居住環境	140
26 公園・緑地	144

基本目的Ⅴ 行政経営

ー公民連携を推進し 地域経営の視点を持つ 持続可能なまちー

27 市民協働	148
28 人権の尊重	150
29 行政活動	152
30 情報の共有	156

第3章 第2期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略

160

基本目標1 豊かな地域をつくとともに、安心して働けるようにする

・産業	163
・商業	164
・労働環境	165
・農業	166

基本目標2 本市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる

・観光	167
・まちのにぎわい	168・171
・情報の共有	170

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

・まちのにぎわい	171
・子育て	172

基本目標4 人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

・防災	173
・道路・交通	174
・文化	175
・スポーツ	176
・行政活動	177

第5部 資料

館林市総合計画審議会条例	180
館林市総合計画策定に関する規程	181
館林市第6次総合計画策定体制	183
館林市総合計画審議会諮問書	184
館林市総合計画審議会答申書	185
館林市総合計画審議会委員	195
策定経過	196

第1部

序 論

第1章

総合計画の概要

総合計画の概要

1 策定の趣旨

本市では、目標年次を令和2年度とした「館林市第5次総合計画」を平成23年に策定し、将来のまちの姿に「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」を掲げ、その実現に向けて各施策を推進してきました。

この間、日本全体における人口減少や少子高齢化、地球環境問題の深刻化、健康への意識の高まり、社会経済構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化、さらに地震や風水害といった自然災害が激甚化・頻発化するなど災害多発期ともいえる激動の時代を迎え、本市を取り巻く状況はますます厳しくなっています。

これらの課題に対し、中長期的な視点から、的確かつ迅速に対応し、市の健全な発展を図るとともに、人口ビジョンに掲げる将来展望人口を維持するために、まちづくりの指針となる館林市第6次総合計画及び第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定するものです。

2 計画の構成と期間

総合計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構成とします。また、「総合戦略」と一体的に策定しています。なお、「実施計画」は別に定めます。

(1) 基本構想

基本構想は、市の将来目標及び基本的施策を明らかにするもので、将来都市像及び5つの基本目的で構成されています。

期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づいた市の施策を明らかにするもので、将来都市像及び5つの基本目的を達成するために、総合的かつ体系的に施策の方向を示すものです。

社会情勢を踏まえ、計画を実態に即したものとするために、基本構想で示した10年間の前期・後期に分け、前期基本計画は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで、後期基本計画は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までを期間とする5年計画とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づいた施策の主要な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の根拠となるものです。

この計画に掲げた重要な施策や事業は、市民にとって実効性を確保しなければならないものであることから、社会情勢の変化に対応するために、期間は3年間の短期計画とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

(4) 総合戦略

総合戦略は、人口ビジョンに掲げる将来展望人口を維持するために、取り組むべき行政施策展開の戦略を示すものです。

期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
基本構想	10 年間									
基本計画	【前期基本計画】 5 年間					【後期基本計画】 5 年間				
実施計画	3 年間									
		3 年間				毎年度見直し				
			3 年間							
総合戦略	【第 2 期総合戦略】 5 年間					【次期総合戦略】 5 年間				

毎年度見直し

第1章

3 計画の進行管理

総合計画を推進するに当たり、継続的な改善や見直しを行うとともに、市民と行政とが課題を共有することが必要です。

そのために、策定された基本構想や基本計画、実施計画、総合戦略といった計画（Plan）、計画などに基づく具体的事業の着実な実施（Do）、実施に伴う評価（Check）、評価・検証に基づいた改善（Action）、いわゆるPDCAのサイクルによる進行管理を行います。

具体的には、計画に基づく事業を実施し、分野ごとに設けた指標の達成状況の把握や市民アンケートなどによる客観的な評価・検証を行い、その結果を改善に生かします。また、結果については広報紙やホームページなど様々な方法で市民に伝えて共有することで、実効性のある総合計画の推進に努めます。

(1) Plan（計画）

基本構想の策定、基本計画の策定、実施計画の策定、総合戦略の策定

(2) Do（実施）

予算編成、具体的事業の実施、定数管理 など

(3) Check（評価）

指標達成状況の把握、総合戦略検証委員会、市民アンケート など

(4) Action（改善）

基本計画の見直し、実施計画の見直し、総合戦略の見直し

第2章

策定の背景

策定の背景

1 社会の状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は平成20年（2008年）をピークに減少に転じています。また、年少人口・生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加を続けています。

人口減少と少子高齢化の進行は、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関など）の縮小、公共交通の撤退・縮小、空き家・空き店舗の増加、耕作放棄地などの増加、地域コミュニティの希薄化など、暮らしに様々な影響を及ぼします。

そして、これらの影響は、生活利便性や地域の魅力の低下を招き、さらなる人口減少に陥るという悪循環を起こすことが考えられます。

こうした状況において、東京一極集中を是正し、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保するためには、地方の魅力を一層向上させる必要があります。このため、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、活力ある地域社会を維持していくことが必要とされています。

(2) 安全安心への意識の高まり

我が国では、平成23年（2011年）の東日本大震災での巨大地震と大津波、令和元年（2019年）の令和元年東日本台風といった台風や豪雨、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の流行など、様々な大規模災害等が発生し、全国各地に甚大な被害がもたらされています。

こうした中、防災や安全安心に対する関心が高まっており、大規模災害などが発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築が求められています。

(3) 地球環境問題の深刻化

地球の環境問題として、世界の人口の増大による資源・エネルギー、水、食料の需要拡大、人の活動に伴う地球環境の悪化をはじめとして、気候変動に伴う温暖化や自然災害の発生、生物多様性の損失など、様々な課題が生じてきています。

こうした中、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない包摂的な社会づくりを誓っています。

我が国においても、資源、エネルギー、都市の持続可能性、気候変動など、環境問題に対する取組の推進が求められています。

(4) 健康への意識の高まり

高齢化が進む中、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は、平成 28 年（2016 年）で男性が 72.14 歳、女性が 74.79 歳となっており、それぞれ平成 22 年（2010 年）と比べて健康寿命が延びています。また、同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸びを上回っています。

今後、人生 100 年時代を迎え、社会・経済の活力を高め、さらには、社会保障制度を持続可能なものとしていくためにも、健康寿命を延伸し、生涯にわたって活躍できる社会づくりが求められています。

(5) 社会経済構造の変化

我が国の近年の景気動向は、回復の傾向が見られますが、地方経済への波及は実感に乏しく、地方における経済は依然として厳しい状況が続いています。

一方で、ICT の普及により、IoT や AI などの「第 4 次産業革命」と呼ばれるイノベーションが近年急速に進展しており、新しい技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「Society5.0」の実現が求められています。

また、グローバル化の進展により、資本や労働力の活発な移動、取引や投資の拡大など、世界との経済的な結びつきが深まっています。これに対応するために、生産性や人的資本の質を高めることなどにより、競争力の維持・向上が必要とされています。

こうした状況を踏まえ、あらゆる分野で高度情報化・グローバル化に対する積極的な取組が求められています。

(6) ライフスタイルや価値観の多様化

ライフスタイルや価値観の多様化をはじめ、人口減少や少子高齢化など、様々な要因を背景に、地域コミュニティの衰退が問題となり、地域における担い手が不足している状況にあります。

個人や地域の抱える課題が多様化・複雑化する中で、全国的に行政だけでこれらの課題に対応することは困難になってきており、地域コミュニティが果たす役割の重要性は以前にもまして大きくなり、人と人とのつながりを構築することが求められています。

住民一人一人が、地域の課題を他人事ではなく「我が事」と認識するとともに、多様な主体が参画して世代や分野を超えてつながり、個人や世帯が抱える問題に「丸ごと」対応できる支援体制を構築していくことが、誰もが住みよいまちへつながるものと考えられます。

誰もが役割を持って活躍でき、お互いを理解しながら多様性を認め合える、地域共生社会・多文化共生社会の実現が求められており、その実現には、高齢者、子ども、障がい者、外国人など、地域に住む様々なかたの積極的な社会参加が必要不可欠です。

第2章

2 本市の状況

(1) 本市の特徴（類似団体分析）

人口の増減や就業の状況など、9つの項目について、類似団体と比較し、本市の「強み」、「弱み」となる指標を掲載しています。

国が全国の市区町村を「指定都市」、「中核市」、「特例市」、「都市」、「町村」、「特別区」に分類し、さらに「都市」、「町村」を人口規模や産業構造で細分化し、計 35 のグループに分けています。類似団体とは、その中で同じグループに属する自治体を指します。

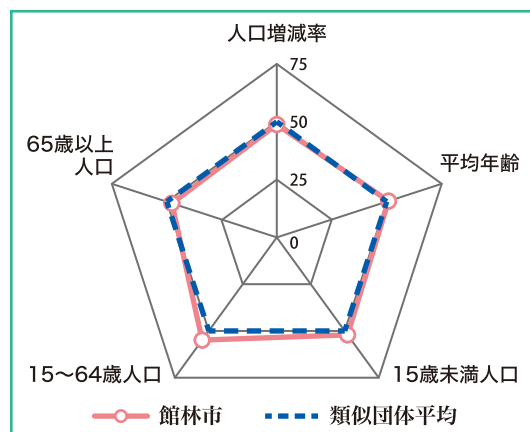
平成 30 年度現在の館林市の類似団体（Ⅱ-2）は、90 団体となっており、県内では渋川市、藤岡市、安中市、みどり市が同じグループになります。本市の特徴を見るために、指標ごとに類似団体の平均値を求め、この平均値と比較して本市がどの水準にあるかを偏差値の高い低いで示しています。

なお、類似団体の分類は、人口減少などの影響もあり年度ごとに変わることがあります。

1 人口の増減と年齢3区分

人口について見ると、「15～64 歳人口」はやや高く、「人口増減率」・「平均年齢」・「15 歳未満人口」・「65 歳以上人口」は平均的水準となっています。

生産年齢人口がやや多いことは、税収にも好影響を及ぼすことを示しています。

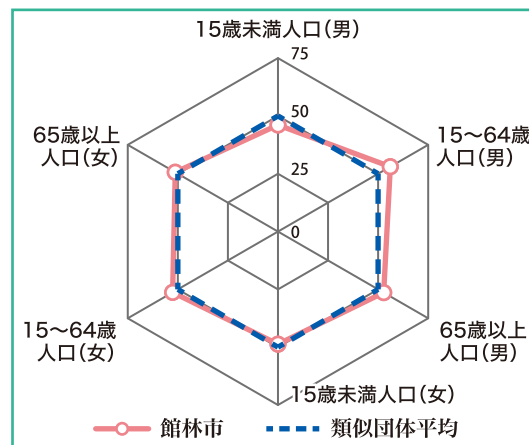


指標の名称（単位）	本市実績	類似団体平均値	偏差値
人口増減率（％）	-2.47	-2.04	48.8
平均年齢（歳）	46.67	46.88	50.8
15歳未満人口（人）	9,688	9,204	52.1
15～64歳人口（人）	45,718	41,238	54.9
65歳以上人口（人）	20,560	19,454	47.7

※ 出典：平成 27 年国勢調査（2015 年）、平成 22 年国勢調査（2010 年）

2 年齢3区分男女別比率

年齢3区分別人口比率について、「15～64歳人口・男女」・「65歳以上人口・男」はやや高く、「15歳未満人口・男」はやや低くなっています。



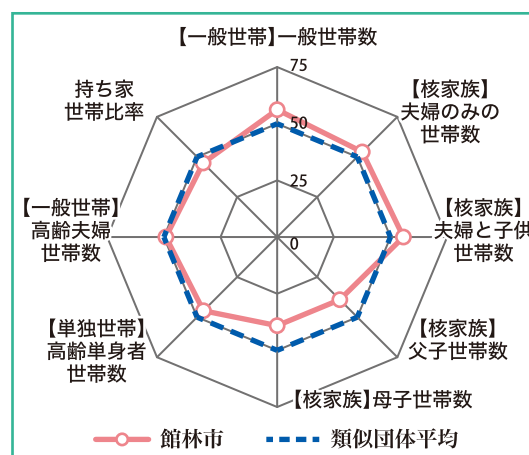
指標の名称 (単位)	本市実績	類似団体 平均値	偏差値
15歳未満人口・男 (%)	13.13	13.75	46.1
15～64歳人口・男 (%)	62.90	61.30	56.1
65歳以上人口・男 (%)	23.97	24.95	52.8
15歳未満人口・女 (%)	12.38	12.61	48.7
15～64歳人口・女 (%)	57.49	56.63	52.6
65歳以上人口・女 (%)	30.13	30.76	51.3

※ 出典：平成27年国勢調査（2015年）

3 世帯の状況

世帯について、「一般世帯数」・「夫婦のみの世帯数」・「夫婦と子供世帯数」はやや高く、「高齢単身者世帯数」・「持ち家世帯比率」はやや低く、「父子世帯数」・「母子世帯数」は低くなっています。

また、「父子世帯数」・「母子世帯数」が多いことが特徴であり、これら世帯にかかる公的な費用負担が多いことがうかがえます。



指標の名称 (単位)	本市実績	類似団体 平均値	偏差値
【一般世帯】一般世帯数 (世帯)	30,171	26,563	56.2
【核家族】夫婦のみの世帯数 (世帯)	5,972	5,543	53.1
【核家族】夫婦と子供世帯数 (世帯)	8,799	7,658	55.7
【核家族】父子世帯数 (世帯)	488	386	39.1
【核家族】母子世帯数 (世帯)	2,576	2,023	39.1
【単独世帯】高齢者単身世帯数 (世帯)	3,025	2,665	46.0
【一般世帯】高齢夫婦世帯数 (世帯)	3,426	3,343	49.1
持ち家世帯比率 (%)	68.78	71.47	46.2

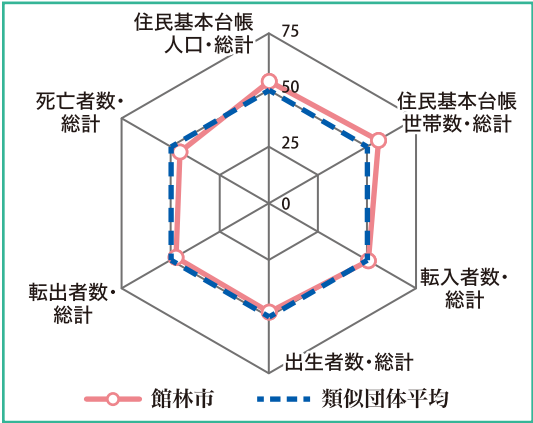
※ 出典：平成27年国勢調査（2015年）

第2章

4 転入・転出の状況

「住民基本台帳人口・総計」・「住民基本台帳世帯数・総計」はやや高く、「死亡者数・総計」はやや低くなっています。

高齢化率の高さが影響して、死亡者数が多くなっていることがうかがえます。

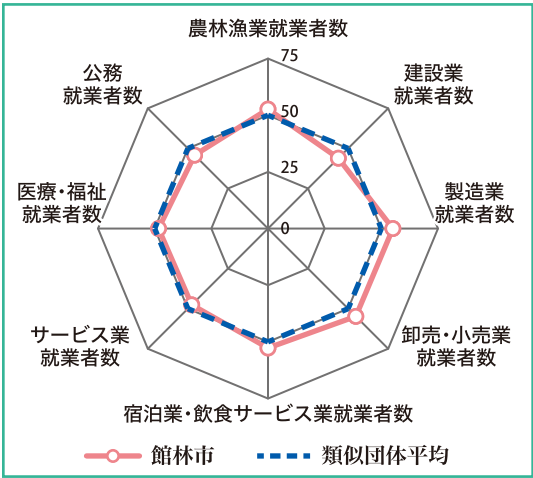


指標の名称（単位）	本市実績	類似団体 平均値	偏差値
住民基本台帳人口・総計（人）	76,621	70,821	53.9
住民基本台帳世帯数・総計（世帯）	32,678	29,065	55.7
転入者数・総計（人）	2,554	2,503	50.5
出生者数・総計（人）	488	521	47.9
転出者数・総計（人）	2,689	2,498	47.5
死亡者数・総計（人）	896	790	45.5

※ 出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（2018）

5 就業の状況

就業状況については、「農林漁業就業者数」・「製造業就業者数」・「卸売・小売業就業者数」・「宿泊業・飲料サービス業就業者数」はやや高く、「サービス業就業者数」・「医療・福祉就業者数」は平均の水準にあり、「建設業就業者数」・「公務就業者数」はやや低くなっています。



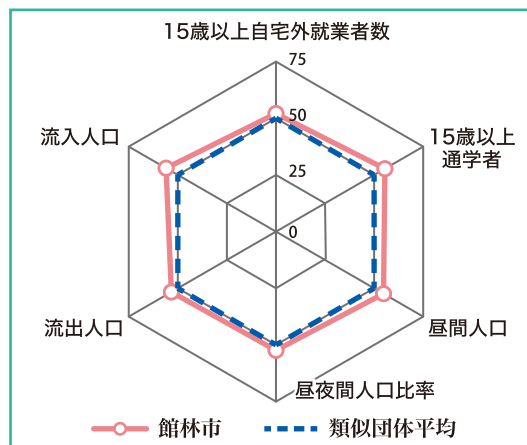
指標の名称（単位）	本市実績	類似団体 平均値	偏差値
農林漁業就業者数（人）	1,541	1,325	52.7
建設業就業者数（人）	2,006	2,619	43.9
製造業就業者数（人）	10,781	9,161	55.1
卸売・小売業就業者数（人）	5,541	4,911	54.8
宿泊業・飲食サービス業就業者数（人）	1,828	1,693	52.7
サービス業就業者数（人）	1,122	1,206	47.6
医療・福祉就業者数（人）	3,716	3,888	48.3
公務就業者数（人）	873	995	45.8

※ 出典：平成 27 年国勢調査（2015）

6 通勤・通学、流出入の状況

「15歳以上通学者」・「昼間人口」・「流出入口」・「流入人口」はやや高く、「15歳以上自宅外就業者」・「昼夜間人口比率」は、平均的水準になっています。

「昼間人口」・「流出入口」・「流入人口」が多いことは、活発な人の動きをうかがうことができます。



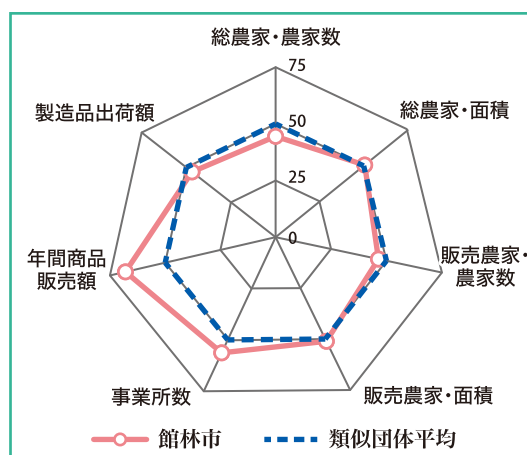
指標の名称 (単位)	本市実績	類似団体 平均値	偏差値
15歳以上自宅外就業者 (人)	31,601	30,146	52.1
15歳以上通学者 (人)	3,841	3,355	55.5
昼間人口 (人)	75,555	68,184	54.8
昼夜間人口比率 (%)	98.55	97.00	52.4
流出入口 (人)	17,332	15,194	53.3
流入人口 (人)	16,220	13,113	56.0

※ 出典：平成 27 年国勢調査 (2015)

7 産業の状況

産業については、「年間商品販売額」は高くなっており、生活都市であることがうかがえます。また、「事業所数」はやや高くなっています。

一方、「総農家・農家数」・「販売農家・農家数」・「製造品出荷額」はやや低くなっています。



指標の名称 (単位)	本市実績	類似団体 平均値	偏差値
総農家・農家数 (戸)	1,162	1,778	44.5
総農家・面積 (ha)	1,826	1,730	50.6
販売農家・農家数 (戸)	775	1,046	46.4
販売農家・面積 (ha)	1,763	1,598	51.1
事業所数 (所)	735	604	56.3
年間商品販売額 (百万円)	235,854	128,202	68.0
製造品出荷額 (万円)	25,974,556	34,443,961	46.8

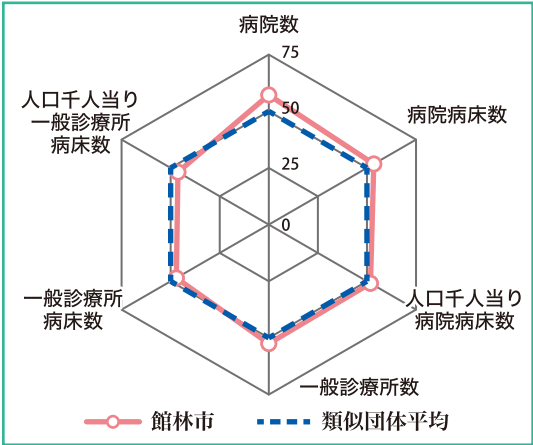
※ 出典：農林業センサス (2015)、商業統計調査 (2014)、工業統計調査 (2017)

第2章

8 病院等の状況

「病院数」・「病院病床数」・「一般診療所数」はやや高くなっています。

また、「一般診療所数」はやや高くなっていますが、「一般診療所病床数」の少なさや、人口が多いことも影響して、「人口千人当たり一般診療所病床数」は平均的水準となっています。



指標の名称（単位）	本市実績	類似団体 平均値	偏差値
病院数（院）	6	4.20	57.2
病院病床数（床）	907	767.70	53.5
人口千人当たり病院病床数（床）	11.84	10.84	51.8
一般診療所数（院）	52	48.52	52.5
一般診療所病床数（床）	36	50.20	47.1
人口千人当たり一般診療所病床数（床）	0.47	0.72	46.3

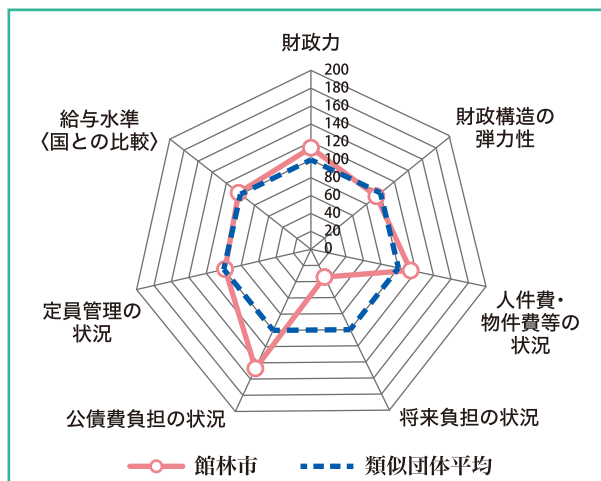
※ 出典：医療施設調査（2017）

9 行財政等の状況

総務省財政資料による、平成 29 年度決算の主な行財政の指標の特徴及び類似団体比較になります。（類似団体数は 93 団体（平成 29 年度現在））

「公債費負担の状況」は高く、「財政力」・「人件費・物件費等の状況」はやや高くなっています。

また、「将来負担の状況」は低くなっています。



指標の名称（単位）	本市実績	類似団体 平均値	平均値との 比較値
財政力【財政力指数（※1）】	0.84	0.74	113.51
財政構造の弾力性（※2）【経常収支比率】（%）	97.3	91.6	94.14
人件費・物件費等の状況【人口1人当たり人件費・物件費等決算額】（円）	109,389	124,683	113.98
将来負担の状況【将来負担比率（※3）】（%）	90.7	31.3	34.50
公債費負担の状況【実質公債費比率（※4）】（%）	4.9	7.2	146.93
定員管理の状況【人口千人当たり職員数】（人）	7.40	7.24	98.51
給与水準〈国との比較〉【ラスパイレス指数（※5）】	95.9	98.4	102.60

※ 出典：市町村財政比較分析表（2018）

※ 平均値との比較値：類似団体の平均値を 100 として本市実績を比較値として算出

- ※ 1 財政力指数…地方公共団体の財政力を示す指標。普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値を過去3年間について単純平均して求める。財政力指数が1をこえる団体を富裕団体と呼び、0.4未満を過疎団体の一要件とするなど、国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられる。
- ※ 2 財政構造の弾力性…経常収支比率で表され、財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。
- ※ 3 将来負担比率…将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
- ※ 4 実質公債費比率…一般財源の規模に対する公債費の割合のこと。従来の「起債制限比率」では、公営企業が発行する債券の数値が計算上出てこないため、実質的な財政の不健全性を示す指標として2006年度に導入された。実質公債費比率が18%以上となる地方自治体は、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。
- ※ 5 ラスパイレス指数…国家公務員を100として地方公務員の給与水準を示す指数。

第2章

(2) 土地利用

本市は 60.97 平方キロメートルの区域を擁し、平坦な地形と日本遺産に認定された里沼を中心に自然景観に恵まれ、平成 27 年度（2015 年度）現在の土地利用は、宅地や道路など都市的土地利用が 47.6%、農地や水面などの自然的土地利用が 52.4%となっています。

土地は限られた資産であり、その利活用は地域の発展や豊かな市民生活に大きな影響を及ぼすことから、地域の特性を踏まえた適切な利活用と維持管理がこれまで以上に重要となります。

土地利用に際しては、適切な誘導による地域活力の維持、増進とともに、人口減少の進行や少子高齢化の進展への対応、さらに、自然環境の保全など持続可能なまちづくりへの取組が必要となります。

第2章

3 市民ニーズの把握

総合計画を策定するにあたり、18 歳以上の市民 1,500 人（無作為抽出）を対象に、まちづくりの満足度・重要度や館林市の将来像などについて、令和元年度に市民アンケート調査を実施しました。（有効回収 715 人）

(1) 現状の満足度と今後の重要度

本市が第5次総合計画で進めてきた施策 34 項目について、現状の満足度と今後の重要度について質問しました。（それぞれの項目ごとに1つ選択）

その結果について、満足度と重要度をそれぞれ横軸、縦軸に設定し、分布図を作成しました。また、満足度と重要度それぞれについて 34 項目の点数の平均点を算出し、グラフ上にラインを引くと4つのエリアに分類されます。ここでは「満足度が低く重要度が高い」項目となる左上エリアを中心に見ていくこととします。

「満足度が低く重要度が高い」項目は全部で8項目あります。これらは、市民が重要であると考えているにもかかわらず、現状に満足できていないものであり、今後取り組むべき重点課題と考えられます。

● 満足度が低く重要度が高い項目（重点課題）**● 生活環境分野**

- ・ 防犯（犯罪からの安全、パトロール）の対策
- ・ 交通安全（意識啓発、交通安全施設などの整備）の対策

● 福祉分野

- ・ 障がい者福祉（福祉・介護サービス、社会参加など）の対策
- ・ 社会保障（国民健康保険、年金、生活困窮者、母子・父子家庭など）の対策

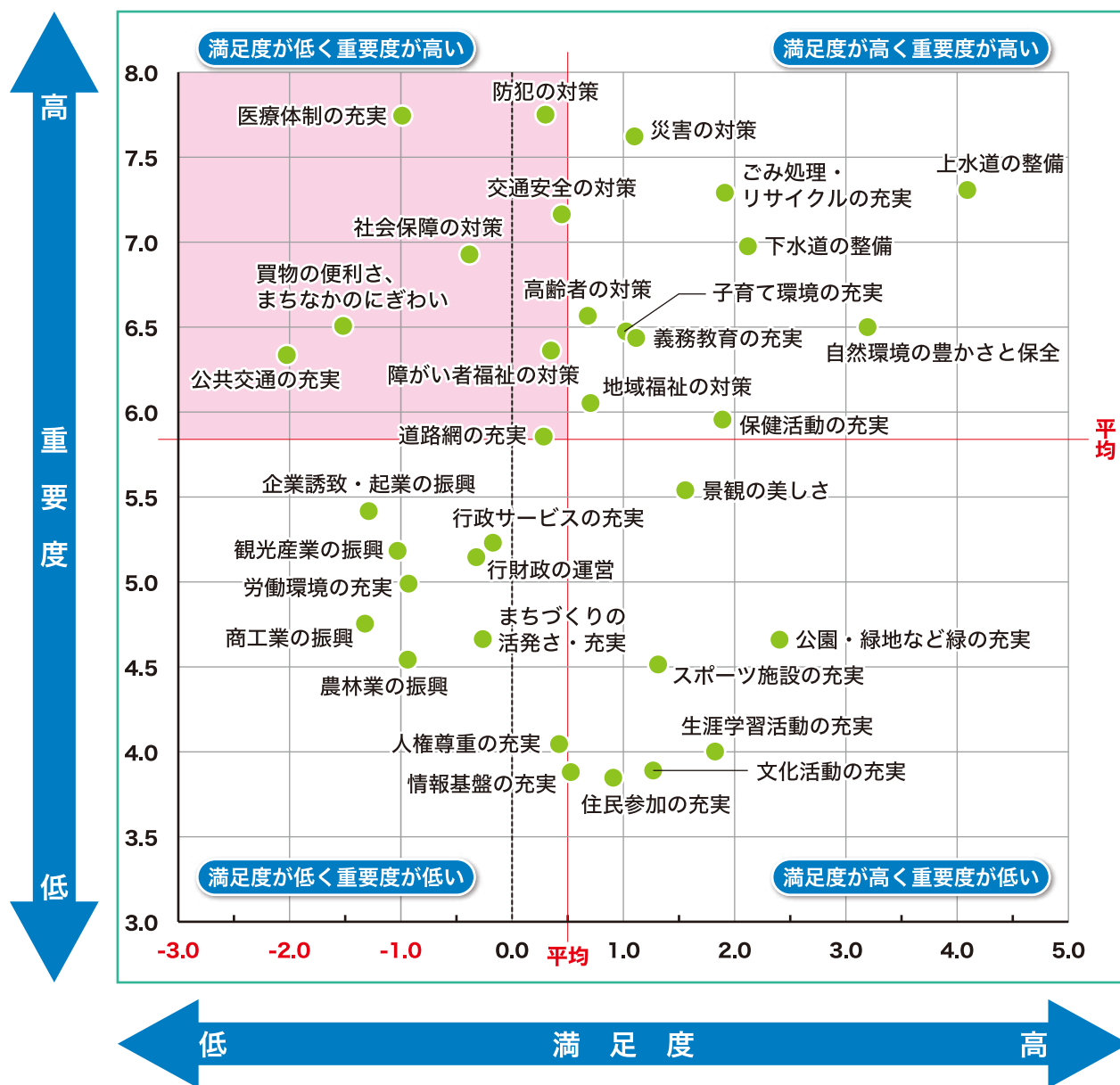
● 保健・医療分野

- ・ 医療体制（地域医療、休日医療など）の充実度

● 快適・環境分野

- ・ 買物（商店、スーパーなど）の便利さ、まちなかのにぎわい
- ・ 道路網（国道、県道、市道など）の充実度
- ・ 公共交通（鉄道・バスなど）の充実度

分布図（重要度・満足度）

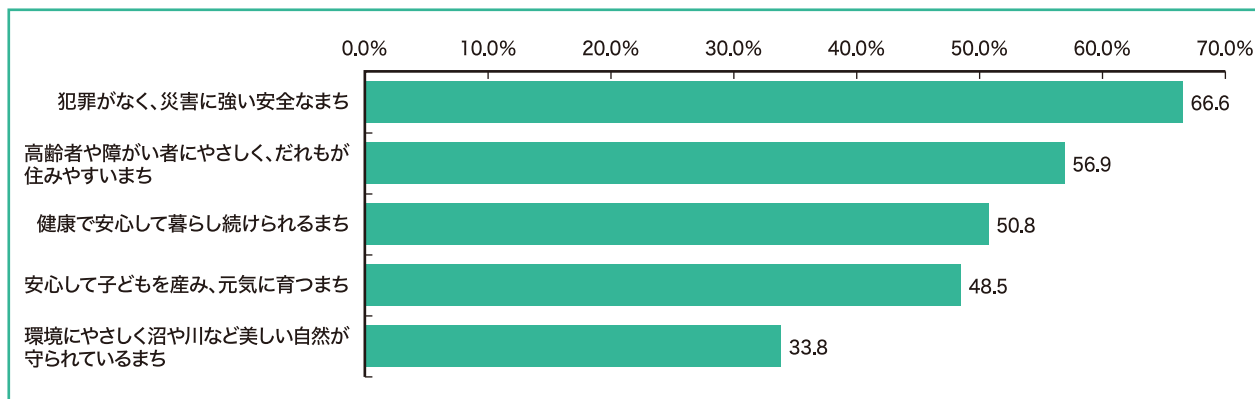


第2章

(2) 今後のまちづくりの方向性

館林市の将来像について、今後どのようなまちづくりを目指していくべきかを質問しました。(18の選択肢から5つを選択)

その結果、「犯罪がなく、災害に強い安全なまち」が66.6%と最も高く、次いで、「高齢者や障がい者にやさしく、だれもが住みやすいまち」(56.9%)、「健康で安心して暮らし続けられるまち」(50.8%)の順となっています。キーワードとしては「安全」、「安心」、「住みやすい」などが挙げられます。



第2部

第2期館林市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン

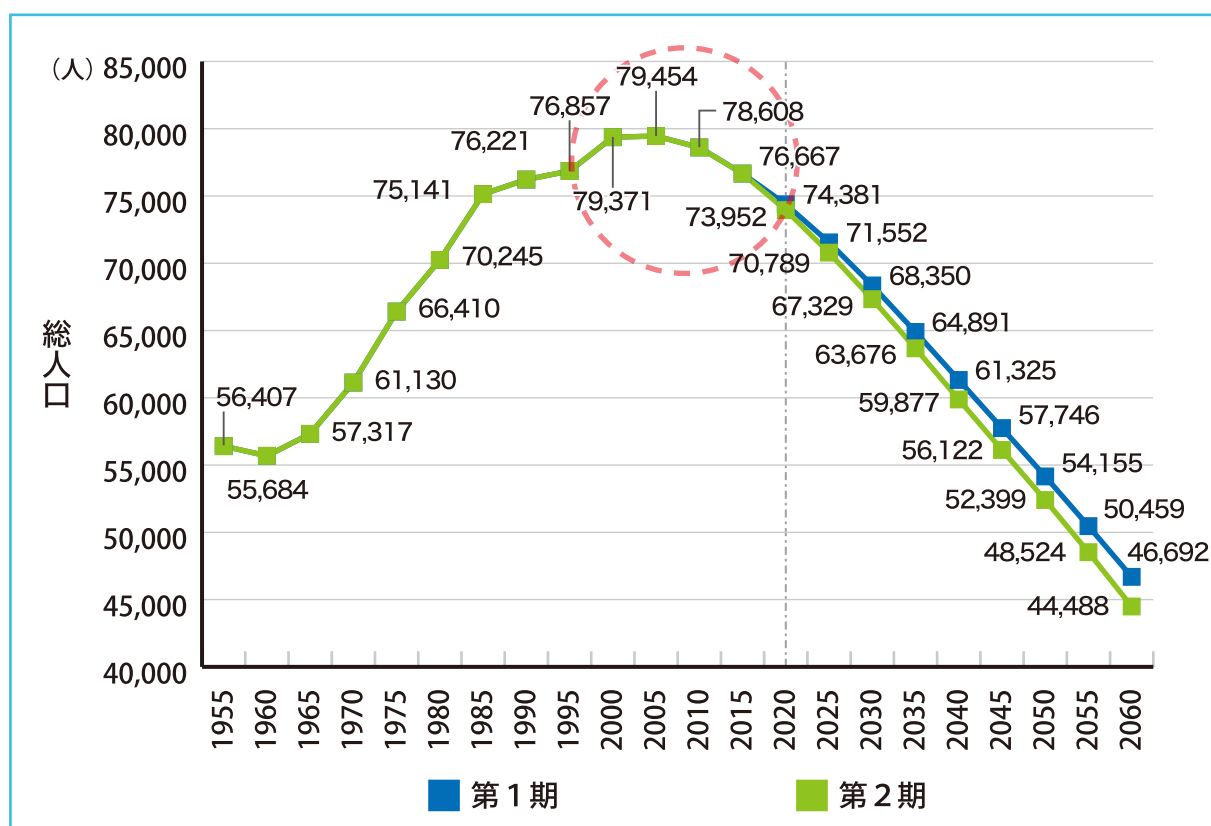
第1章

人口の現状と分析

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

館林市の1955年(昭和30年)から2060年(令和42年)までの人口を見ると、2005年(平成17年)頃までは上昇傾向にあり、ピーク時には79,454人でありました。しかし、日本全体の少子高齢化の流れと同じくその後は下降傾向となり、2020年(令和2年)以降の人口推計からわかるように人口ビジョンの第1期と第2期の数値を比較すると、総人口は減っているため、人口減少が更に進行していることがうかがえます。



出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域経済分析システム（RESAS）」

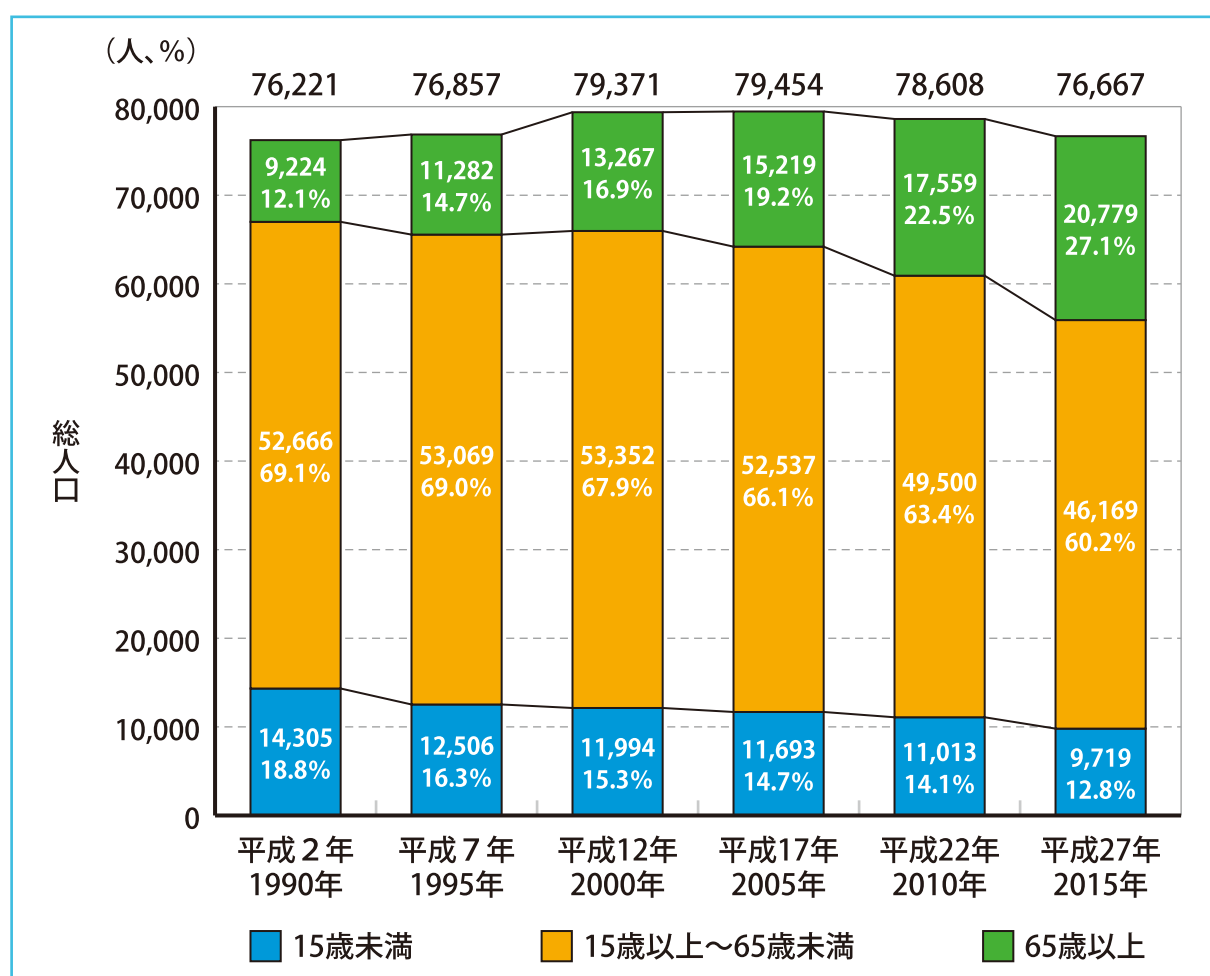
※ 2015年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020年以降はまち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ

(2) 年齢3区分別人口の推移

総人口を年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)、老年人口(65歳以上)の3つに分け詳しく見ると、生産年齢人口及び年少人口と老年人口で異なる傾向が見られます。

生産年齢人口は、2000年(平成12年)の53,352人をピークに上昇傾向から下降傾向に転換しています。また、年少人口に関しても同じように下降傾向となっています。

一方、老年人口は上昇傾向が続いており、年々総人口に対する割合が増加しています。



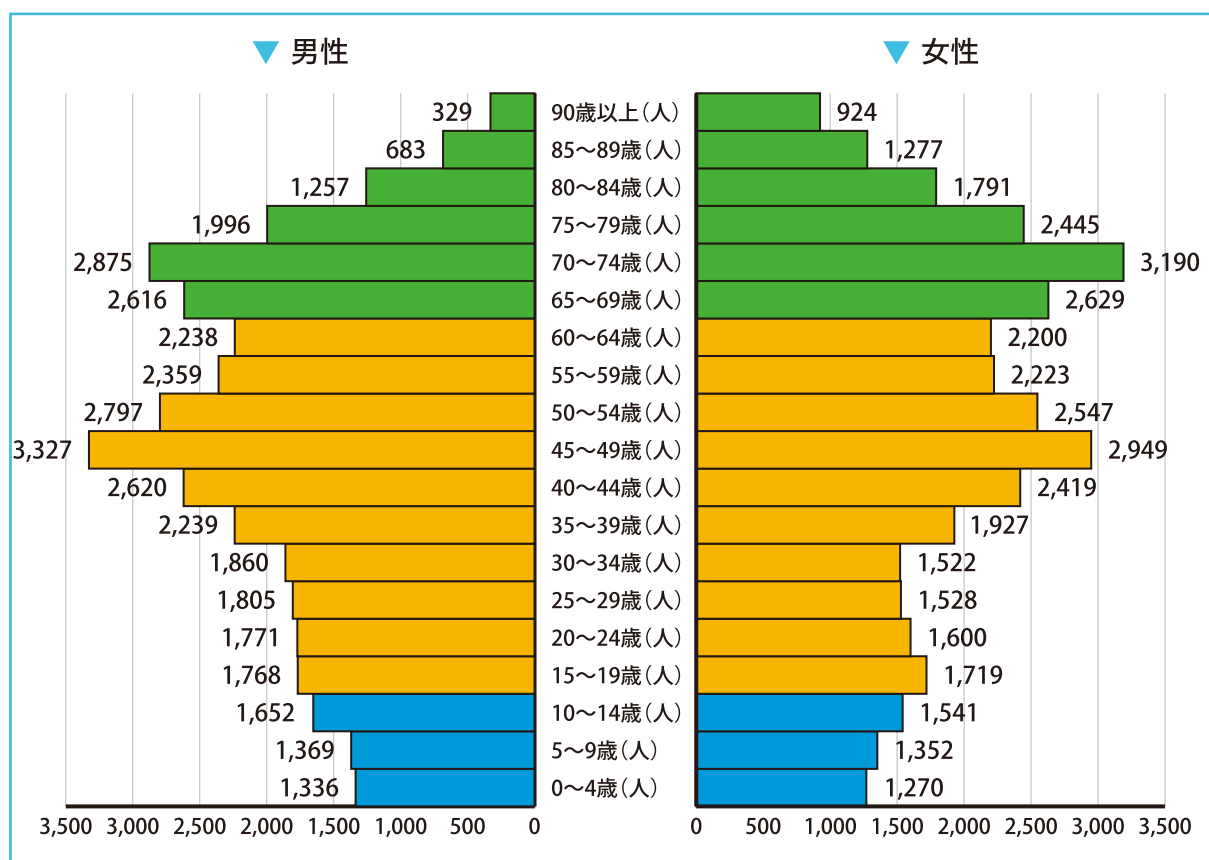
出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ及び「地域経済分析システム (RESAS)」
(「国勢調査」のデータに基づく実績値)

※ 年齢3区分別人口は年齢不詳を含まないため、また、端数処理のため、総数に一致しない場合があります。

2 年齢別人口

(1) 年齢別人口 (2020 年)

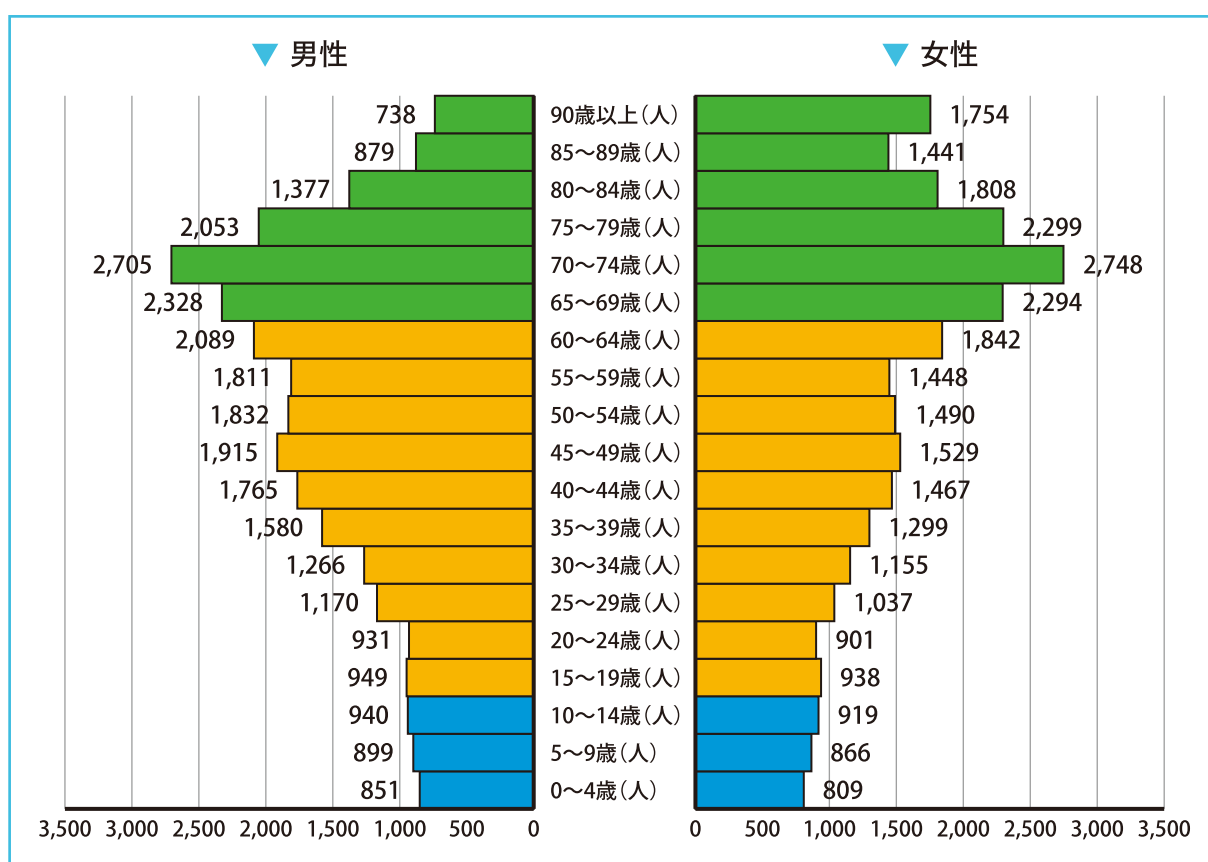
年齢別に館林市の人口を見ると、館林市の最も人口の多い年齢層は 70～74 歳及び 45～49 歳となっています。これらは、それぞれ団塊世代及び団塊ジュニア世代と呼ばれる世代にあたり、日本全体においても人口の多い世代です。



出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ

(2) 年齢別推計人口 (2045 年)

2045 年（令和 27 年）の年代別の人口推計を見ると、最も人口の多い年齢層は 70 ～ 74 歳であり、全体的な割合も 65 歳以上の高齢者が増加していることがうかがえます。また、65 歳未満の世代を見てみると、年齢が低いほどその人口が少ない傾向にあり、2020 年（令和 2 年）時に比べより人口が減っています。こうした傾向から、人口減少が更に加速していることがうかがえます。

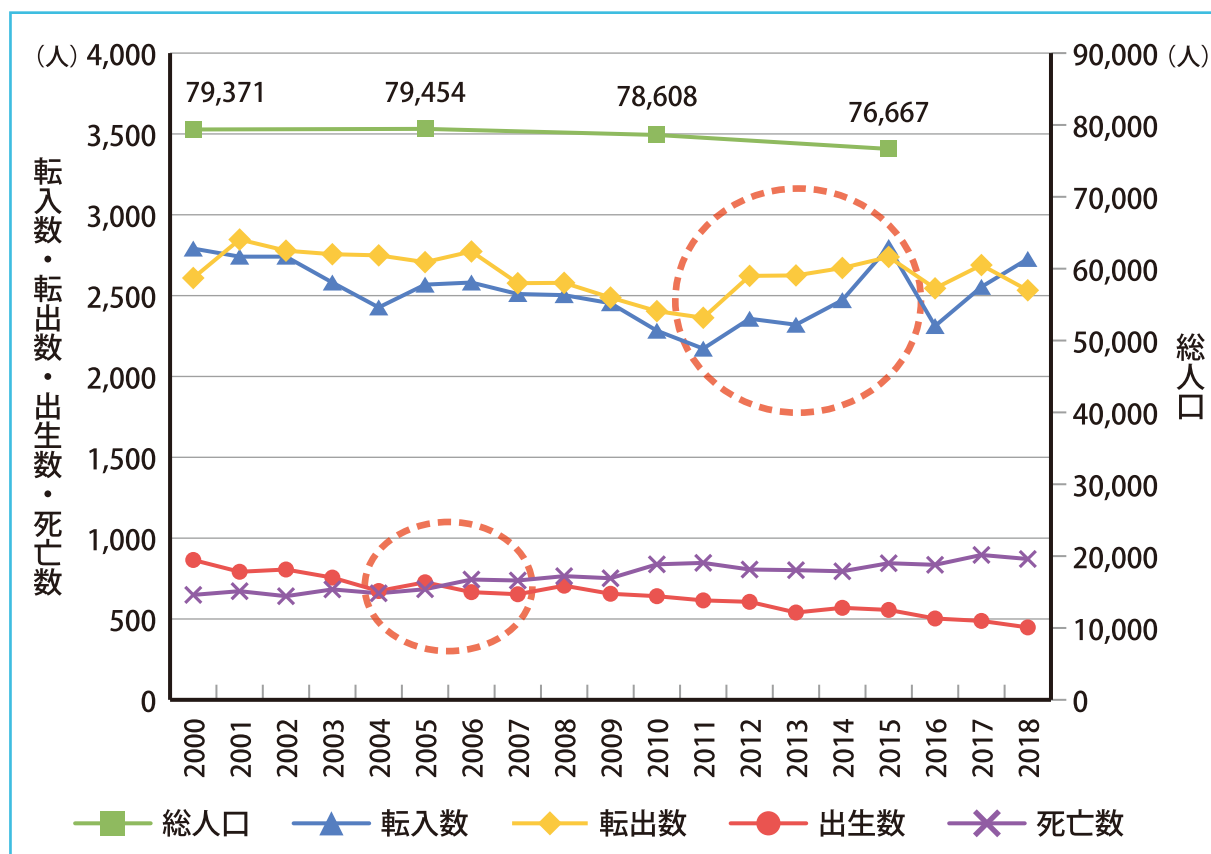


出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ

3 人口増減

(1) 人口増減の推移

館林市の総人口を詳しく見る上で、人口増減はまず把握すべき項目となります。人口増減は出生・死亡に関する自然増減と転入・転出に関する社会増減に分けることができます。



出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域経済分析システム（RESAS）」

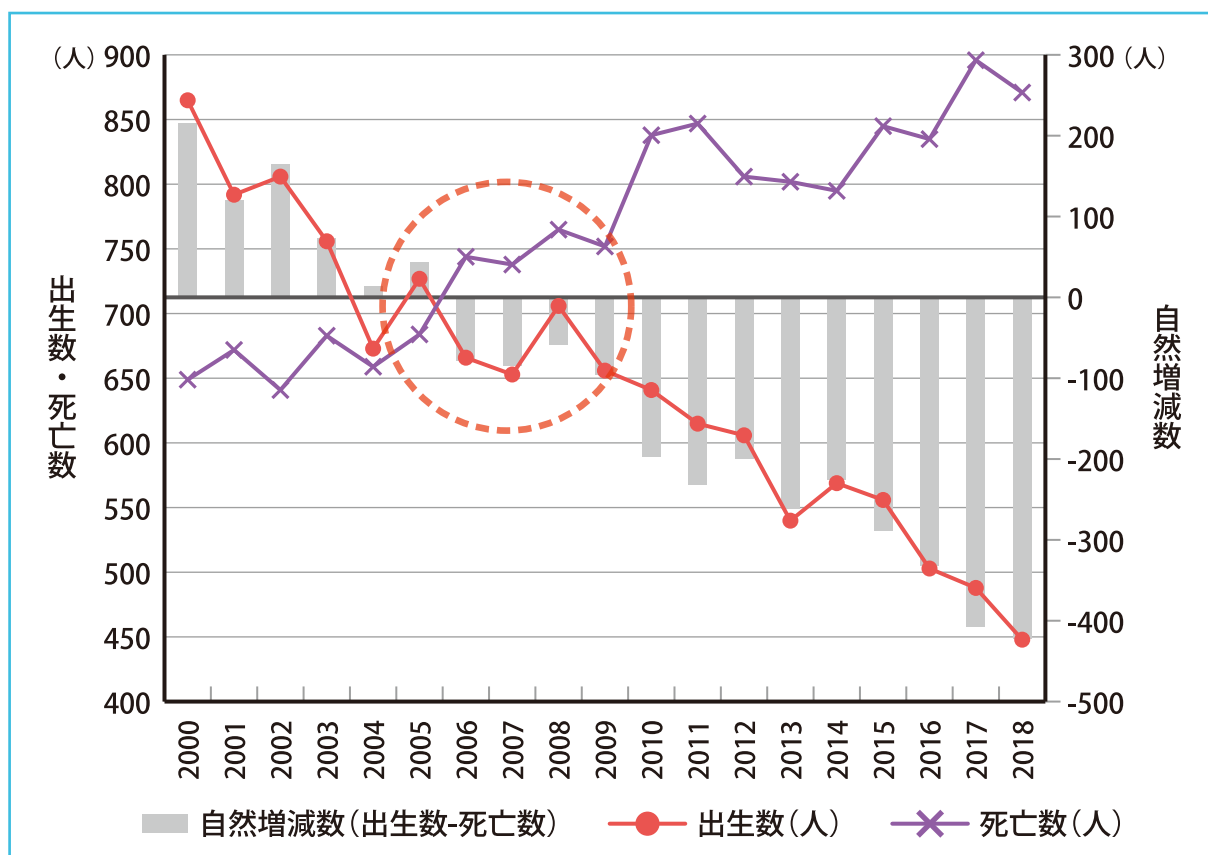
館林市のここ 20 年近くの推移を見ると、死亡数が出生数を上回るとともにその差が開き、人口の自然減の傾向が続いていることがわかります。

また、転入数及び転出数を見ると、2001 年（平成 13 年）に転出数が転入数を上回り、転出超過となりました。その後 2011 年（平成 23 年）頃から増加し始めた転入数が転出数を上回るまで 10 年以上転出超過は続き、さらに出生数の減少も合わさり、館林市の総人口は減少傾向にあります。

(2) 自然増減

(2)-1 出生数・死亡数・自然増減数（出生数－死亡数）の推移

館林市の出生数は、減少傾向をたどり、死亡数は上昇傾向をたどっています。2006年（平成18年）には死亡数が出生数を上回り、以降、自然増減数が更に拡大しています。



年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
出生数(人)	865	792	806	756	673	727	666	653	706	656	641	615	606	540	569	556	503	488	448
死亡数(人)	649	672	641	683	659	684	744	738	765	752	838	847	806	802	795	845	835	896	871
自然増減数	216	120	165	73	14	43	-78	-85	-59	-96	-197	-232	-200	-262	-226	-289	-332	-408	-423

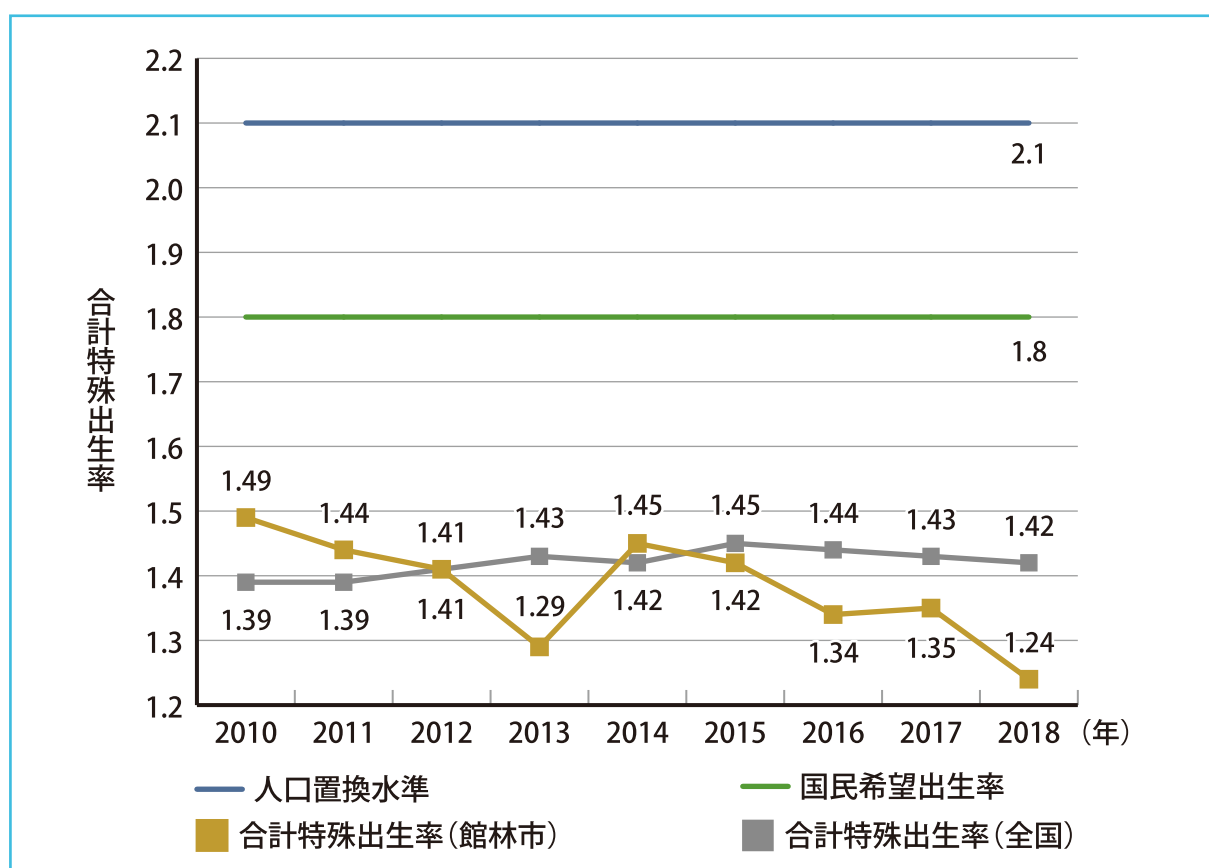
出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域経済分析システム（RESAS）」

(2)-2 合計特殊出生率

出生数に関連して、合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子供の数）は、出産に大きく影響のある指標として確認すべきものです。

合計特殊出生率はここ10年ほどの数値を見ると、国の目標値である国民希望出生率（1.8）及び人口を維持するために必要な人口置換水準（2.1）に届かない状況が続いています。

また、本市の合計特殊出生率はここ10年ほどの間で更に下がっているため、早急な対策が求められています。



出典：群馬県健康福祉統計年報（2010年～2018年）

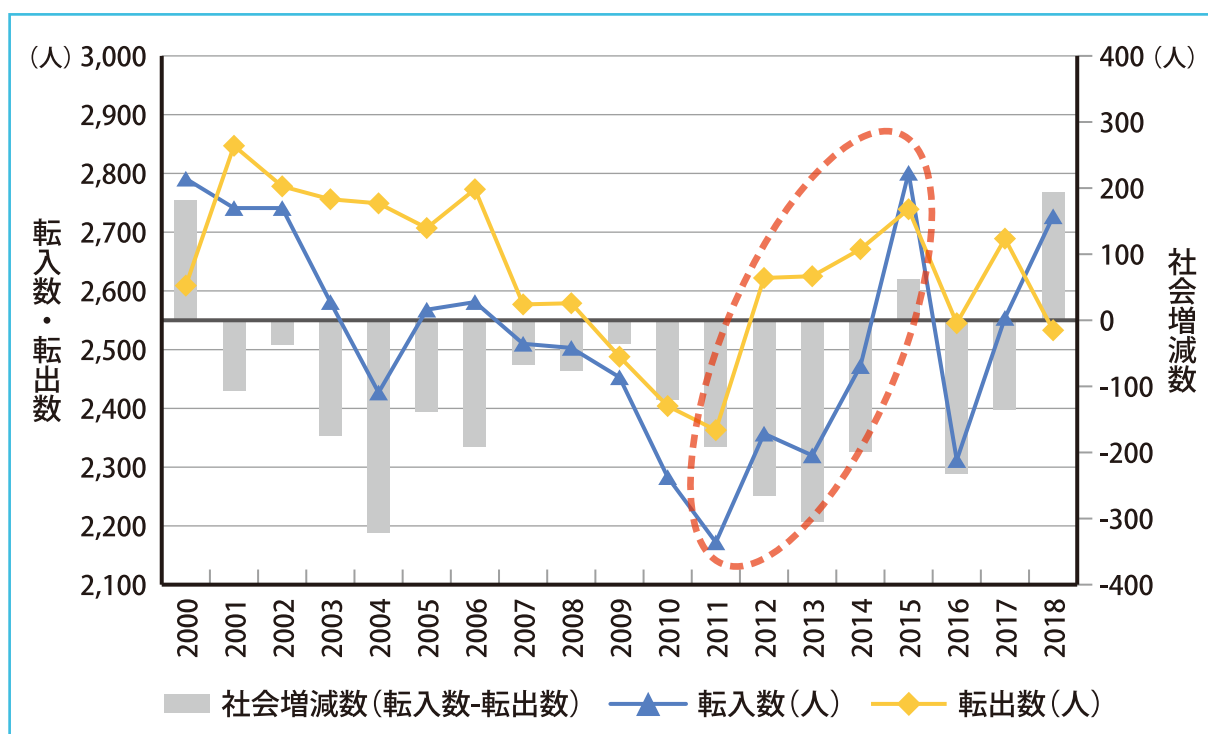
※国民希望出生率 (1.8)	政府の「まち・ひと・しごと創生本部」が掲げる目標値。
※人口置換水準 (2.1)	人口を維持するのに必要な出生水準。 先進諸国の人口置換水準は2.1と推計されており、 「まち・ひと・しごと創生本部」もこの数値を採用。

(3) 社会増減

(3)-1 転入数・転出数・社会増減数（転入数－転出数）の推移

転入及び転出に関する社会増減についても、その実態を分析する必要があります。

まず、転入数と転出数による社会増減数（転入数－転出数）の推移を見ると、2001年（平成13年）から転出超過が10年以上続いていましたが、2015年（平成27年）には転入数が転出数を上回る年も出るなど、上昇傾向が見られます。



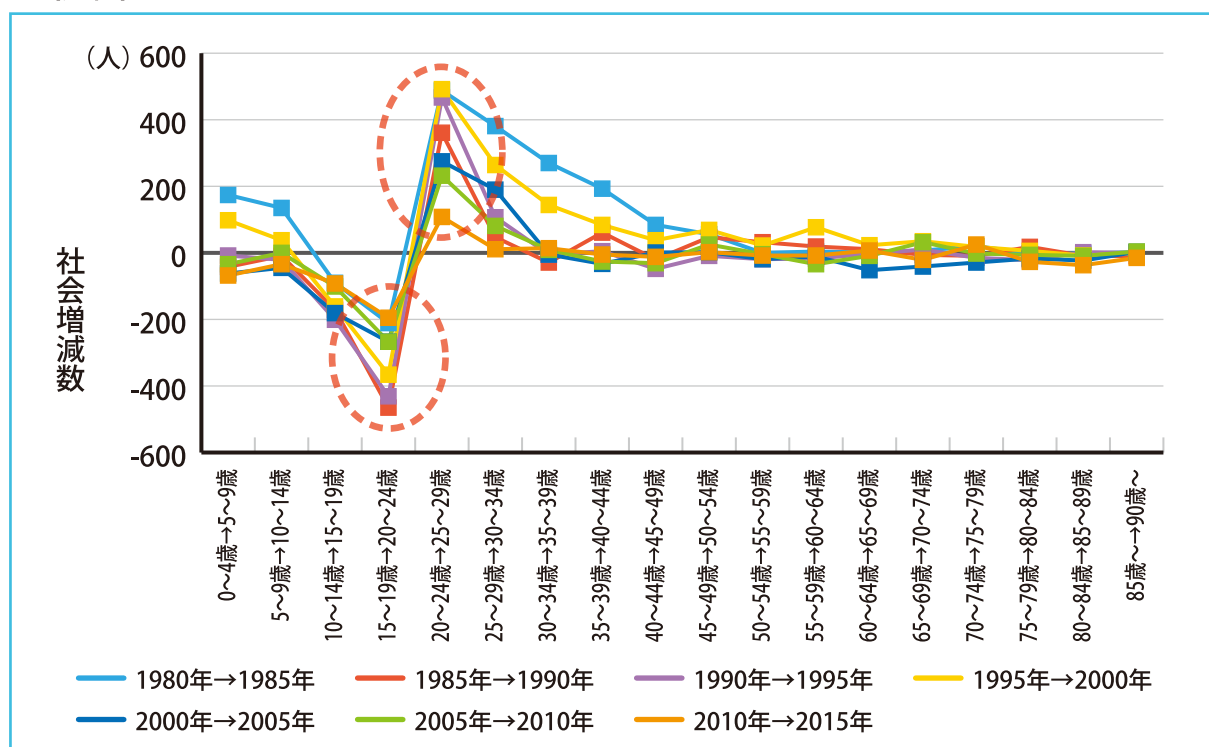
年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
転入数(人)	2,791	2,741	2,741	2,581	2,427	2,568	2,581	2,510	2,503	2,453	2,283	2,172	2,357	2,320	2,472	2,801	2,312	2,554	2,727
転出数(人)	2,609	2,847	2,778	2,756	2,749	2,707	2,773	2,577	2,579	2,488	2,404	2,363	2,622	2,625	2,671	2,739	2,545	2,689	2,533
社会増減数	182	-106	-37	-175	-322	-139	-192	-67	-76	-35	-121	-191	-265	-305	-199	62	-233	-135	194

出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域経済分析システム（RESAS）」

(3)-2 年齢別純移動数（転入数－転出数）

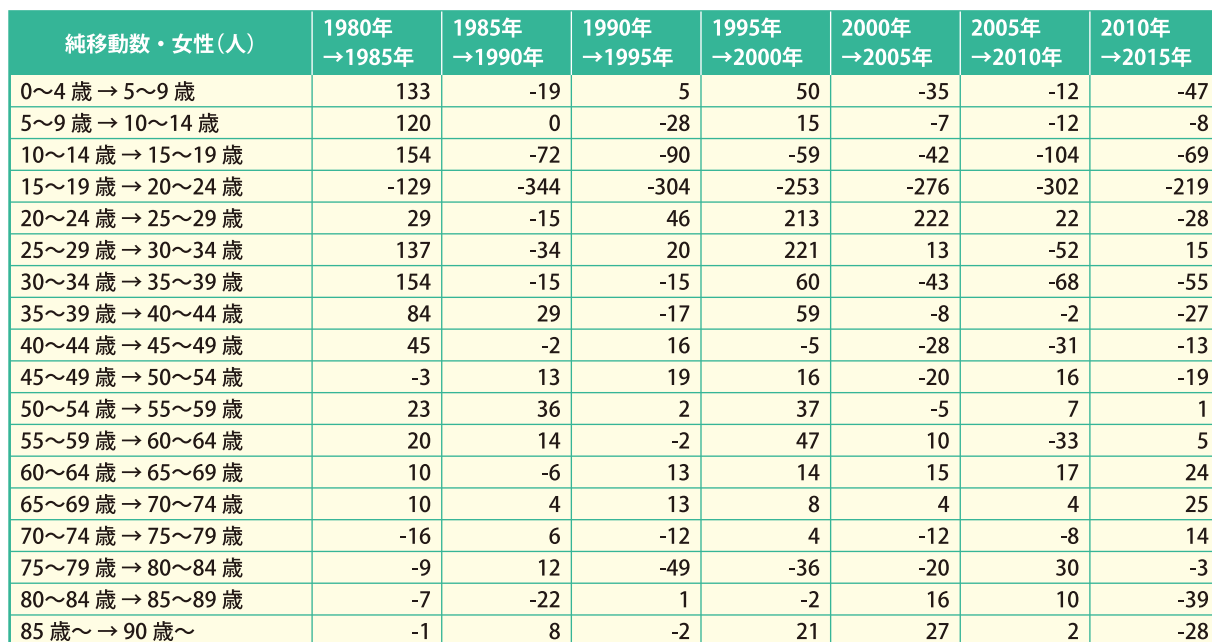
転入数から転出数を引いた純移動数において年齢別に状況を見てみると、過去 35 年間のデータから年代における特徴が幾つか見られます。

・（男性）



純移動数・男性(人)	1980年 →1985年	1985年 →1990年	1990年 →1995年	1995年 →2000年	2000年 →2005年	2005年 →2010年	2010年 →2015年
0～4歳→5～9歳	174	-42	-8	98	-62	-34	-68
5～9歳→10～14歳	135	-9	-21	38	-45	0	-34
10～14歳→15～19歳	-90	-171	-201	-161	-181	-101	-92
15～19歳→20～24歳	-211	-465	-431	-366	-267	-267	-195
20～24歳→25～29歳	488	361	467	492	275	232	108
25～29歳→30～34歳	381	47	107	264	190	81	11
30～34歳→35～39歳	270	-29	-5	144	-5	9	14
35～39歳→40～44歳	193	61	5	84	-33	-26	-5
40～44歳→45～49歳	84	-20	-48	38	1	-31	-12
45～49歳→50～54歳	56	47	-9	69	2	25	2
50～54歳→55～59歳	0	32	-19	22	-19	-4	-8
55～59歳→60～64歳	4	19	-17	77	-11	-34	-8
60～64歳→65～69歳	1	11	-3	23	-52	-9	7
65～69歳→70～74歳	7	-6	10	35	-41	32	-21
70～74歳→75～79歳	20	-9	-15	18	-29	-2	25
75～79歳→80～84歳	-1	18	-22	6	-17	-6	-27
80～84歳→85～89歳	-2	-9	2	-8	-23	-9	-37
85歳～→90歳～	2	-10	0	-1	3	4	-15

出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域経済分析システム（RESAS）」



出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域経済分析システム（RESAS）」

第1章

男性の年齢別の純移動数（転入数－転出数）を見てみると、1980 年（昭和 55 年）以降、10 代の層で流出傾向にある一方、20 代の層で流入傾向にあります。

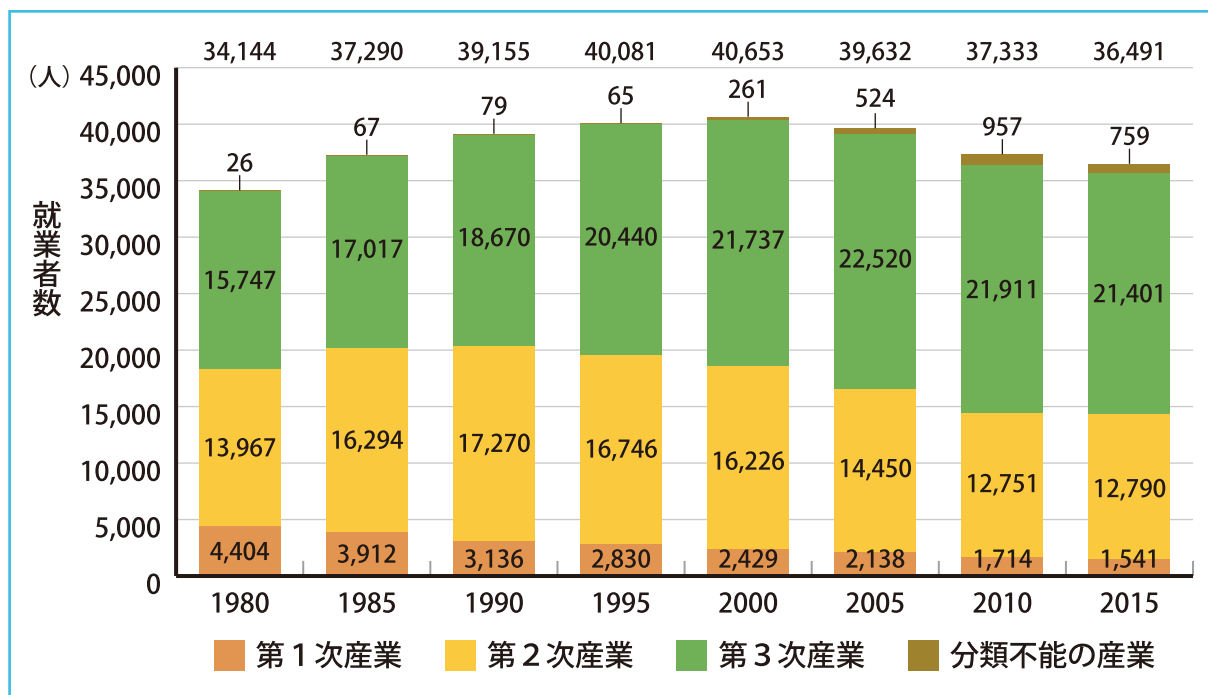
これは進学などを理由に、一旦県外に流出したものの、就職などにより戻ってきたためだと考えられます。しかし、ここ 10 年ほどでは、転入数が少なくなり転出超過が続いています。

女性の場合は、10 代の層で男性と同様に流出傾向にある一方、20 代の層でも流出傾向にあり、男性と異なる傾向を示しています。直近の 2010 年（平成 22 年）から 2015 年（平成 27 年）の純移動数の増減数を見てみると、男性は 119 人のプラスとなっていますが、女性は 13 人のマイナスとなっています。

これは館林市から離れた女性がそのまま戻ってこないことを表しており、若い女性について、いかに流出を防止して流入を促進するかが、人口増減における大きな課題と考えられます。

4 雇用や就労などの推移

(1) 産業就業者の推移

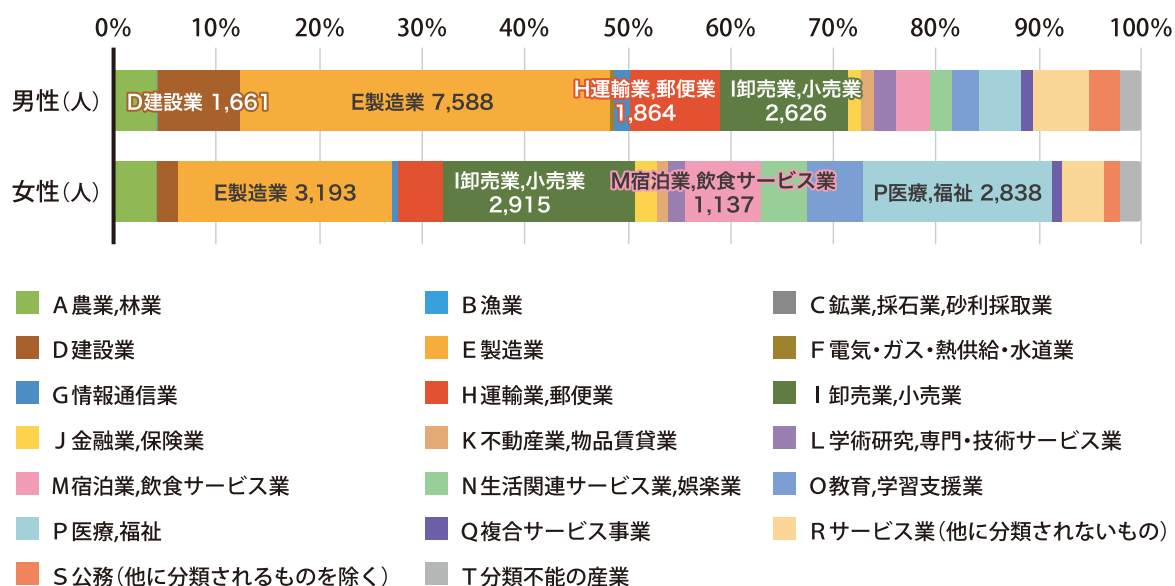


出典：国勢調査（1980年～2015年）

本市の産業就業者の推移を見ると、2000年（平成20年）までは就業者数の増加傾向が続いていましたが、その後は総人口の減少もあり減少傾向に転じ、2015年（平成27年）時点では36,491人となっています。

また、産業の区別に推移を見ると、農業を中心とした第1次産業の就業者は1980年（昭和55年）から減少傾向が続いています。また、第2次産業についても1990年（平成2年）までは就業者数は増えていたものの、その後は減少傾向に転じています。一方、小売業・サービス業などの第3次産業については、1980年（昭和55年）から2005年（平成17年）まで増加傾向が続き、2015年（平成27年）時点でも本市の中で一番就業者数の多い産業となっています。

(2) 産業の内訳

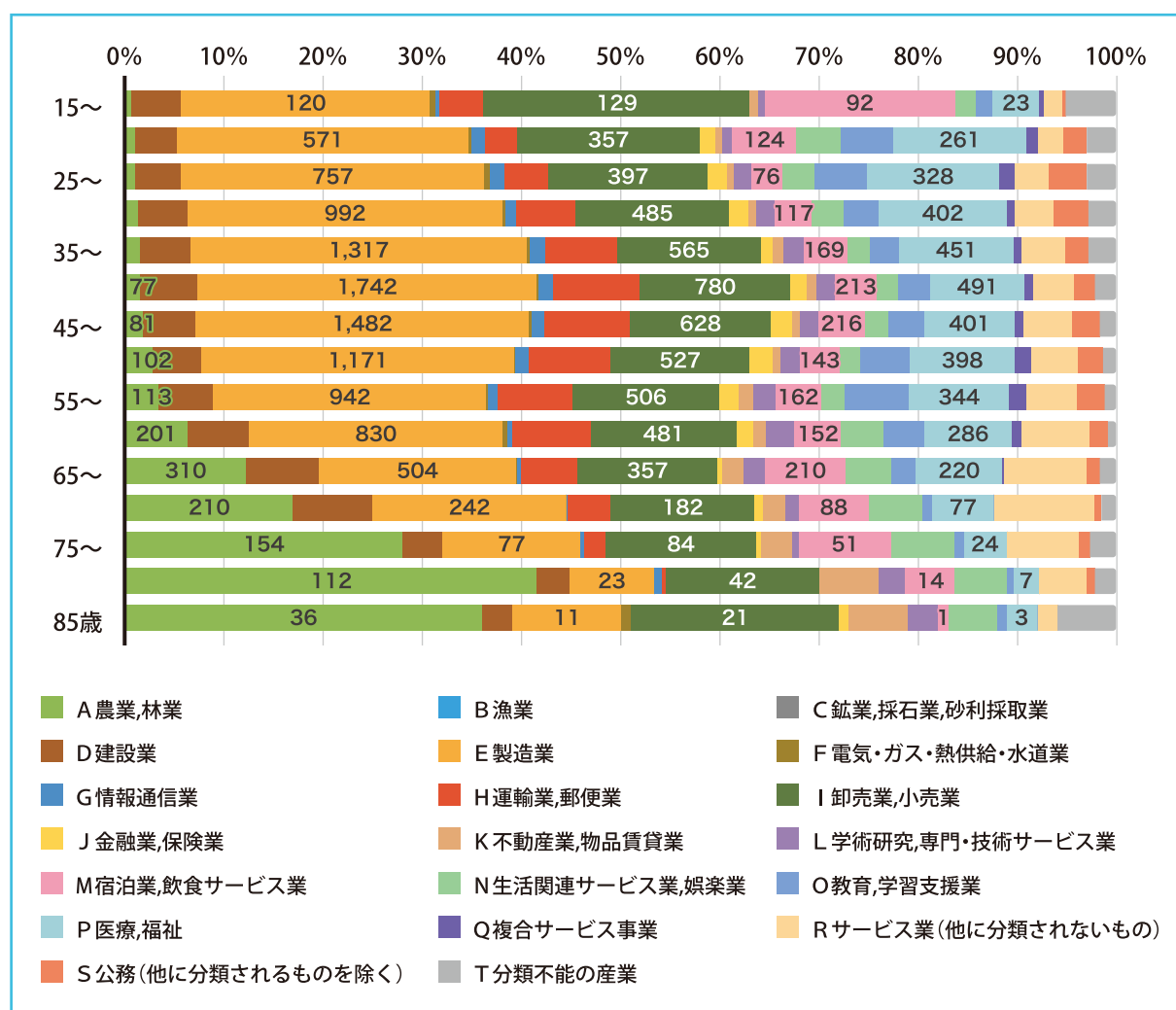


産業(大分類)	男性(人)	女性(人)
A 農業、林業	904	636
B 漁業	1	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	3	-
D 建設業	1,661	345
E 製造業	7,588	3,193
F 電気・ガス・熱供給・水道業	86	19
G 情報通信業	310	82
H 運輸業、郵便業	1,864	653
I 卸売業、小売業	2,626	2,915
J 金融業、保険業	276	316
K 不動産業、物品賃貸業	254	174
L 学術研究、専門・技術サービス業	458	243
M 宿泊業、飲食サービス業	691	1,137
N 生活関連サービス業、娯楽業	437	685
O 教育、学習支援業	571	838
P 医療、福祉	878	2,838
Q 複合サービス事業	204	151
R サービス業（他に分類されないもの）	1,177	645
S 公務（他に分類されるものを除く）	634	239
T 分類不能の産業	437	322
計	21,060	15,431

出典：国勢調査（2015年）

就業者の細かな産業の内訳を見ると、本市における特徴がいくつか見られます。まず、本市では、製造業に従事している人が最も多く、2番目に卸売業・小売業、3番目に医療・福祉となっており、製造業は男性の数が多く、医療・福祉は女性のほうが多く就業していることが見受けられます。

(3) 年齢ごとの産業の内訳



第1章



産業(大分類)	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上
A 農業、林業	3	20	23	43	55	77	81	102	113	201	310	210	154	112	36
B 漁業	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	24	83	115	154	202	294	228	188	193	203	187	100	23	9	3
E 製造業	120	571	757	992	1,317	1,742	1,482	1,171	942	830	504	242	77	23	11
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	5	13	10	12	11	16	5	11	15	3	-	-	-	1
G 情報通信業	2	27	38	33	57	76	56	48	29	15	6	1	2	2	-
H 運輸業、郵便業	21	63	107	186	285	441	378	306	263	252	148	54	12	1	-
I 卸売業、小売業	129	357	397	485	565	780	628	527	506	481	357	182	84	42	21
J 金融業、保険業	-	30	51	59	47	81	95	86	66	50	13	10	3	-	1
K 不動産業、物品賃貸業	4	15	14	27	42	49	31	30	51	43	56	27	17	16	6
L 学術研究、専門・技術サービス業	3	18	46	55	79	96	79	72	77	94	51	17	4	7	3
M 宿泊業、飲食サービス業	92	124	76	117	169	213	216	143	162	152	210	88	51	14	1
N 生活関連サービス業、娯楽業	10	90	80	107	92	112	96	83	78	136	117	66	36	14	5
O 教育、学習支援業	8	103	130	107	111	160	164	183	224	135	62	14	5	2	1
P 医療、福祉	23	261	328	402	451	491	401	398	344	286	220	77	24	7	3
Q 複合サービス事業	2	21	40	27	33	43	36	59	59	30	5	-	-	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	9	51	86	121	168	205	214	174	179	223	212	125	40	13	2
S 公務(他に分類されるものを除く)	1	46	94	112	93	110	125	93	92	59	32	8	6	2	-
T 分類不能の産業	25	58	75	87	109	111	76	53	44	30	44	20	15	6	6
計	479	1,943	2,471	3,126	3,887	5,093	4,402	3,721	3,433	3,235	2,537	1,241	553	270	100

出典：国勢調査（2015年）

産業の状況を年齢ごとに見てみると、各年代とも就業者割合の比較的多い産業が、製造業や卸売業・小売業となっています。

また、年代によって就業者割合の多い産業の差が見受けられ、例えば、農業については、年齢が上がるにつれて、就業者割合は増えていき、80歳以上では全体の約半数の割合を占めています。一方、若い世代で就業者割合が高い産業も見受けられ、例えば10代で割合の高い宿泊業・飲食サービス業や、20代で割合の高い医療、福祉関係などがあります。

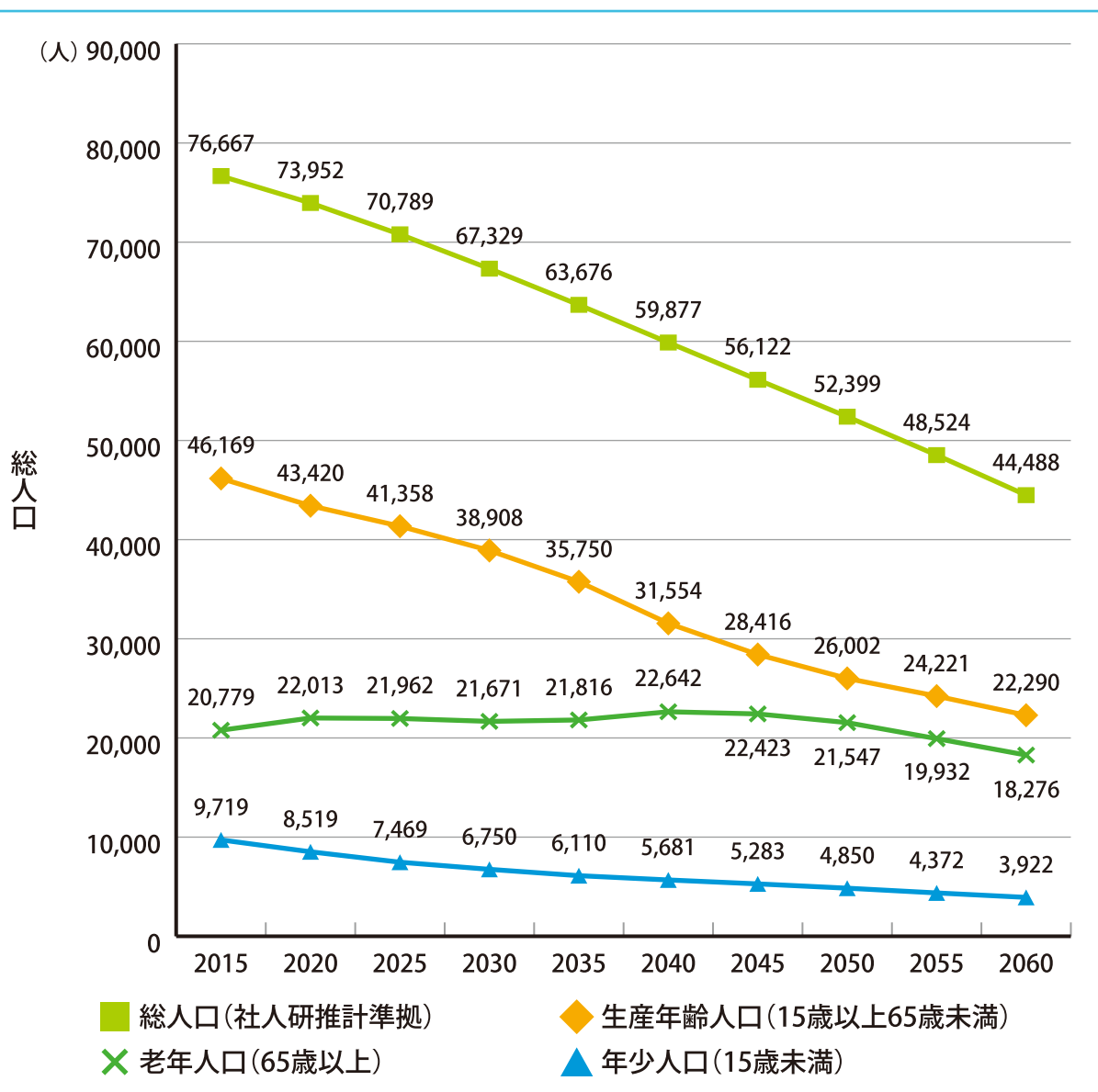
第2章

人口の将来推計 及び展望

1 館林市のこれからの人口

(1) 館林市の年齢3区分別人口推計

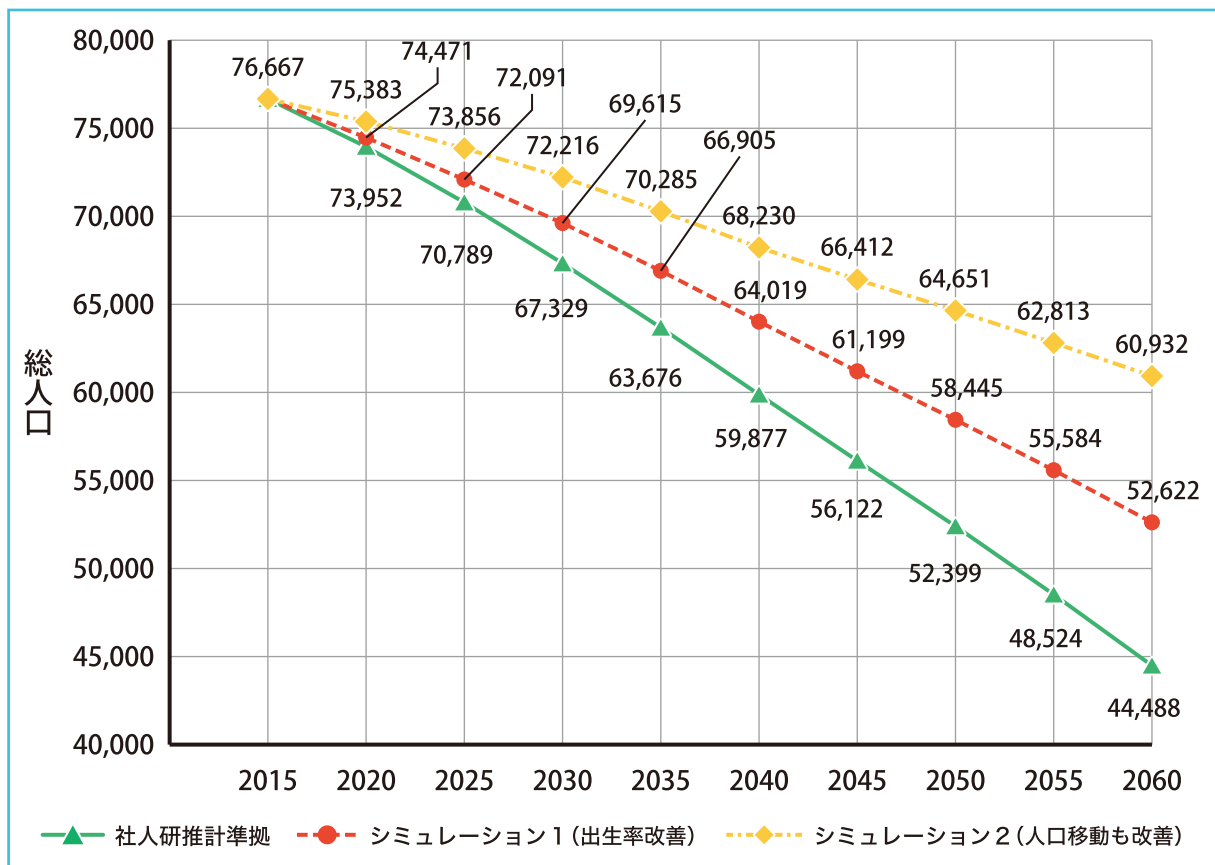
総人口を年少人口、生産年齢人口、老年人口の3つに分け 2060 年（令和 42 年）までの推移を見ると、年少人口及び生産年齢人口の減少により、総人口が 2020 年（令和 2 年）には 73,952 人でしたが、2060 年（令和 42 年）には、44,488 人まで減少することが見込まれています。



出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ及びワークシート
 ※ 年齢3区分別人口は年齢不詳を含まないため、また、端数処理のため、総数に一致しない場合があります。

(2) 館林市独自の人口推計

社人研推計準拠を参考にシミュレーションを行うことで、今後の将来人口に及ぼす影響度を分析することができます。



※社人研推計準拠	国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来推計。 全国の人の移動が今後一定程度縮小することを前提。
※シミュレーション 1 （出生率改善）	国が人口推計用に提供するワークシートを基に、合計特殊出生率が、2025 年（令和 7 年）に 1.9、2030 年（令和 12 年）に 2.1（人口置換水準：人口を長期的に一定に保てる水準）まで上昇したとした場合のシミュレーション。
※シミュレーション 2 （人口移動も改善）	シミュレーション 1 の出生率の改善に加えて、人口移動も改善（人口移動が均衡）したと仮定した場合の推計

社人研推計準拠と出生率を改善したシミュレーション1を比較すると 2060 年（令和 42 年）には約 8,000 人の差があり、さらに人口移動も改善したシミュレーション2と比較すると 2060 年（令和 42 年）には、約 16,000 人も差があるため、人口減少を食い止めるための対策が求められています。

2 将来を展望する上でのポイント

(1) 更なる少子高齢化の加速

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は 2005 年（平成 17 年）頃をピークに減少傾向に転じ、今後も減少すると予想されています。一方で老年人口は今後増加傾向にあり、労働人口の減少や社会保障費の増加が見込まれるなど、今後の人口減少問題は住民一人一人の生活にも大きく影響を与えることが予想されます。

(2) 出生数の低下による合計特殊出生率の下降

こうした状況の改善を考える上でポイントとなるのは、合計特殊出生率の改善です。

合計特殊出生率については、近年その数値は下降傾向にあります。今後更なる出生数の増加を目指すためには、出産・子育てにおける負担を軽減し、より子どもを産みやすい環境をつくることができるかが重要となります。

(3) 10代～20代の若い世代の転出抑制及び移住促進

出生、転出の両方に共通するのが 10～20 代を中心とした若い世代です。本市の若い世代の流出、特に本市では女性の流出数が多いため、その対応策の推進及び市外からの移住促進が今後の館林市の出生数や人口問題改善のカギになると考えられます。

3 目指すべき将来の方向性

基本的な視点

人口減少への対応としては、主に2つの視点が考えられます。まず一つは、国の長期ビジョンが指摘するように、出生数を増加させることにより人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造を変えていくことです（自然減対策）。また、もう一つは、転出者の抑制、転入者の増加による政策誘導を図るもの（社会減対策）であり、この二つの対応を同時並行的に進めていくことが、人口減少に歯止めをかける上で非常に重要となります。こうした取組や、調査結果及びこれまでの分析結果を踏まえ、人口減少を克服するために本市が目指すべき将来の方向として、次の取組が必要であると考えられます。

(1) 生活の基盤となる安定した雇用を創出する

定住や移住などを促進するためには、生活の基盤となるしごとづくりが重要となります。特に若年世代に対しては、雇用・就労環境の確保やU I J ターンの促進などにより、人材を還流・定着させる取組に力を入れていく必要があります。

(2) 本市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる

日本遺産に認定された里沼などの豊かな自然に恵まれた住環境の魅力を生かすため、更なる情報発信を行い、まちのにぎわいを取り戻す、新しい人の流れをつくるため本市で活躍してくれる移住者を増やす取組を推進していく必要があります。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育て等に関する希望を実現する

「結婚したい」「子どもがほしい」といった結婚・妊娠、そして出産・子育ての希望を実現し、出生率を向上させていくため、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

(4) 魅力的で安心して暮らせる地域をつくる

災害時でも市と市民がそれぞれの役割を共有することで適切な対応ができる災害に強いまちづくりや交通インフラの充実による利便性の向上など、魅力的で安心して暮らすことができる地域づくりが求められています。

4 人口の将来展望

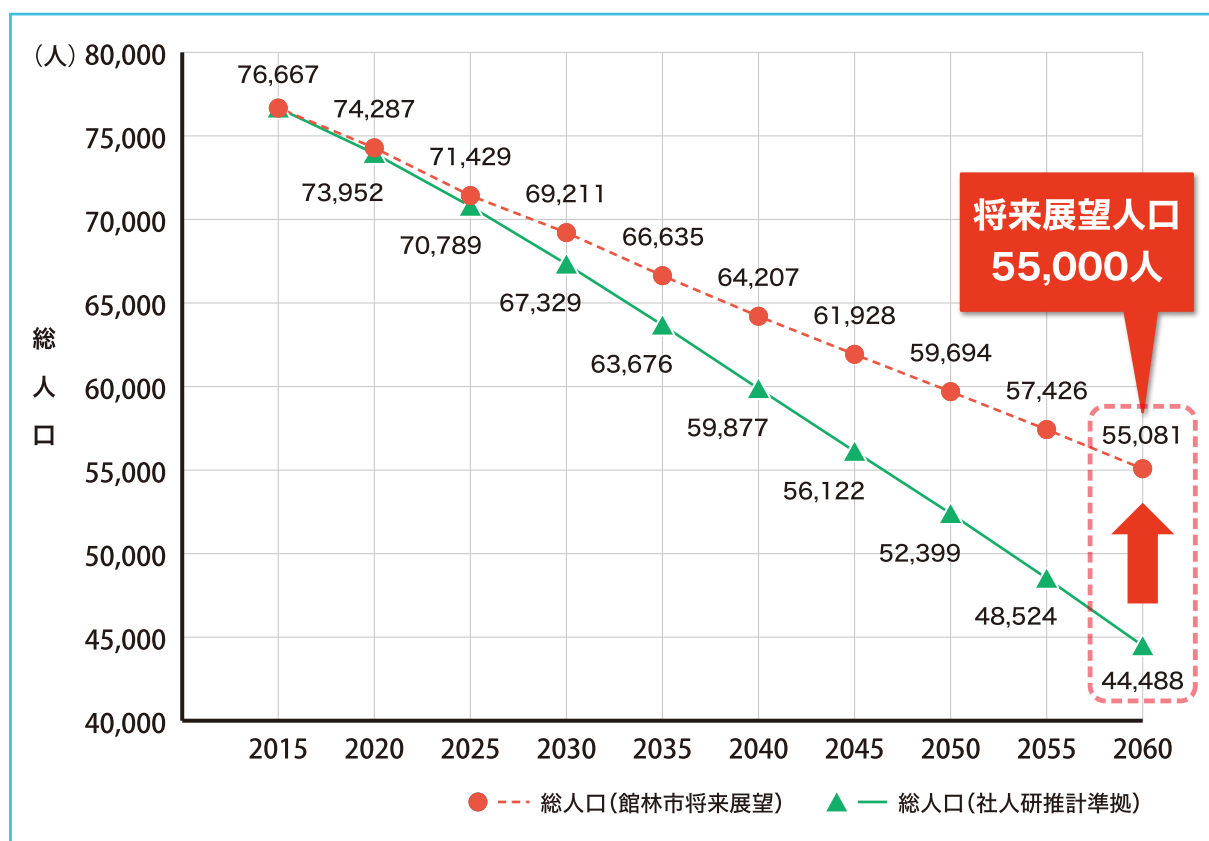
(1) 将来展望における考え方

国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の目標値、2020年（令和2年）に1.6、2030年（令和12年）に1.8、2040年（令和22年）に2.07という推移を踏まえ、本市としても、同じ出生率を達成・推移すると仮定し、将来人口推計を行います。

さらに、総合戦略を着実に実行していくことで、2030年（令和12年）から移動が均衡（毎年社会増減が同数）となることを目指しました。

(2) 将来展望人口と推計人口の比較

〈2060年（令和42年）において、55,000人を維持して持続可能な社会を目指す〉

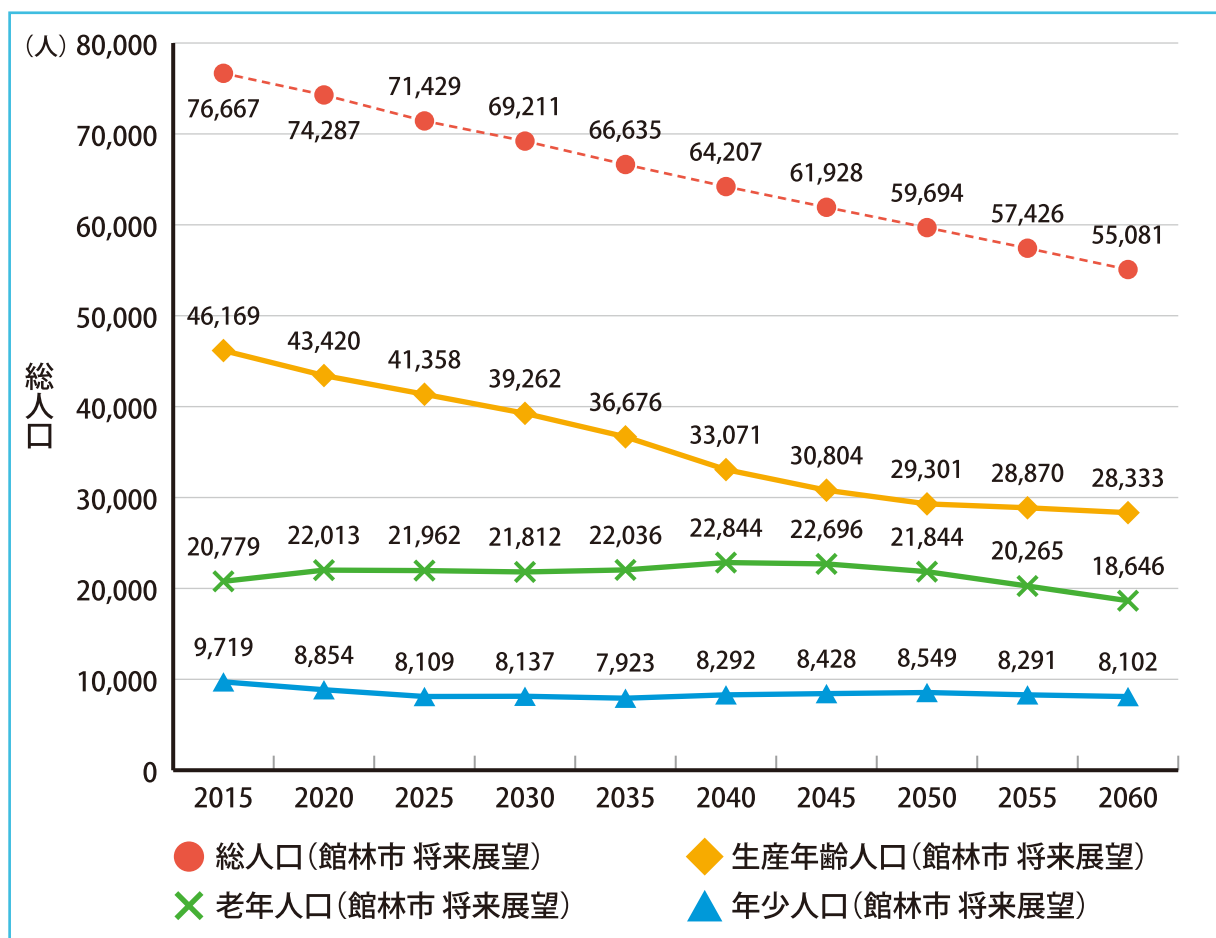


年	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
合計特殊出生率(tfr)	1.42	1.6	1.6	1.8	1.8	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07
総人口(人)	76,667	74,287	71,429	69,211	66,635	64,207	61,928	59,694	57,426	55,081

出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ及びワークシート

社人研推計準拠では 2040 年（令和 22 年）には人口 59,877 人、2060 年（令和 42 年）には 44,488 人となると推計されていますが、本市では、総合戦略を着実に実行し、それぞれの施策の効果が現れることにより、2040 年（令和 22 年）には人口 64,207 人、2060 年（令和 42 年）には人口 55,081 人を維持し、国の推計値より約 1 万人増加させ、将来にわたって持続可能な社会形成を目指します。

（３）年齢 3 区分別人口の展望



出典：まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データ及びワークシート

※ 年齢 3 区分別人口は年齢不詳を含まないため、また、端数処理のため、総数に一致しない場合があります。

年齢 3 区分別に人口の展望を見ると、出生率の上昇により年少人口は 2040 年（令和 22 年）には 8,292 人、2060 年（令和 42 年）には 8,102 人と横ばいに推移していますが、生産年齢人口は 2040 年（令和 22 年）に 33,071 人、2060 年（令和 42 年）には 28,333 人と減少傾向にあり、老年人口は 2040 年（令和 22 年）に 22,844 人とピークを迎え、2060 年（令和 42 年）には 18,646 人と減少傾向になることが想定されます。

第3部

基本構想

第1章

将来都市像

将来都市像

「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」

第5次総合計画におけるこの10年間は、全国各地において自然災害が多発した期間でありました。災害多発期に入ったともいえるこうした状況に備え、今後もより一層の水防災意識社会づくり、大規模地震に対する強靱なまちづくりが求められます。加えて、新型ウイルスなどをはじめとする感染症対策においても、万全なリスク管理が重要になってきたといえます。

一方で、社会全体としては、人口減少化時代を見据えて、東京一極集中を回避でき、本市が持続できる人口規模を維持していけるよう、今後10年の対策を講じる必要があります。

そうした多くの課題を抱える中ですが、令和元年に本市の「里沼」が日本遺産に認定されました。多くの沼を母胎に持つ館林が、長い歴史をかけて築いてきた、人と自然の調和した沼辺文化が、まさに評価されたものです。

四季折々の草花に彩られ、豊かな鳥のさえずりに耳をすまし、米麦の田園風景に目を潤されながら、館林の人々は日々、自然に心を抱かれています。先人から引き継がれた、美しい環境を、今後も保全しながら、自然との共生を図ってまいります。

郷土に誇りを持ち、地域の課題を共有できる、協働、共創、公民の連携によるまちづくりを進めるとともに、自然災害、環境問題、人口問題、産業構造など、あらゆる面において強靱で持続可能な里沼のまちを目指すとした「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」を第6次総合計画の将来都市像といたします。



第2章

基本目的

基本目的

I 安全と環境

「危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる 安全安心なまち」

自然災害リスクや社会的リスク^(※)に対しても、危機対応能力が高く、里沼をはじめとした人と自然が共生してきた美しい環境を守りつつ、良好な生活環境を市民とともに築けるまちを目指します。

※ 社会的リスク…犯罪、事故、情報セキュリティ、感染症など

II 福祉と健康

「地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまち」

皆で支え合うことのできる社会の実現を目指し、地域における人と人のつながりを構築していきます。さらに、健康寿命を延ばし、多くの人が生涯を通じて活躍できるようになることで、社会全体の幸福感と活力を高めるまちを目指します。

III 子育てと学び

「育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまち」

安心して子どもを産み、自信にあふれる子どもに育てられ、また、誰もが生涯にわたりその個性を生かし学び続け、スポーツにも親しめる環境の整ったまちとして、豊かな心の人々と家庭が、香り高く地域文化を織りなすまちを目指します。

IV 経済と都市

「都市と自然が調和し 人と産業が躍動する 魅力あるまち」

館林は首都圏から近く、北関東の中心的位置に立地する一方、安らぎを与えてくれる自然環境と快適に暮らせる都市機能の調和が図られています。そうした地理的優位性や歴史と文化を最大限活用し、人と産業が躍動する魅力的なまちを目指します。

V 行政経営

「公民連携を推進し 地域経営の視点を持つ 持続可能なまち」

今や行政は、戦略的な地域経営の視点を持ち、地域や民間の経営主体と、連携、協働によるネットワークの仕組みを構築していくべきです。また、新たな財源の確保、そして経済効果を追求する自治体経営を行うことが必要となります。それらを基本とした公民連携を推進し、持続可能なまちを目指します。

第4部

本 論

基本計画

第2期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章

政策・施策の体系

政策・施策の体系

基本構想		基本計画	
基本目的		分野 ※総合戦略と連動	
将来都市像	I 安全と環境 危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる 安全安心なまち	01	防災 ※
		02	防犯
		03	自然環境
		04	ごみ・資源
里沼の息づく	II 福祉と健康 地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまち	05	地域福祉
		06	高齢者
		07	障がい
		08	社会保障
		09	健康
		10	医療
次世代へ安心をつなぐ	III 子育てと学び 育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまち	11	子育て ※
		12	学校教育
		13	青少年
		14	生涯学習
		15	文化 ※
		16	スポーツ ※
暮らしやすいまち	IV 経済と都市 都市と自然が調和し 人と産業が躍動する 魅力あるまち	17	産業 ※
		18	商業 ※
		19	労働環境 ※
		20	農業 ※
		21	観光 ※
		22	まちのにぎわい ※
		23	土地利用
		24	道路・交通 ※
		25	居住環境
		26	公園・緑地
館林	V 行政経営 公民連携を推進し 地域経営の視点を持つ 持続可能なまち	27	市民協働
		28	人権の尊重
		29	行政活動 ※
		30	情報の共有 ※

人口ビジョン
将来展望人口
55,000人(2060年)

基本計画	総合戦略			
施策目的	基本目標			
	1	2	3	4
防災意識や危機対応力を高め、自助・共助・公助が一体となった災害に強いまちになる				○
地域と市が連携して、防犯に取り組む安全安心なまちになる				
人と環境にやさしい快適な生活が送れるまちになる				
ごみを減らして資源を生かす循環型のまちになる				
地域で支え合い、誰もが安心して暮らせるまちになる				
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになる				
障がいのある方誰もが安心して自分らしく暮らせるまちになる				
市民が安心して生活できるよう社会保障の機能が充実したまちになる				
心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまちになる				
適切な医療がいつでも受けられるまちになる				
社会全体で健やかな子どもの成長を支え、子育ての喜びを感じられるまちになる			○	
自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまちになる				
心身ともに健全な子どもが育つ家庭や地域の教育力が高いまちになる				
生涯にわたって学び続けることができ、生きがいと活力に満ちたまちになる				
地域の歴史や伝統、芸術や文化に誇りをもち、魅力ある文化を育み、心豊かに暮らせるまちになる				○
スポーツを生活に取り入れ、誰もがスポーツを楽しめるまちになる				○
新しい産業と既存産業が調和して発展するまちになる	○			
事業者が元気で活力のあるまちになる	○			
生き生きと安心して働ける環境が整ったまちになる	○			
安全で魅力ある農産物を安定して提供できるまちになる	○			
多くの人から愛される活力と魅力あふれるまちになる		○		
人が集まり、市民自らがつくる、にぎわいと魅力あるまちになる		○	○	
地域性に応じた土地利用ができているまちになる				
人や物が安全で快適に移動できるまちになる				○
快適な居住環境で暮らしやすいまちになる				
花と緑に囲まれ、憩いと安らぎのあふれた、ガーデンシティと言われるまちになる				
市民と行政が共創して発展できるまちになる				
市民一人一人の人権が尊重され、誰もが安心して平和に暮らせるまちになる				
時代に対応できる自立した持続可能なまちになる				○
市政の透明性を高め、誰もがまちへの愛着と誇りのあるまちになる		○		

第2章

基本計画

基本計画の見方

安全と環境

▼

防災

基本目的 I

01 防災

施策
目的防災意識や危機対応力を高
自助・共助・公助が一体と

- ▶ 災害に備えた防災意識や危機対応力
- ▶ 排水施設整備計画の推進による浸水
- ▶ 災害活動拠点確保による被害の減少

【分野】

施策の対象となる分野です。

【施策目的】

基本目的を達成するための分野
ごとに目指すまちの姿です。

現状と課題

災害に備えた体制づくり

災害時に被害を最小限に

関係機関が連携した体制つ

多様化する災害への体制の確保

市が対応する災害は多様化・大規模化しており、対応が困難になっているため、防災体制の充実が求められています。

防災意識の向上

被災者を出さない地域社会の実現に向けて、市民の防災意識の向上と自主防災活動の推進が必要です。

排水施設の整備

台風や集中豪雨などによる浸水被害に備え、排水施設の整備が求められています。

防火対象物及び危険物施設への適切な指導

防火対象物及び危険物施設において、維持管理・事故防止について指導が必要です。

住宅所有者の問題意識の低下

住宅・建築物の所有者などが、地域防災対策を自らの問題として意識して取り込むことが求められています。

災害時に備えた物資の

災害時に備え、市民や

【現状と課題】

本市が置かれている現状と対応
すべき課題を記載しています。

【施策の方向】

課題を解決するための今後のまちづ
くりの方向性を記載しています。

施策の方向

1 防災意識の向上による防災組織の育成 **総合戦略**

防災の重要性に対する市民の認識を深め、地域の自助・共助・公助が連携した体制を推進します。

2 危険箇所の早期発見による安全確保 **総合戦略**

災害を未然に防止するため、市民や関係機関と連携し、事前予防に努めるとともに、関連情報を市民に迅速かつ正確に提供し、市民の安全を確保します。

3 大規模災害に備えた連携体制の整備 **総合戦略**

防災拠点機能及び防災協定を生かした受援体制整備の推進を図ります。

【総合戦略】

総合戦略の基本的方向と連動する
施策の方向を示しています。

【基本目的】

将来都市像を実現するための目指すまちづくりの目的です。

危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる 安全安心なまち

安全と環境

福祉と健康

子育てと学び

経済と都市

行政経営

▶ 安心・安全な建築物の形成

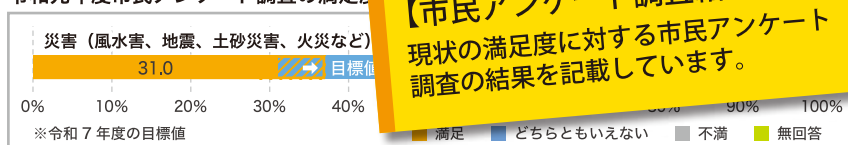
【指標】

各施策の達成状況を測るものです。現状値と令和7年度における目標値を掲載しています。

指 標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
自主防災組織の組織率	市内 66 行政区のうち自主防災組織を組織している行政区の割合	92.4% (令和元年度)	100%
準用河川及び幹線排水路の整備率	事業計画に定める準用河川及び幹線排水路整備計画延長のうち整備済み延長の割合	78.4% (令和元年度)	78.8%
公共下水道雨水きよの整備率	事業計画に定める雨水きよ整備計画延長のうち整備済み延長の割合	74.4% (令和元年度)	75.6%
建物火災の平均鎮圧時間	建物火災の通報から火災鎮圧（火災拡大危険無しの状態）までの平均時間	33 分 (令和元年度)	30 分
救急事案の平均病院到着時間	救急事案の通報から病院到着までの平均時間	39 分 (令和元年)	37 分 (令和7年)
住宅用火災警報器の設置率	館林地区消防組合管内の設置率	50% (令和元年)	100% (令和7年)

令和元年度市民アンケート調査の満足度



【市民アンケート調査結果】

現状の満足度に対する市民アンケート調査の結果を記載しています。

※1
※2
※3

【用語解説】

分かりづらい用語について解説しています。

基本目的 I

安全と環境

危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる 安全安心なまち



01 防災

施策目的

**防災意識や危機対応力を高め、
自助・共助・公助が一体となった災害に強いまちになる**

- ▶ 災害に備えた防災意識や危機対応力の向上及び的確な組織形成
- ▶ 排水施設整備計画の推進による浸水被害の防止
- ▶ 災害活動拠点確保による被害の減少

現状と課題

災害に備えた体制づくり

災害時に被害を最小限に抑えるためには、様々な災害で想定される被害に備え、行政と関係機関が連携した体制づくりが必要です。

多様化する災害への体制の確保

市が対応する災害は多様化・大規模化しており、対応が困難になっているため、防災体制の充実が求められています。

防災意識の向上

被災者を出さない地域社会の実現に向けて、市民の防災意識の向上と自主防災活動の推進が必要です。

排水施設の整備

台風や集中豪雨などによる浸水被害に備え、排水施設の整備が求められています。

防火対象物及び危険物施設への適切な指導

防火対象物及び危険物施設において、維持管理・事故防止について指導が必要です。

住宅所有者の問題意識の低下

住宅・建築物の所有者などが、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り込むことが求められています。

災害時に備えた物資の不足

災害時に備え、市民や事業者が食料などを備蓄することが求められています。

施策の方向

1 防災意識の向上による防災組織の育成 **総合戦略**

防災の重要性に対する市民の認識を深め、地域の防災リーダー育成を促すとともに、自助・共助・公助が連携した体制を推進します。

2 危険箇所の早期発見による安全確保 **総合戦略**

災害を未然に防止するため、市民や関係機関と連携を図りながら、危険箇所の早期発見と予防に努めるとともに、関連情報を市民に迅速かつ的確に提供し、市民の安全を確保します。

3 大規模災害に備えた連携体制の整備 **総合戦略**

防災拠点機能及び防災協定を生かした受援体制整備の推進を図ります。

▶ 安心・安全な建築物の形成

4 排水施設整備による被害防止 **総合戦略**

雨水の急激な流出を抑制し、排水機能を強化するため、雨水の一時貯留や浸透に努めるとともに、準用河川や幹線排水路及び雨水きょなどの排水施設を計画的に整備、改修、維持し被害防止に努めます。

5 総合的な空き家対策の推進 **総合戦略**

市民の安全と安心を確保するため、空き家の適正管理や活用などの総合的な空き家対策を推進します。

6 消防団の人材育成と設備の充実 **総合戦略**

消防団員の人員の確保及び教育訓練を進めるとともに、効率的かつ的確に活動できるよう各種資機材や施設の充実強化を図ります。

7 災害予防のための環境整備 **総合戦略**

建築物の所有者へ耐震診断及び耐震改修の促進や危険箇所の指摘を行い、災害を予防するための環境整備に努めます。

8 国土強靱化計画を踏まえた備蓄の確保 **総合戦略**

災害時に対応ができるよう市民や事業者へ備蓄を促すとともに、市の備蓄への取組を推進します。

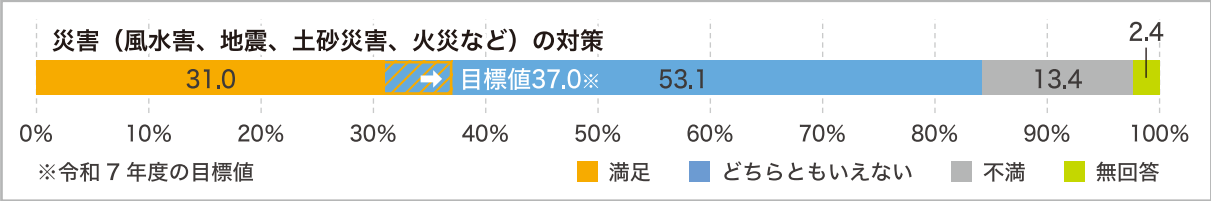


基本目的 I

指 標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
自主防災組織の組織率	市内 66 行政区のうち自主防災組織を組織している行政区の割合	92.4% (令和元年度)	100%
準用河川及び幹線排水路の整備率	事業計画に定める準用河川及び幹線排水路整備計画延長のうち整備済み延長の割合	78.4% (令和元年度)	78.8%
公共下水道雨水きよの整備率	事業計画に定める雨水きよ整備計画延長のうち整備済み延長の割合	74.4% (令和元年度)	75.6%
建物火災の平均鎮圧時間	建物火災の通報から火災鎮圧（火災拡大危険無しの状態）までの平均時間	33 分 (令和元年度)	30 分
救急事案の平均病院到着時間	救急事案の通報から病院到着までの平均時間	39 分 (令和元年)	37 分 (令和 7 年)
住宅用火災警報器の設置率	館林地区消防組合管内の設置率	50% (令和元年)	100% (令和 7 年)

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）





02 防犯

施策 目的

地域と市が連携して、防犯に取り組む安全安心なまちになる

- ▶ 市民の自主判断による犯罪やトラブルの未然防止
- ▶ 地域ぐるみの防犯まちづくりの推進
- ▶ 協働による空き家トラブルの解消

現状と課題

見守り活動の推進

犯罪の起きにくい社会の実現に向けて、地域ぐるみの見守り活動が必要です。

被害を防ぐ情報の共有

手口が巧妙化する消費者トラブルや特殊詐欺が多発する中、相談・啓発の強化とともに、市民一人一人が正しい知識や情報を得ることが必要です。

空き家所有者等への注意喚起

放置された空き家がもたらす生活環境への不安の解消が求められています。

施策の方向

1 啓発と相談体制の充実

詐欺などの被害を未然に防ぐための啓発や情報提供を行うとともに、相談体制を充実させ、関係機関と連携して市民生活の安全性の確保に努めます。

2 防犯意識の向上による防犯環境形成

市民の防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体が連携し、安全安心な地域環境づくりを図ります。

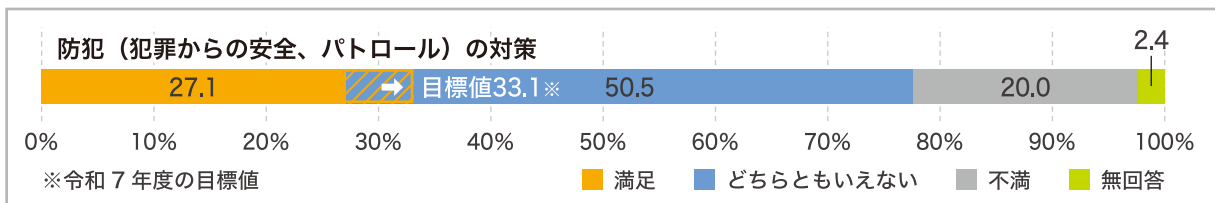
3 空き家の適正管理

空き家対策による良好な地域環境づくりを図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
刑法犯認知件数	市町村別刑法犯認知件数	602件 (令和元年)	520件 (令和7年)
消費生活センター 出前講座回数	消費生活センターが実施した出前講座の回数	17回 (令和元年度)	20回

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



03 自然環境

施策目的

人と環境にやさしい快適な生活が送れるまちになる

- ▶ 市民との協働による自然環境の保全
- ▶ 環境にやさしい暮らしの実践
- ▶ 沼辺文化を継承するための水質浄化
- ▶ 適切な污水处理による生活環境の維持・向上

現状と課題

環境問題改善に向けたライフスタイルや事業活動の見直し

環境問題を改善するには、周辺環境や社会的変化を考慮し、自らのライフスタイルや事業活動を見直し、地球環境の保全に向けた活動を続けていくことが求められています。

市民と関係機関との連携

自然環境の保全活動及び環境衛生の向上を推進するために、行政のみではなく、市民や関係機関の理解及び協力が必要です。

子どもたちの自然環境への関心増進

次世代を担う子どもたちが環境学習を通して、自然環境への興味や関心を高めることが必要です。

水質の悪化

里沼として日本遺産に認定された城沼をはじめ市内にある沼や河川における更なる水質浄化が必要です。

安定した環境にやさしい污水处理の推進

污水处理施設（下水道施設、し尿処理施設）の老朽化が進んでおり、安全で安定した污水处理体系が求められています。

施策の方向

1 多様な協力連携による自然環境の保全

市民や事業者など多様な連携のもと、環境美化、衛生向上、水質向上及び沼特有の動植物などの保全に努め、恵まれた自然環境を次世代に引き継ぎます。

2 環境意識の高揚による各種活動の推進

環境問題に対する啓発や環境教育の機会の提供により、市民や事業者の意識の高揚を図り、日本遺産である里沼の水辺環境の保全など、主体的な環境活動への取組を推進します。

3 地球温暖化対策の推進

低炭素社会の構築を目指し、省エネルギー活動の推進や再生可能エネルギーの普及による温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、地球温暖化に伴う気候変動がもたらす異常気象などの影響の防止・軽減のための適切な対応に取り組めます。

4 各種調査による状況把握及び指導による公害防止

河川や池沼の水質、大気、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下など各種調査を行い、状況を把握するとともに、県や関係機関と連携し、公害の未然防止に努めます。

5 公共下水道及びし尿処理施設の計画的な更新

汚水を適切に処理するために、地域の特性に応じた計画的な整備及び利用を促進するとともに、施設の長寿命化を図ります。

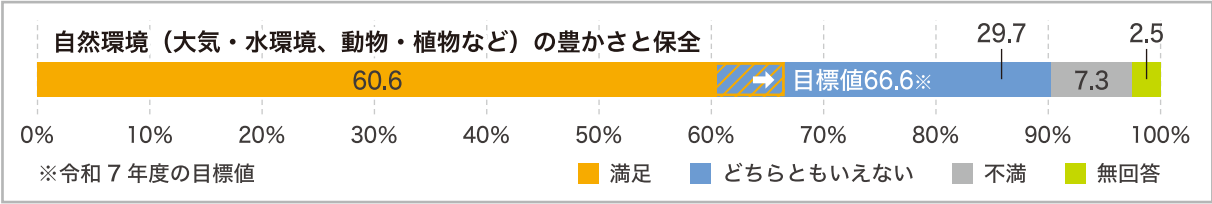


基本目的 I

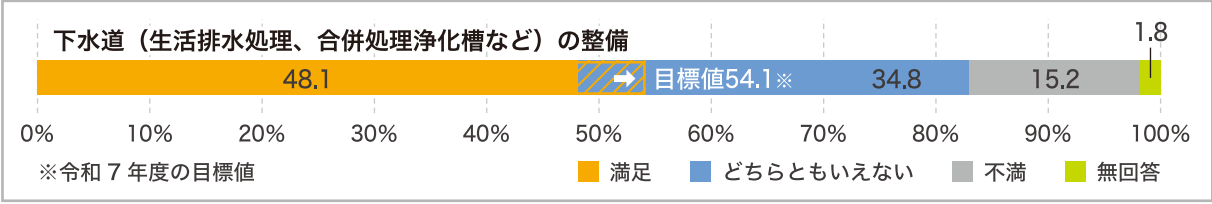
指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
下水道水洗化率	公共下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示すもの	89.6% (令和元年度)	91.4%
BOD 数値 (城沼中央の水質)	水の汚れ具合を表す目安 (BOD とは、生物化学的酸素要求量のこと、微生物が有機物を分解する時に必要とする酸素量のこと) ※数値が低い方が良好 ※BOD の環境基準値は5mg / ℓ以下	8.3mg/ℓ (令和元年度)	5.0mg/ℓ 以下
汚水処理率	汚水処理人口 (実際に汚水を処理している人口) を市内人口で除した値	79.3% (令和元年度)	89.2%
環境にやさしい暮らしを実践している市民の割合	ごみ対策、水質浄化、節電、節水、緑化、省エネ、美化などを実践している市民の割合	93.6% (平成 30 年度)	96.8%

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)





04 ごみ・資源

施策目的

ごみを減らして資源を生かす循環型のまちになる

- ▶ 環境に配慮した取組の定着
- ▶ 地域でのごみに関するルール の定着
- ▶ ごみの効率的で適正な処理・処分

現状と課題

循環型社会の形成

市民・事業者・行政が一体となって3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成することが求められています。

ごみの分け方・出し方の遵守

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、3 Rの取組を推進するため、市民一人一人のごみの分け方・出し方の遵守が求められています。

ごみ処理施設の適切な運営

新たに建設されたごみ処理施設の効果的、効率的な運用、そして延命化が求められています。

施策の方向

1 ごみを減らす（産まない）仕組みづくり

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）に優先的に取り組むため、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確化し、ごみを減らす仕組みをつくり、リサイクル（再生利用）を加えた3 Rを推進します。

2 地域と行政が一体となった普及啓発

ごみステーションの巡回や説明会の開催など、地域と行政が一体となって、分け方・出し方の向上に努めます。

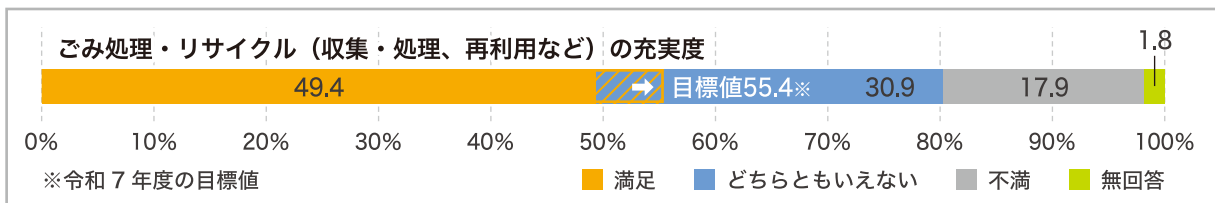
3 効率的なごみ処理施設の運営

全ごみ処理施設一体での長期包括委託など、民間事業者のノウハウを活用した施設運営を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
1人1日当たりの ごみ排出量	ごみ総排出量（家庭ごみ量+事業ごみ量+集団 回収量）を総人口と年間日数で除した値	944g/人・日 (令和元年度)	732g/人・日
リサイクル率	ごみ総排出量のうちリサイクルした量（資源化量 +集団回収量）の割合	20.8% (令和元年度)	36.1%

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



基本目的Ⅱ

福祉と健康

地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまち



05 地域福祉

施策 目的

地域で支え合い、
誰もが安心して暮らせるまちになる

- ▶ 包括的な相談窓口の整備による福祉的課題の早期発見・早期支援
- ▶ 地域活動やボランティアの担い手の増加などによる地域での助け合いや支え合いの活発化

現状と課題

多様化、複雑化した福祉ニーズの増加

高齢者・障がい者・児童福祉など、多様化・複雑化した福祉ニーズが年々増加しているため、相談できる場所が求められています。

地域活動の担い手の減少

少子高齢化、人口減少などにより地域活動やボランティアの担い手が不足しているため、それらの活動をリードする人材の育成や担い手の増加が求められています。

地域と行政の連携

生活困窮者世帯などに対して、地域での見守りの強化や関係機関との連携により、行政の相談窓口につないでいくことが求められています。

生活困窮者や生活保護世帯の自立支援

生活困窮者世帯や生活保護世帯の経済的な自立のための支援が求められています。

災害発生時の避難行動要支援者の避難支援

大規模な災害が多発しており、自ら避難をすることが困難な方の避難支援が求められています。

施策の方向

1 多機関連携による包括的な相談窓口の整備

民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの活動と連携して、必要な情報を保健・医療・福祉の各機関と共有し、解決に当たるための包括的な相談窓口を整備します。

2 地域活動やボランティアの担い手の育成

福祉活動を行うボランティアやNPOなどの情報提供と活動への参加を支援します。

3 民生委員・児童委員などとの連携

民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、生活困窮者世帯などが適切な支援を受けられるよう、関係する行政機関の相談窓口につなぎます。

4 生活困窮者世帯などへの就労支援の実施

個々の世帯の実情を十分把握しながら、生活困窮者自立支援法などに基づく支援策を講じるなど、生活困窮者世帯などの福祉の増進や経済的な自立を支援します。

- ▶ 民生委員、児童委員との連携や、地域での見守り活動などによる相談支援体制の充実
- ▶ 相談活動や就労支援などによる、生活困窮者世帯などの福祉増進と経済的自立
- ▶ 災害が発生したときに避難行動要支援者^(※1)が安全に避難するための情報の確保

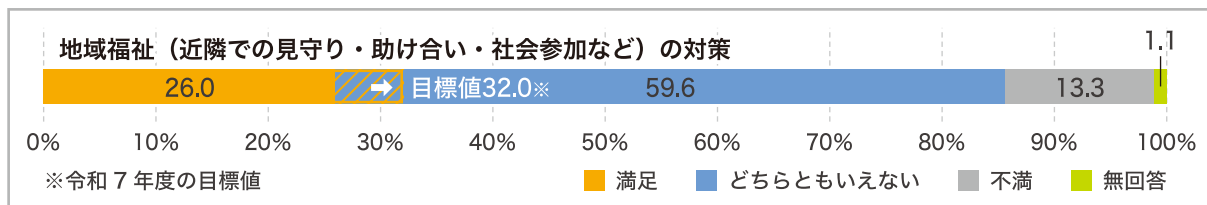
5 災害発生に備えた平時からの情報共有

災害が発生した際、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、地域住民や関係機関と連携し、平時からの情報共有に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
福祉ボランティア登録者数	館林市社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業の一環として、個人でボランティア登録をしている者及びボランティアグループの会員数	461人 (令和元年度)	556人
福祉NPO法人数	館林市社会福祉協議会のNPO法人連絡協議会に加盟している法人数	15法人 (令和元年度)	15法人
民生委員・児童委員相談支援件数	民生委員・児童委員が毎年度の活動の中で、市民の相談や支援を行った件数	1,619件 (令和元年度)	1,660件
生活保護受給世帯から自立した世帯数	就労による収入増などの理由により、生活保護世帯から自立した世帯数	19世帯 (令和元年度)	19世帯

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



※1 避難行動要支援者…高齢者や障がい者、乳幼児など、防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する方

06 高齢者

施策目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになる

- ▶ 住民相互の支え合い活動による生活支援と保健・医療・福祉が連携したサービスの提供などが一体的に行われる地域包括ケアシステムの推進
- ▶ 身近な親族や地域の関係者などが一体となり、高齢者本人の見守りとその意思決定に向けた支援の充実

現状と課題

単身高齢者の増加

高齢者のみの世帯数は年々増加しています。健康寿命を延ばし、生きがいのある生活を実現できるような支援が求められています。

権利擁護の必要性

単身高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な方を保護する成年後見制度の必要性がより高まることが予想されます。

医療費、介護需要の増大

高齢化が進行し、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療費や介護の需要が更に増加することが見込まれています。

在宅支援の充実

認知症の方や単身高齢者世帯の増加に伴い、在宅支援の必要性が高まっています。

認知症支援

認知症の方が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護・生活支援が連携した支援を行う必要があります。

施策の方向

1 高齢者の社会参加の促進と自立した生活の支援

高齢者の持つ豊かな知識や経験、技能が発揮され、生きがいのある生活が送れるよう、社会参加の促進と自立した生活の支援に努めます。

2 高齢者の権利擁護の促進

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークとその中核となる機関を整備します。

3 地域包括支援センターの機能充実

地域包括ケアシステム（※1）推進のための中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能を更に充実させ、高齢者の生活を地域全体で支えます。

4 地域包括ケア会議の活性化

地域包括ケア会議を活性化させ、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めます。

- ▶ 地域活動と交流を通じ、生きがいのある生活を送る高齢者の支援と社会基盤の整備
- ▶ 介護予防や閉じこもり予防、健康づくりに取り組む高齢者の支援と社会基盤の整備

5 住民主体の生活支援が行われる地域づくりの推進

住民相互の助け合いや支え合い活動を支援するなど、住民主体の生活支援が行われる地域づくりを推進します。

6 認知症支援体制の充実

認知症地域支援推進員^(※2)を中心に、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームなどとの連携を強化し支援体制の充実を図ります。

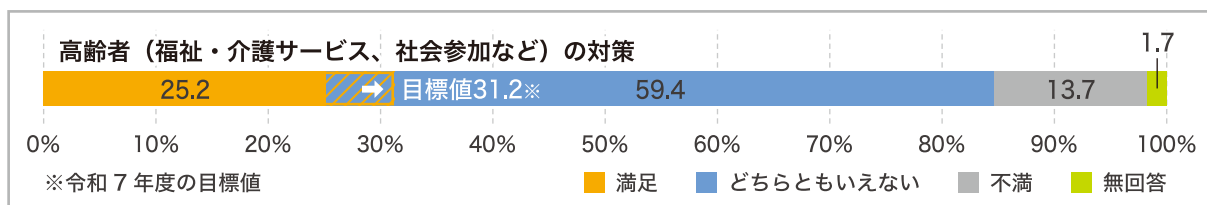
7 地域で取り組む介護予防活動の促進

高齢者が健康で豊かな生活を送れるよう、地域で取り組む介護予防活動を支援します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
コミュニティサロン ^(※3) の件数	コミュニティサロンの件数	39件 (令和元年度)	45件
通いの場 ^(※4) の件数	通いの場の件数	32件 (令和元年度)	60件
認知症初期集中支援推進事業件数	支援依頼件数	8件 (令和元年度)	13件

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



- ※1 地域包括ケアシステム…団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されること。
- ※2 認知症地域支援推進員…認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護などのネットワーク構築や認知症対応力向上のための支援、認知症の方やその家族の相談支援・支援体制構築などを行う者のこと。
- ※3 コミュニティサロン…地域に住む高齢者等が集会所などに集い、自主的・自発的な交流活動をする場のこと。
- ※4 通いの場…介護予防（閉じこもり予防を含む。）を目的とした、地域住民主体で活動をする場のこと。

07 障がい

施策目的

障がいのある方誰もが安心して自分らしく暮らせるまちになる

- ▶ 専門的な助言やサービスの利用支援がいつでも受けられる相談支援の機能と体制の充実
- ▶ 障がいのある方とその家族の安心した地域生活の実現

現状と課題

専門的な基幹相談支援センターの必要性

障がいのある方への支援に当たり、専門的な助言・指導を行うことができる基幹相談支援センターが求められています。

障がいのある方の重度化・高齢化

障がいのある方の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、緊急時に迅速な対応が図れる体制の整備が求められています。

児童発達支援センターの必要性

障がいのある児童やその家族への相談支援、児童を預かる施設への援助・助言を行う児童発達支援センターが求められています。

精神障がいのある方の自立

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう、医療や障がい福祉などの連携による地域包括ケアシステムの構築が求められています。

障がいのある方の社会参加

障がい者総合支援センターには、障がいのある方に寄り添ったきめ細かい支援を行うという役割があります。今後は、地域に根差した施設として、より地域貢献事業に取り組んでいくことが求められています。

障がいのある方の経済的自立や安定した地域生活

障がいのある方の経済的自立や安定した地域生活に向け、個性にあった就労や生産活動などを行う機会が必要とされています。

施策の方向

1 基幹相談支援センターの設置

相談支援専門員の養成などにより、障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言やサービスの利用支援を行うなど、相談支援機能の強化を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

2 地域生活支援拠点などの整備

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図ります。

- ▶ 障がい者総合支援センターを主とした地域づくりが推進されることによる障がいのある方の社会参加の促進
- ▶ 障がいのある方の就労などの機会の確保

3 児童発達支援センターの設置

障がいのある児童を取り巻く環境や悩みを地域全体で受け止め、支え合えるよう、人材の育成や啓発を推進するとともに、支援体制の整備を図るため、児童発達支援センターを設置します。

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が、地域で自立した生活が送れるよう、保健・医療・福祉関係者などが連携し、協議の場を通じて、地域包括ケアシステムの支援体制の整備に努めます。

5 障がい者総合支援センターの役割の充実

障がい者総合支援センターを地域生活の拠点施設として、障がいのある方の社会参加を更に促進します。

6 障害者総合支援法に基づいた支援の継続

障がいのある方の就労や生産活動の機会を確保するために、障害者総合支援法に基づく支援を継続して行います。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
相談支援専門員数	市内の相談支援事業所の相談支援専門員の数	13 人 (令和元年度)	20 人
障がい福祉サービスの満足度	障がいのある方へのアンケート調査の満足度	48.2% (平成 28 年度)	60.0%

08 社会保障

施策 目的

市民が安心して生活できるよう
社会保障の機能が充実したまちになる

- ▶ 安心して受診できる医療保険制度の持続的な運営
- ▶ 老後や万一の際の生活を支える年金制度の持続的な運営
- ▶ 利用者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けられるサービスの提供

現状と課題

医療費の増加

高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費が年々増加しており、医療保険制度を維持するための健全な財政運営が求められています。

経済的な不安を抱える方への医療

子ども、重度心身障がい者、母子・父子家庭など、経済的な不安を抱える方も含め、誰もが安心して医療を受けられる支援が求められています。

公的年金の重要性の高まり

高齢化の進行により公的年金の重要性が高まり、保険料納付率の向上や健全な年金財政運営が求められています。

安定した介護保険制度の確保

加速する高齢化に対応できる安定した介護保険制度が求められています。

ひとり親家庭などへの支援

母子・父子家庭など、ひとり親家庭が自立して安定した生活を送るための支援が求められています。

施策の方向

1 被保険者の資格適用の適正化

被保険者の資格の適用を適正に行い、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。

2 医療費助成

子どもや重度心身障がい者、母子・父子家庭などの健康を支えるため、必要な医療費助成を行います。

3 適用、給付、相談体制の充実

年金制度の意義や役割、相互扶助の理解を求めるなど、市民に制度の周知を行い、より多くの市民が適正に年金を受給できるように努めます。

4 介護予防と給付適正化の推進

介護保険財政の健全化に向けて、自立支援・重度化防止の取組を推進します。

5 ひとり親家庭などへの支援の充実

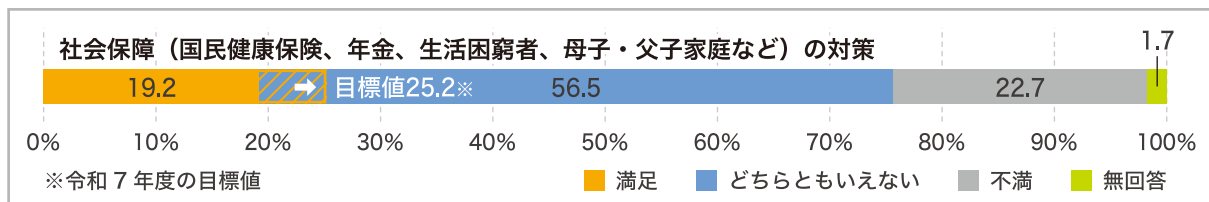
ひとり親家庭などの自立と生活の安定を図るため、経済的支援、就業支援、子育て生活支援などの相談体制の強化に努めます。

▶ ひとり親家庭などの自立と安定した生活の実現

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
児童扶養手当受給者のうち自立支援のための能力開発及び資格取得のための各種支援事業を活用している人数	①母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ②母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ①～③合計人数	10人 (令和元年度)	12人
特定健診の受診率 (国民健康保険)	特定健診の受診率	37.8% (令和元年度)	60.0%

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



09 健康

施策目的

心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまちになる

- ▶ 市民の健康寿命延伸
- ▶ 自らの健康管理や健康づくりに取り組む市民の増加
- ▶ 健診受診率の向上による生活習慣病の予防や疾病の早期発見・治療

現状と課題

生活習慣病の増加

生活習慣病は増加しており、高齢になるほどその発症率は高まっています。

各種健診受診率の低下

健康診査や各種がん検診などを通じて、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に努めていますが、受診率が伸び悩んでいます。

社会環境の変化に伴うストレスの増加

社会環境の変化に伴うストレスの増大などにより、心の健康づくりを進めていくことが、これまで以上に重要になっています。

かかりつけ医の必要性

診療だけでなく健康に関する相談や適切な医療機関の紹介などを行うかかりつけ医を持つ市民の割合を増やすことが求められています。

スポーツに対するニーズの多様化

健康・生きがいづくりのためにスポーツなどに取り組む市民は多く、スポーツに対するニーズも多様化しているため、学習情報や学習機会の提供が求められています。

感染症対策の必要性

感染症発生時に感染拡大を最小限に抑え、市民の安全と健康を守るための対策が求められています。

施策の方向

1 健康寿命延伸のための取組推進

健康寿命延伸プラットフォーム^(※1)や医師会などの関係機関と連携し、健康づくりや疾病予防の正しい情報を発信し、健康寿命延伸のための取組を進めます。

2 きめ細やかな保健指導の実施

きめ細やかな保健指導を実施し、健康回復を支援するとともに、関係機関と連携して食事や運動などの生活習慣の改善のための指導を実施します。

3 自主的な健康づくりの推進

市民の自主的な健康づくりを推進するため、自主活動グループへの支援など、地域全体で健康づくり活動を応援できる体制の構築を図ります。

- ▶ 社会環境の変化に伴うストレスの増大を地域で支え合うことによる自殺死亡率の低下
- ▶ 市民一人一人がかかりつけ医を持つことによる適正受診
- ▶ 主体的にスポーツの取組を実践している市民の増加
- ▶ 感染症対策の充実による市民の安全と健康の確保

4 疾病の早期発見や早期治療

疾病の早期発見や早期治療につなげるため、関係機関と連携を図りながら、健康診査や各種がん検診の重要性を啓発し、健康の維持や回復に対する意識の向上に努めます。

5 心の健康づくりの促進

心の健康づくりを促進するため、市民の健康意識の啓発を図るとともに、健康の維持や増進に関する場や機会などの情報提供や相談支援体制の強化に努めます。

6 かかりつけ医の重要性の周知

インフォームド・コンセント^(※2)の実現にも重要な役割を果たす「かかりつけ医」を持つことの重要性について、広報紙などを通じ理解を深めます。

7 スポーツの普及、振興を図る事業の展開

スポーツに対するニーズの把握に努めるとともにスポーツの普及・振興につながる事業展開を図ります。

8 感染症対策の充実

感染症予防の周知・啓発や、感染症発生時における国や県、医師会などの関係機関との連携強化による状況把握など、感染症対策の充実を図り、感染拡大を最小限に抑えます。

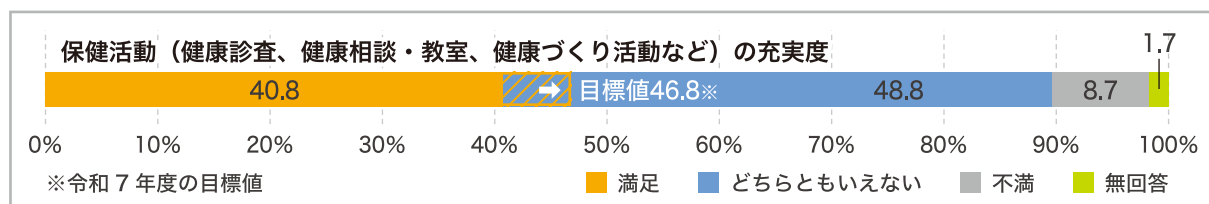


基本目的 II

指 標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
健康づくりグループ活動団体数	市に登録している健康づくりを目的とした自主グループ数	17 団体 (令和元年度)	21 団体
健康づくりグループ活動人数	市に登録している健康づくりを目的とした自主グループ活動人数	324 人 (令和元年度)	390 人
大腸がん検診受診率	40 ～ 69 歳の市民を対象とした人口における受診割合	6.9% (令和元年度)	40.0%
子宮頸がん検診受診率	20 ～ 69 歳の女性を対象とした人口における過去 2 年間の受診割合	18.5% (令和元年度)	50.0%
乳がん検診受診率	40 ～ 69 歳の女性を対象とした人口における過去 2 年間の受診割合	20.1% (令和元年度)	50.0%
生活習慣病予防健康診査のうち、要指導、要医療者の割合	19 ～ 39 歳の市民を対象とした健康診査の結果割合	78.3% (令和元年度)	71.1%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	40 ～ 74 歳の国保特定健康診査受診者の結果割合	30.8% (令和元年度)	30.0%
かかりつけ医所持率	市民健康づくりアンケート調査のかかりつけ医所持率	69.9% (令和元年度)	73.0%
スポーツ実施率 (週 1 回以上)	週 1 回以上スポーツに取り組んでいる人の割合	31.3% (令和元年度)	50.0%

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



- ※1 健康寿命延伸プラットフォーム…館林市の健康寿命を延伸させるため、産学官が連携し、市民の方に効果的な健康情報を発信していくために、平成30年2月に設立された組織のこと。
- ※2 インフォームド・コンセント…投薬、手術、検査などの医療行為などに際して、医師が病状や治療方針をわかりやすく説明し、患者の同意を得ること。



10 医療

施策目的

適切な医療がいつでも受けられるまちになる

- ▶ 健診受診と適正受診による重症化の予防
- ▶ 市内の医療関係従事者数増加による診療科偏在の問題解消
- ▶ 消防と医療機関の連携や、救急救命士の質の向上による救命率の向上
- ▶ 定期的な救命講習会の開催による救急医療に対する市民の理解の促進

現状と課題

生活習慣病の増加

生活習慣病の増加や、これに起因して寝たきりや認知症になる高齢者の増加が深刻な社会問題となっているため、健康づくりや疾病予防を促す体制が求められています。

周産期医療に関わる医療従事者の減少

市内の医療関係従事者数は、ほぼ横ばい状況にありますが、産科医や小児科医など、周産期医療（※1）に関わる医療従事者の減少が問題となっています。

救急医療に対する市民のニーズの高まり

長寿社会の進展、疾病構造や医療体制の変化が著しく、救急医療に対する市民のニーズは今後も一層高まることが予想されます。

医療を取り巻く環境の変化

医療を取り巻く環境は大きく変化をしているため、市民がいつでも安心して適切かつ最良の保健医療サービスを受けられるよう、地域一体の体制づくりが求められています。

施策の方向

1 疾病予防、特定健康診査などの保健事業の実施

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の疾病予防など、健康の維持・増進を図るため、特定健康診査などの保健事業を実施します。

2 課題の抜本的解決のための国に対する働きかけ

市民が必要とする医療を、確実かつ持続的、効率的に提供するため、抜本的な対策を講ずるよう、国に対し働きかけます。

3 公立館林厚生病院と医師会の連携による診療体制の充実

休日や夜間における医療を安心して受けられるよう、公立館林厚生病院と館林市邑楽郡医師会が相互に連携を図りながら診療体制を充実します。

4 救急業務体制の強化・整備

救急業務の高度化及び適正化を図るため、消防と受入医療機関との連携を強化します。また、救急救命士の質を高め、人員を増強するとともに救命率向上のため救急隊員の育成、資器材の充実を図ります。

▶ 市民一人一人の医療需要を満たす効果的かつ適切な地域医療の実現

5 市民への救急医療に対する広報や教育

救急隊が到着するまでの市民による救命手当や、出動件数を抑制するための「救急車の適正利用」への理解、救急医療に対する広報や教育を行います。

6 公立館林厚生病院を中心とした救急医療体制の充実

緊急の事故や病気のときに速やかで適切に対応するため、公立館林厚生病院を中心とした救急医療体制を充実させるとともに、市や県境を越えた連携が図れるよう相互に協力します。

7 地域一体の医療体制づくりの推進

地域の中核病院として、公立館林厚生病院の機能を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域一体の医療体制づくりを推進します。

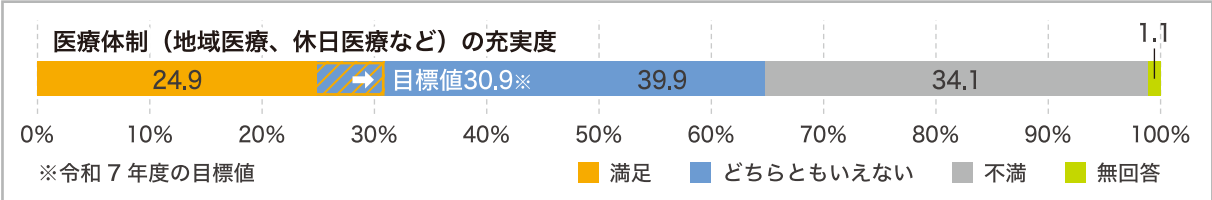


基本目的 II

指 標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
救急救命士の有資格数	館林地区消防組合における救急救命士有資格数	52 人 (令和元年度)	56 人
救命講習受講者数	館林消防署（西・北分署含む）管内における救命講習受講者数	735 人 (令和元年)	1,000 人 (令和 7 年)
館林市夜間急病診療所の認知度	健康づくりに関する調査における市民の認知度	92.6% (令和元年度)	95.0%
たてばやし健康ダイヤルの認知度	健康づくりに関する調査における市民の認知度	33.7% (令和元年度)	40.0%

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



※ 1 周産期医療…妊娠満 22 週以降生後 7 日未満の間を周産期といい、危険度の高いこの時期における胎児、母体、新生児に対する一貫した医療のこと。



基本目的Ⅲ

子育てと学び

育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまち



11 子育て

施策目的

社会全体で健やかな子どもの成長を支え、
子育ての喜びを感じられるまちになる

- ▶ 安心して妊娠・出産・子育てができ、健やかに子どもが育つための支援の充実
- ▶ 親子を見守り、家庭を支える地域体制づくり
- ▶ 子どもたちが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくり

現状と課題

子育て不安の増大

子どものしつけや成長、発達などの育児不安を解消するため、母親と子どもの健康を守る母子保健事業と様々な子育て支援事業を一体的に推進し、妊産婦への支援及び子どもの年齢や成長段階に応じた発達や成育の支援が必要です。

家庭や地域での子育て力の低下

核家族化や地域での人と人のつながりが希薄化する中、家庭や地域、行政の地域社会が一体となって、親子の居場所や交流の場の確保、児童虐待防止、子育て相談などの支援に取り組むことが求められています。

保育ニーズの多様化

保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、多様な保育サービスの提供が求められています。

施策の方向

1 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援 **総合戦略**

予防を柱とした母子保健の充実を図り、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない発達や成育の支援を推進します。

2 地域子育て支援の推進 **総合戦略**

子育てに関する情報発信や相談体制を整え、親子が安心して利用できる居場所や交流の場の充実を図ります。また、学校施設の利活用や児童館、放課後児童クラブなど、子どもが安全に安心して過ごせる居場所の充実を図ります。

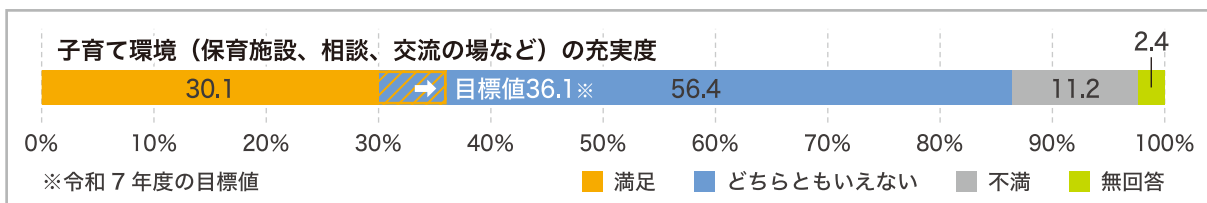
3 質の高い保育サービスの充実 **総合戦略**

就業形態や保育ニーズの多様化に応えるため、幼保連携や民間活力の導入を検討するなど教育・保育環境の充実に努めるとともに、保育サービス従事者の資質と専門性を向上し、より質の高い保育サービスを提供します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
妊婦家庭訪問実施率	妊婦の家庭訪問の実施率 (訪問件数 ÷ 対象者)	90.4% (令和元年度)	93.4%
乳幼児健康診査受診率	乳幼児の健康診査の受診率 (受診者数 ÷ 対象者)	98.3% (令和元年度)	98.5%
地域子育て支援センター利用登録率	市内5か所の地域子育て支援センターの利用登録率	79.4% (令和元年度)	85.0%
保育施設等の入所率	保育施設等の利用定員に対する入所率	96.3% (令和元年度)	97.0%

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



12 学校教育

施策目的

自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた
未来を担う子どもが育つまちになる

- ▶ 安全安心な学習環境の整備による学習効果の向上
- ▶ 将来に向けて必要な学びの機会の提供と適切な進路選択
- ▶ 地域の教育力を生かした地域とともにある学校づくり

現状と課題

安全で安心な「学び」の環境づくり

学校は、子どもが一日の大半を過ごす場所であり、安全と安心が十分に確保される必要があります。また、一人一人の個性に合わせた効果的な学びや学習支援が求められています。

子どもの個性に応じたサポート

子どもが将来に夢や希望を持ち、その実現に向かって努力することができるよう、子どもの個性に合った様々なサポートが必要です。

学校を取り巻く複雑化する課題への対応

学校が抱えている課題は、複雑かつ多岐にわたっており、学校だけで解決することが難しくなっています。そのため、学校は、地域・家庭・関係機関との連携や協働を図りながら教育活動を展開していく必要があります。

子どもの学ぶ意欲・資質・能力の育成

変化の激しい時代を生きるために、子どもが自ら学ぶ意欲や資質、能力を身につけるとともに、国際化や価値観の多様化に伴い、異なる価値観や倫理観をもつ人への理解を育む必要があります。

地域・家庭・関係機関との連携強化

子どもを取り巻く様々な問題の発生防止と解決に向けて、地域や家庭、関係機関などと連携を図りながら子どもを支える一体的な取組が必要です。

食育の必要性

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、給食を「生きた教材」として活用し、積極的に食育に取り組んでいくことが必要です。

施策の方向

1 学習環境や生活環境の充実

学校が安全で安心な学びの場になるよう、学校における生活環境の充実を図るとともに、ICT^(※1)化を推進し、子どもの学習活動の充実を図ります。

2 夢と希望の実現に向けた支援の充実

子どもが夢を育み、それを実現するために必要な学びの機会を得るための支援を行うとともに、望ましい勤労観を育てるためのキャリア教育の充実を図ります。

- ▶ 「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の調和のとれた子どもの育成
- ▶ 学校・家庭・地域が一体となって取り組むたくましく生きる力の育成
- ▶ 食の大切さへの理解と正しい食生活の実現

3 地域の教育力を生かした学校運営

学校と地域が目指すべき方向やビジョンを共有し、地域の教育力を生かした効果的な教育活動を展開するとともに、学校評価結果を様々な教育活動に反映させ、学校運営に生かします。

4 確かな学力と豊かな心を育む教育の推進

一人一人の発達の段階や能力に応じたきめ細かな教育の充実を図るとともに、異なる価値観を持つ人々への共感能力を育むため、郷土の魅力である日本遺産「里沼」を活用した、自然に親しむ体験的な学習を推進します。

5 「自助」や「共助」の意識を育む教育の推進

たくましく生きる力を身につけた子どもの育成に向けて、地域社会と共に助け合いながら（「共助」）、自らの命は自ら守る（「自助」）意識が行動につながるよう、地域や家庭、関係機関などと連携した防災教育を推進します。

6 教育活動における食育の充実

子どもや保護者が食の大切さや食文化などについて学ぶことができるよう、教育活動全体の中で食育を進めます。



基本目的Ⅲ

指 標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
標準学力テストで 全国平均を上回る 学校数	全国で実施される標準学力テストにおいて、 6年生の2教科（国語・算数）の得点が全国 平均を上回る小学校数	11校 (令和元年度)	11校
	全国で実施される標準学力テストにおいて、 2年生の5教科（国語・社会・数学・理科・英語） の得点が全国平均を上回る中学校数	3校 (令和元年度)	5校
新体力テストで全 国平均を上回る学 校数	全国で実施される新体力テストにおいて、5 年生の得点が全国平均を上回る小学校数	男子6校 女子5校 (令和元年度)	男子11校 女子11校
	全国で実施される新体力テストにおいて、2 年生の得点が全国平均を上回る中学校数	男子2校 女子3校 (令和元年度)	男子5校 女子5校
小中学生の豊かな 心の育成の達成度	小中学校で実施される学校評価における「豊 かな心の育成」の達成度 (子ども・教師・保護者による自己評価及び学 校評議員による学校関係者評価の各項目がA 評価である学校数)	小学校3校 中学校2校 (令和元年度)	小学校11校 中学校5校
学校における教育 の情報化	教育の情報化の実態等に関する調査における、 小中学校の教育の情報化の平均値	(平成30年度)	全指標において実績値年 度の全国平均を上回る
	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	5.7人/台 (全国平均5.4人/台)	
	普通教室の無線LAN整備率	0% (全国平均41.0%)	
	インターネット接続率	100% (全国平均93.9%)	
	普通教室の大型提示装置整備率	61.6% (全国平均52.2%)	
	統合型校務支援システム ^(※2) 整備率	100% (全国平均57.5%)	
	教員のICT活用指導力	82.9% (全国平均69.7%)	

- ※1 ICT…Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称。情報通信技術のこと。
- ※2 統合型校務支援システム…教務系（成績処理、出欠管理、時数管理など）、保健系（健康診断票、保健室来室管理など）、学籍系（指導要録など）、学校事務系などを統合した機能を有するシステムのこと。



13 青少年

施策目的

**心身ともに健全な子どもが育つ
家庭や地域の教育力が高いまちになる**

- ▶ 子どもの健全育成に必要な学びと体験ができる環境の整備
- ▶ 子どもが安全かつ安心して生活できる環境の実現

現状と課題

家庭の教育力向上

核家族化の進展や親の働き方の多様化により、子育てに課題を抱える家庭が増加しているため、子育て世代の家庭を社会全体で支援する取組が求められています。

子どもの地域参加の促進

子ども会への加入率の低下や活動休止となる子ども会の増加など、子どもの社会性を育む機会が減少しつつあります。今後、子ども会育成会の活性化を促すなど、子どもが地域社会に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

子どもを取り巻く犯罪リスクの増加

昨今、SNS^(※1) などネット上で子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれやすくなっています。今後、家庭・地域・学校が連携を強め、子どもや保護者に徹底した啓発を進めるとともに、非行や子どもをめぐる犯罪が起きにくい明るい地域社会づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

1 家庭の教育力回復を図る取組

子どもの健全育成の根幹となる家庭の教育力を向上させるための取組を推進します。

2 子どもの健全育成を促進する学びの機会の提供

社会体験や自然体験など、魅力的で多彩な子どもの学びや自主性を重んじた遊びの機会を提供するために、関係団体とともに指導者の育成を進めるほか、子どもの健全育成に資する活動や団体の創出、支援に努めます。

3 地域社会における子どもの安全安心の確保

関係機関や各種団体と問題や情報の共有を図りながら、地域における子どもの見守り体制を充実するほか、SNSの適切な使い方などを啓発し、インターネット上の脅威から子どもたちを守る取組を進めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
放課後子ども教室 (※2) 開設数	放課後に子どもが安全かつ安心して活動ができる教室の開設数	1箇所 (令和元年度)	6箇所
公民館で開催する 少年教室の参加者数	各公民館で開催する少年教室への参加者数	1,697人 (令和元年度)	2,000人
インターネット問題に関する講座への参加率	各中学校の思春期講座において開催されるネットリテラシー(※3)に関する講座への参加率	3.4% (令和元年度)	20.0%

※1 SNS…Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。インターネット上で人と人とのつながりや交流を楽しむコミュニティ型のサービス。Facebook、Instagram、LINEなどの総称。

※2 放課後子ども教室…放課後などに、子どもたちの安全安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・芸術活動、地域住民との交流活動などを実施する取組。

※3 ネットリテラシー…インターネットを正しく使いこなすための知識や利用できる能力。



14 生涯学習

施策目的

生涯にわたって学び続けることができ、
生きがいと活力に満ちたまちになる

- ▶ 生涯学習を通じた豊かなまちづくり
- ▶ 生涯にわたる学びを保障する環境づくり
- ▶ 地域づくりの担い手が育ち、課題解決のための社会教育を展開

現状と課題

生涯学習環境の拡充

全ての人が生涯にわたって学ぼうとする意識を高めるためには、人々の学ぶ意欲を喚起し、その意欲に応えるための仕組みを整えるなど、学習環境の充実が求められています。

現代的課題の啓発と解決を目指した社会教育の充実

急激な社会変化によって、地域には様々な課題が山積しています。課題の啓発や解決手法を学べる社会教育機会の充実が求められるほか、地域づくりの担い手となる人材の育成が必要となります。

生涯学習成果の社会還元

一人一人の学びの成果が地域に還元されることが期待されているため、様々な成果を地域に集積し、誰もがその成果を享受できる仕組みが必要です。また、学んだ人々が生きがいと高い当事者意識を持ち、地域社会のために貢献することが求められています。

生涯学習拠点施設の機能充実

生涯学習拠点施設の利用者の利便性や快適さを確保しつつ、多様化する利用者のニーズに応えることができるよう、施設機能の充実を図る必要があります。

施策の方向

1 生涯学習理念の普及啓発

豊かな地域づくりのため、生涯学習の必要性を普及啓発するとともに、人々の学習意欲を高めるための学びの機会を提供します。

2 生涯学習情報提供・相談体制の充実

学びに必要な様々な情報を容易に入手できるよう、提供体制を整えます。また、学習者と学習情報のマッチングや資料の検索支援など、市民が望む学びが実現するための学習相談機能を高めます。

3 課題解決型の学習活動の促進と人材の育成・活用

課題解決を目指した社会教育機会を提供するとともに、地域づくりの担い手となる人材の育成や市民の自主性の醸成を図ります。また、生涯学習ボランティア講師登録制度の充実と活用の促進を図ります。

▶ 人々の学習ニーズに合った学習活動の機会と拠点施設の充実

4 多様化する学習ニーズへの対応と個性に応じた学びの場の創出

各種情報メディアやＩＣＴ（※１）を積極的に活用するほか、個性に応じた学びの場を拡大するなど、多様化する学習ニーズに対応します。

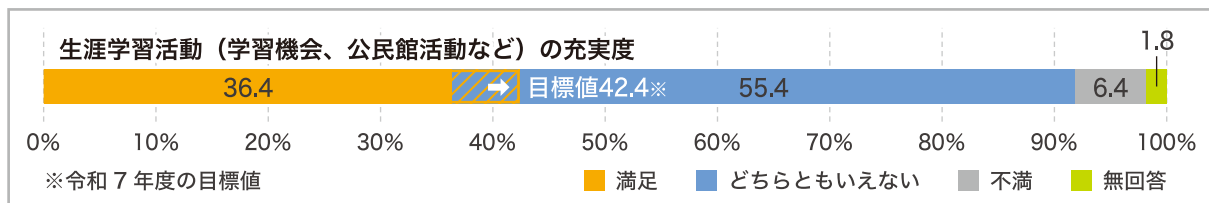
5 生涯学習・社会教育施設の適正な維持更新と機能充実

予防保全に取り組み、施設の長寿命化に努めながら、地域活動や多様な学びの拠点である施設として期待に応えられるよう、施設機能の充実を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
ふるさとづくり出前講座件数	市民団体・グループへ出前講座として市や公共機関、団体などの職員を派遣した件数	198 件 (令和元年度)	205 件
生涯学習ボランティア登録数	地域の生涯学習指導者として登録しているボランティアの数（個人、企業・団体）	個人 90 件 企業・団体 7 件 (令和元年度)	個人 100 件 企業・団体 10 件
向井千秋記念子ども科学館利用者数	子ども科学館の入館者数及びプラネタリウム観覧者数。現状値は過去 5 か年の平均値。	入館者 62,812 人 観覧者 25,006 人 (平成 27～令和元年度)	入館者 66,000 人 観覧者 27,000 人
図書館資料延べ貸出点数	図書館資料の延べ貸出点数	227,537 点 (令和元年度)	228,500 点

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



※ 1 I C T…Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称。情報通信技術のこと。

15 文化

施策目的

地域の歴史や伝統、芸術や文化に誇りをもち、
魅力ある文化を育み、心豊かに暮らせるまちになる

- ▶ 優れた芸術文化に触れる機会の創出と、市民の主体的な芸術文化活動の促進
- ▶ 自然や歴史と調和した新たな芸術文化活動の創造

現状と課題

質の高い魅力ある文化創造

地域の多様な文化資源を生かしながら、質の高い魅力ある文化の創造を継続・発展させていく仕組みづくりが求められています。

歴史文化を生かした地域づくり

市民の歴史文化への関心が薄れつつあるため、歴史文化を生かした地域づくりが求められています。

文化財保護の担い手の減少

価値観の多様化や人口減少の進行とともに、文化財保護の担い手が減少しているため、新たな担い手の育成と文化財保護の継続・発展が求められています。

文化財の面的活用の必要性

文化財などは、歴史的遺産として個別に点として指定することで保存されてきましたが、個々の歴史的遺産をストーリーとしてつなぐことで、面的に活用するとともに、魅力を発信する必要があります。

施策の方向

- 1 芸術文化活動の拠点施設の充実** **総合戦略**
芸術活動や文化活動の拠点となる施設の充実を図ります。
- 2 芸術文化活動の推進** **総合戦略**
優れた芸術を鑑賞する機会を充実させるとともに、芸術文化活動の場の提供や新たな芸術文化創造の支援に努めます。
- 3 郷土の歴史文化を学ぶ機会の充実** **総合戦略**
郷土の歴史や文化について、市民が学び興味を持つ機会の充実を図ります。
- 4 歴史文化の活用** **総合戦略**
学習や観光、産業の振興など、歴史文化の魅力をまちづくりの様々な分野で生かします。
- 5 文化財の保護・継承環境の整備** **総合戦略**
文化財の保護・継承に必要な施設や設備、制度を市民とともに整備します。

- ▶ 地域に残る里沼をはじめとする歴史文化に誇りと愛着を持ち、当事者として自ら活動できるシビックプライドの醸成
- ▶ 歴史文化や文化財の持つ魅力を市内外へ発信及び交流人口の増加
- ▶ 文化財を保護・継承するための仕組みづくり

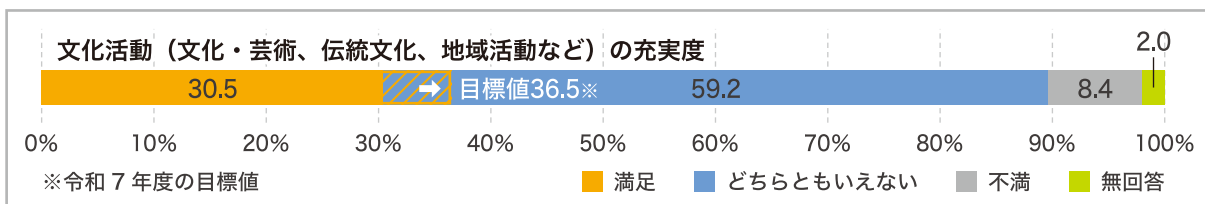
6 日本遺産を活用した地域の魅力発信や環境整備 **総合戦略**

日本遺産認定に伴い、郷土の歴史文化の魅力を発信し、観光・産業振興などの分野に生かせるよう環境整備をします。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
芸術文化施設における市民1人当たり年間利用回数	文化会館、三の丸芸術ホールにおける市民1人当たりの年間利用回数	2.5回 (令和元年度)	2.5回
歴史文化施設における市民1人当たり年間利用回数	第一資料館、第二資料館、田山花袋記念文学館における市民1人当たりの年間利用回数	0.3回 (令和元年度)	0.3回

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



16 スポーツ

施策目的

スポーツを生活に取り入れ、
誰もがスポーツを楽しめるまちになる

- ▶ スポーツ・レクリエーション活動の場の拡充と、目的やライフスタイルに合わせた主体的なスポーツへの取組の増加

現状と課題

スポーツニーズの多様化

スポーツなどに取り組む市民ニーズの多様化により、地域や仲間などと、身近なところでスポーツを楽しめる機会の提供や環境づくりが求められています。

スポーツ活動の活性化

スポーツの普及振興を図るためには、スポーツ団体及び地域の活動が活発に行われることが必要であるとともに、それを支える指導者の人材確保及び育成が必要です。

競技スポーツの振興

スポーツの競技人口を増やすためには、選手の競技力向上のための環境づくり及び指導者の養成が必要です。

安全安心なスポーツ施設

多くの市民や競技者が安全かつ安心してスポーツ施設を利用できる環境が求められています。

施策の方向

- 1 スポーツ環境の充実** **総合戦略**
スポーツに対するニーズの把握に努め、体力・目的に応じて誰もが気軽にスポーツを楽しめる事業及び環境づくりに取り組みます。
- 2 スポーツ活動への支援** **総合戦略**
スポーツ団体及び地域の主体的な活動が促進されるよう指導者の養成及び育成を図り、自立を支援します。
- 3 競技スポーツの推進** **総合戦略**
競技性の高いスポーツ大会の開催及び県民スポーツ大会などへの選手派遣等の環境整備を図るとともに優れた競技指導者の養成を図ります。
- 4 スポーツ施設の適正管理** **総合戦略**
安全で利用しやすいスポーツ施設となるよう、適切な維持管理を行うとともに、設備の充実を図ります。

- ▶ スポーツ施設を快適に利用できる環境の整備と、スポーツ指導者の育成によるスポーツ環境の充実
- ▶ 競技スポーツ人口の増加と、スポーツ競技力の向上

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
スポーツ実施率 (週1回以上)	週1回以上スポーツに取り組んでいる人の割合	31.3% (令和元年度)	50.0%
各種スポーツ教室 への参加者数	各種スポーツ教室への参加者数	706人 (令和元年度)	1,000人
スポーツ施設に関する満足度	市民が安心してスポーツに親しめる施設づくりへの満足度	45.3% (令和元年度)	50.0%



基本目的Ⅳ

経済と都市

都市と自然が調和し 人と産業が躍動する 魅力あるまち



17 産業

施策 目的

新しい産業と既存産業が調和して発展するまちになる

- ▶ 企業誘致の推進による新たな企業の進出
- ▶ ニーズを踏まえた支援による既存企業の市外移転の防止
- ▶ 企業の進出や拡大による雇用機会の創出

現状と課題

産業用地の不足

企業誘致に必要な用地の在庫がなく、既存企業の拡張ニーズに応えられないため、新たな産業団地などの整備が求められています。

新たな雇用と税収の獲得

新たな雇用や税収増加のため、企業の誘致や拡張が求められています。

後継者の不足

事業主の高齢化、後継者不足のため、新たな担い手が必要です。

人手の不足

人手不足であることから、労働者にとって魅力ある会社が求められています。

売上げの減少

売上げが減少していることから、企業などの連携により各分野のノウハウを生かし、新たな商品・技術・事業の創出や販路の拡大が求められています。

生産活動のグローバル化

生産活動のグローバル化^(※1)が進んでいることから、競争力向上が必要です。

設備の老朽化

老朽化している事業所の設備に対して、設備の効率化や省力化が求められています。

施策の方向

1 新規団地の造成と拡張 **総合戦略**

企業の立地ニーズに応じて、農業的土地利用との調和を図りながら、新規団地造成と既存団地の拡張を推進します。また、次代の産業団地等適地の選定に向けた検討・調整を進めます。

2 企業の誘致・拡張の推進 **総合戦略**

企業にとって本市への進出が魅力的なものとなるよう、市内企業の拡張・市外企業の新規立地ニーズの把握に努めるとともに、立地優位性の積極的なPRや優遇制度の検討を進めます。

3 企業の連携・事業承継の支援 **総合戦略**

後継者不足の解消のため、多業種によるマッチング^(※2)フェアなどへの参加や企業情報の共有を推進し、企業間の連携、企業合併・買収などが継続できるよう、関係機関とともに事業承継^(※3)を支援します。

- ▶ 新商品や新サービスの創出、経営の安定、競争力の向上による企業・事業所の売り上げの増加

4 産学官金連携の推進 **総合戦略**

新たな商品・技術・サービスの創出によるものづくりへの関心を高め、雇用拡大につなげるよう、工業・商業・農業と高校・大学などの教育機関、金融界の連携を推進します。

5 経営の支援 **総合戦略**

経営の安定や競争力の向上のため、事業所の経営診断を積極的に推進し、制度融資の充実及び新製品・新技術の開発、企業力アップ、販路拡大、事業マッチング、情報提供、経営相談などの支援を行います。

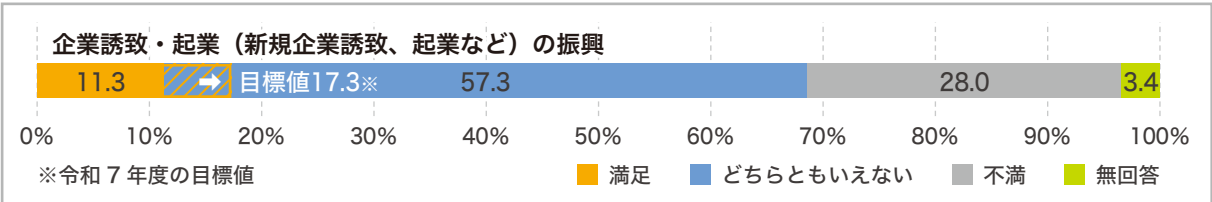


基本目的Ⅳ

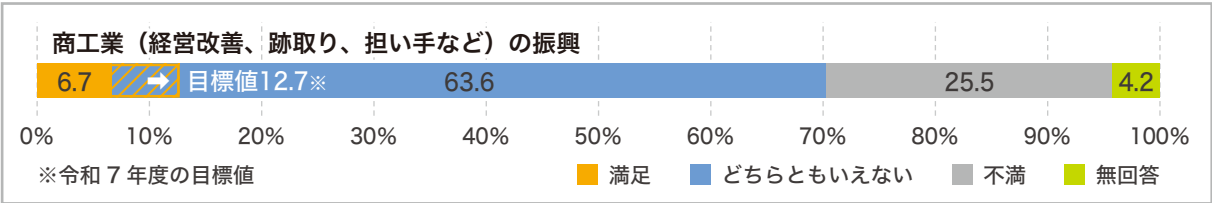
指 標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
企業立地及び設備 投資件数	新設企業及び既存企業の設備投資実施件数	4件 (令和元年度)	(累計) 20件 (令和3年度～7年度)
従業員1人当たり の付加価値額	製造業を営む事業所の従業員1人当たりが一定 期間に生み出した価値の額	1,194万円 (平成30年度)	1,230万円
製造品出荷額等	企業の1年間の製造品出荷額、加工賃収入額 及びその他の出荷額の合計	2,842億円 (平成30年度)	2,845億円

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



- ※1 グローバル化…社会的・経済的に国や地域を超えて世界規模で結びつきが深まること。
- ※2 マッチング…種類の異なったものを組み合わせること。
- ※3 事業承継…会社の経営について経営者が後継者に引き継ぐこと。



18 商業

施策 目的

事業者が元気で活力のあるまちになる

- ▶ 技術を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の増加
- ▶ アントレプレナー^(※1)の活躍と遊休不動産の活用
- ▶ たてばやしブランドの構築と地域経済の活性化

現状と課題

消費者ニーズの多様化

大型店・チェーン店の増加やインターネット通販の推進により、消費者の行動圏が拡大し、まちなかの購買力が低下しています。このような時代の変化に伴い、キャッシュレス^(※2)決済の導入やインバウンド^(※3)集客など、消費者ニーズに対応した店舗づくりが求められています。

商店街の衰退

モータリゼーション^(※4)の進展や消費者のライフスタイルの変化などを背景に、商店の集客力低下や顧客離れによる売上げ減少、店主の高齢化や後継者不在による空き店舗の増加などにより、商店街が衰退しています。このため、技術を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の集積や稼ぐ力、遊休不動産の有効活用が求められています。

たてばやしブランドの向上

日本遺産認定を契機に小麦や川魚などの食文化を発信する機会ができました。地域内外に向けた「たてばやしブランド^(※5)」の構築やブランド力の向上により、地域経済の活性化が求められています。

施策の方向

1 技術と個性がある商店の集積 **総合戦略**

公民連携を推進して、技術と個性がある商店の集積に取り組み、エリアの価値を高めます。

2 アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用 **総合戦略**

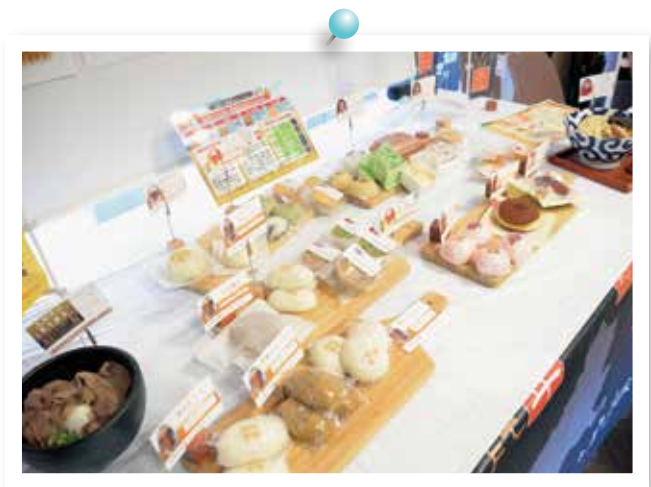
まちの当事者となって活躍するアントレプレナーを発掘・育成し、遊休不動産を活用することによって地域の稼ぐ力や価値を高めます。

3 経営の支援 **総合戦略**

専門家の助言など外部評価により、商店の強みを生かした商品・サービスを提供することによって消費者に選ばれる店舗づくりを支援します。また、消費者の利便性向上のため、キャッシュレス決済の導入やインバウンド集客、ICT^(※6)などを活用した経営を支援します。

4 たてばやしブランドの構築と認知度の向上 **総合戦略**

地域の特性や風土、歴史と文化に基づくたてばやしブランドの商品やサービスを開発し、地域内外に広めることによって、商店の売上げ増加と地域経済の活性化を推進します。

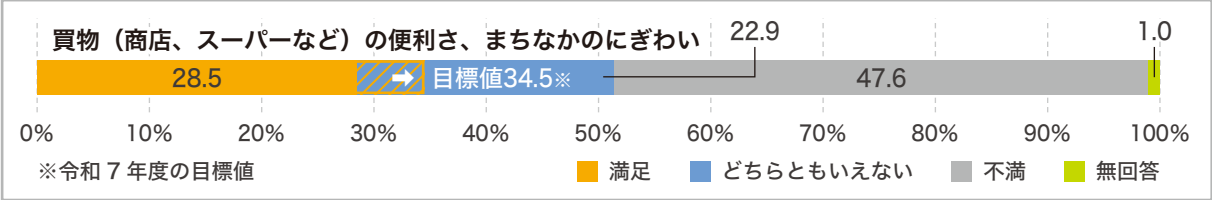


基本目的Ⅳ

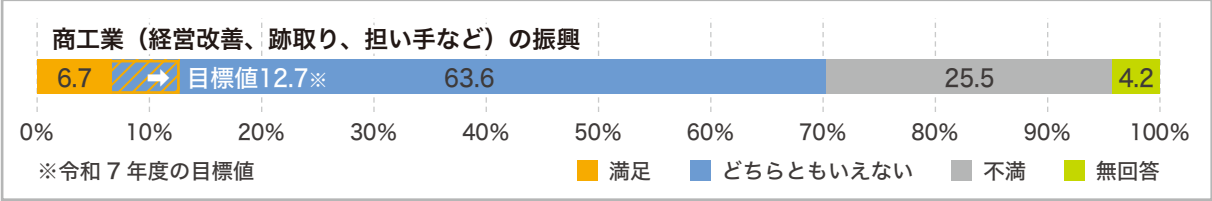
指 標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
小売業・卸売業の 1 店舗当たりの年 間商品販売額	小売業・卸売業の年間商品販売額を小売業・ 卸売業の店舗数で割った額	337 百万円 (平成 28 年度)	340 百万円
商店店舗診断件数	商店店舗診断を受けた商店の数	2 件 (令和元年度)	(累計) 15 件 (令和3年度～7年度)
遊休不動産の利活 用件数	市の事業（創業・リノベーションまちづくり ^(※7) ・ 空き店舗情報システム）によって、遊休不動産 が常設店舗やイベントに利用された件数の合計	2 件 (令和元年度)	(累計) 15 件 (令和3年度～7年度)

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



- ※1 アントレプレナー…新しく事業を起こす人。
- ※2 キャッシュレス…現金を用いずにお金の支払や受取を行うこと。
- ※3 インバウンド…外国人の訪日旅行。また、訪日旅行者。
- ※4 モータリゼーション…自動車の大衆化現象。
- ※5 たてばやしブランド…館林の特性や風土、歴史と文化を生かした商品やサービスを開発、製造し、「館林」を地域内外に発信して利益につなげることを目指すもの。
- ※6 ICT…Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称。情報通信技術のこと。
- ※7 リノベーションまちづくり…使われていない建物や空間などを活用して、新しい価値を生み出し、地域を変えていく手法。



19 労働環境

施策 目的

生き生きと安心して働ける環境が整ったまちになる

- ▶ 若年層の地元就労の促進による、企業が求める人材の確保
- ▶ 多様な人材が、その能力や適性に応じて働くことができる環境
- ▶ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても健康で豊かな生活を送れる環境

現状と課題

若年層の市外流出

進学や就職に伴って若年層が市外へ流出する傾向にあるため、企業が若い人材を安定的に確保できるように、地域への定着・還流を促進する必要があります。

労働力人口の減少

少子高齢化の進展により労働力人口が減少しているため、女性や高齢者、障がい者など潜在的労働力の雇用拡大が求められています。

ワーク・ライフ・バランスの必要性

仕事と生活を両立できるように、社会全体でワーク・ライフ・バランス^(※1)を実現していく必要があります。

勤労者の生活不安

勤労者が安心して生活できるように、勤労者向けの融資制度を維持していく必要があります。

施策の方向

1 若年層の市内就職の促進 **総合戦略**

市内企業の魅力を知ってもらい、企業に対する関心を高めるとともに、学校のキャリア教育^(※2)と連携して、若年層の市外流出防止とU I ターン^(※3)などの就職を促進します。

2 雇用の促進 **総合戦略**

働く意欲のある全ての方が、性別や年齢、障がいの有無、国籍などを問わずその能力を発揮できるように、公共職業安定所や県、商工会議所などの関係機関と連携し、働きやすい職場環境整備など雇用環境の向上を図るとともに、個性に合った就労支援に努めます。

3 ワーク・ライフ・バランスの趣旨普及と取組促進 **総合戦略**

国や県などと連携して労働関係法令やワーク・ライフ・バランスに係る周知に努め、I C T^(※4)などを活用した多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向けて、市民の理解や企業・事業所などの主体的な取組を促進します。

4 勤労者向け融資制度の維持 **総合戦略**

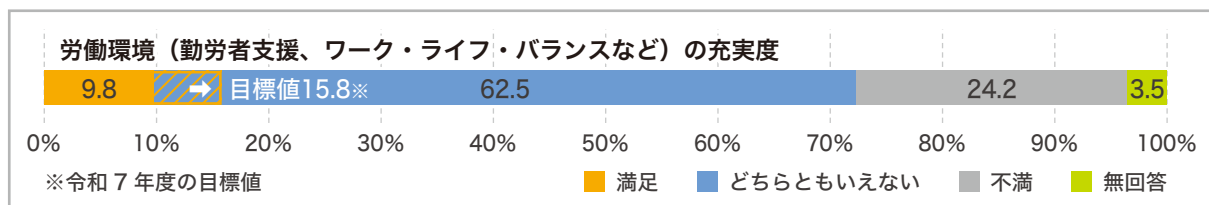
勤労者を対象とした住宅資金や生活資金の融資制度を維持し、セーフティネットの役割を果たしていきます。

▶ 勤労者の生活が安定し、安心できる暮らし

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
企業ガイダンス参加者数	企業ガイダンスを利用した方の数	507人 (平成30年度)	(累計) 2,500人 (令和3年度～7年度)
Uターン支援奨励金の受給労働者数	Uターン支援奨励金の支給を受けた対象労働者の数	46人 (令和元年度)	(累計) 200人 (令和3年度～7年度)

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



- ※1 ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和。
 ※2 キャリア教育…勤労観及び職業観を育てる教育。
 ※3 Uターン…「Uターン」は生まれ育った場所以外に移り住み、その後再び出身地に戻り住むこと。「Iターン」は、生まれ育った場所（主に大都市）から出身地以外の場所に移り住むこと。
 ※4 ICT…Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称。情報通信技術のこと。

20 農業

施策 目的

安全で魅力ある農産物を安定して提供できるまちになる

- ▶ 農地の集積・集約化、農業経営規模の拡大や農用地の利用促進による耕作放棄地の発生防止・解消
- ▶ 農産物のブランド力向上、作業の省力化による効率的で安定的な農業経営
- ▶ 「食」に関する市民の意識向上による地産地消の拡大

現状と課題

農業の担い手不足と耕作放棄地の増加

農業従事者の高齢化や後継者不足、新規就農者の減少などにより耕作放棄地の増加が予想されます。担い手の育成及び作業効率向上のための農地の集積・集約化や基盤整備の推進が求められています。

農業の弱体化

少子高齢化や情報通信技術の高度化による食生活と物流体制の変化に伴い、農産物価格や収益性が低下するなど、農業経営の弱体化が危惧されています。これらの改善に向けて、付加価値が高い農産物の生産やコストを軽減した収益性の高い農業経営が求められています。

食に対する関心の高まり

食の安全に対する関心が高まる中、消費者が安心して購入できる新鮮で高品質な農産物の安定供給や、環境に配慮した農業の取組が求められています。

施策の方向

1 営農環境の整備 **総合戦略**

地域における農業において、中心的な役割を果たす農業者（中心経営体）を決め、地域自らの話し合いによって解決する体制づくりを推進します。また、基盤整備による農地の集積・集約化や新たな担い手（※1）の育成を図るなど、営農環境を整備します。

2 付加価値の向上と効率化 **総合戦略**

市内で生産される農産物の付加価値を高めるために、農商工連携（※2）や6次産業化（※3）、有機農業や自然農法など多様な農家・農業法人の取組への支援により、農産物のブランド化及び販路拡大を推進します。また、農業の効率化に向けてICT（※4）などを活用したスマート農業（※5）の推進を図ります。

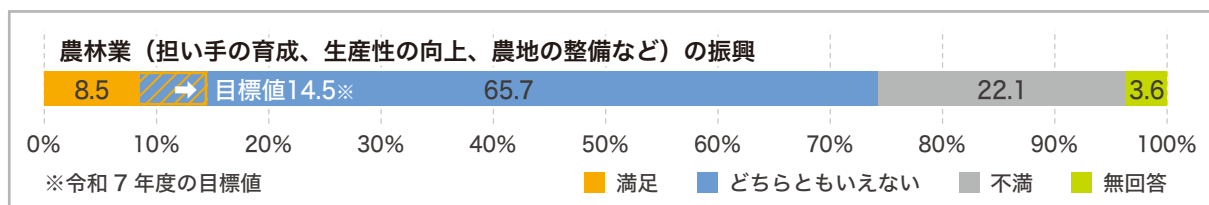
3 食に対する意識の向上 **総合戦略**

消費者のニーズに応じて、安全安心でおいしく新鮮な農産物づくりを推進します。また、「食と農」をテーマとした交流事業などを通じて、地産地消（※6）、食育などに対する市民意識の向上を図ります。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
担い手の農地利用集積状況	耕地面積のうち、担い手へ集積された農地面積の割合	58.2% (令和元年度)	65.0%
農業産出額	農業生産活動による最終生産物の総算出額（耕種、畜産、加工農産物）	59.5 億円 (平成30年)	61 億円 (令和7年)
農用地利用集積面積	効率的かつ安定的な農業経営を営む農業者に対して、利用が集積された農地の面積	840ha (令和元年度)	1,020ha
荒廃農地面積	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地の面積	35ha (令和元年度)	17ha

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



- ※1 担い手…認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営者など。
- ※2 農商工連携…市内の農業・商業・工業・観光業の事業者が連携し、お互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。
- ※3 6次産業化…農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。
- ※4 ICT…Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称。情報通信技術のこと。
- ※5 スマート農業…先端技術を活用し、省力化や大規模生産、品質の向上などを目指す新たな農業。
- ※6 地産地消…地元で生産した農産物を地元で消費すること。

21 観光

施策目的

多くの人から愛される活力と魅力あふれるまちになる

- ▶ 多様な観光客への対応や自治体間の連携強化により交流人口^(※1)の拡大につなげ、地域経済を発展
- ▶ 関係者と連携した本市ブランド力の増大による、シビックプライド^(※2)の醸成
- ▶ 花の季節以外のイベント開催など、公園施設の有効活用

現状と課題

地域経済の停滞

人口減少による地域経済の停滞から地域再生を実現するためには、交流人口の拡大や地場産業の発展による地域活性化が必要です。

観光ニーズの多様化

観光客の志向や価値観は多様化しており、インバウンド^(※3)対策も含め、時代に即した観光資源の変革や新しい観光資源の開発とその魅力の発信が求められています。

広域的な誘客活動

近隣自治体と観光資源の連携を図ることにより、広域的な誘客活動を推進することが求められています。

公園施設の新たな活用

回遊性を持った自然や歴史、文化の活用に加え、公園施設を活用した地域交流が求められています。

観光資源の継承

本市には、世界一のつつじの古木群があり、後世に継承し、大切に守っていくことが求められています。

施策の方向

1 観光資源の創出と活用 **総合戦略**

日本遺産の認定を契機に、ヌマバージョン^(※4)の考えの下、新たな観光資源の創出や歴史的資源を活用し、更に磨きをかけて交流人口の拡大に取り組み、地域経済を発展させます。

2 多様な観光客への対応 **総合戦略**

里沼体感や産業観光、アニメツーリズム^(※5)などの様々な魅力ある観光資源を取り入れ、外国人を含む多様な観光客に楽しんでもらえるよう、観光分野でのICT^(※6)やIoT^(※7)なども活用しながら、受入体制の充実と時代を捉えた情報提供を行います。

3 連携によるブランドの発信 **総合戦略**

地域住民と観光に関係する事業者や団体が連携して、実効性のある取組により、館林のブランドを全国に発信するとともに、公民による広域での連携を強化し、広域観光周遊ルートづくりを目指します。

▶ 貴重なつつじの古木群が大切に守られ、普及啓発を図りながら後世に継承

4 四季を通して愛される公園づくり **総合戦略**

「つつじのまち」としてのPRを推進するとともに、四季を通じて公園をはじめとする公共空間の利活用を推進し、交流人口の拡大やにぎわいの創出を目指します。

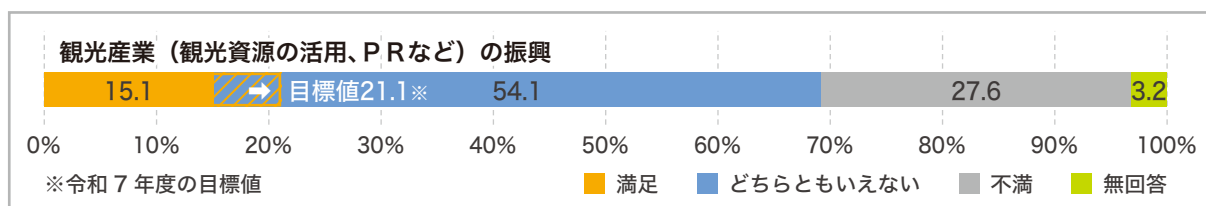
5 観光資源の保護・保存・育成と普及啓発 **総合戦略**

樹齢800年を超えるヤマツツジの古木群など、貴重なつつじの保護、保存、育成に努め、併せて普及啓発を行います。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
観光入込客数	年間を通してまつりやイベント、主な観光施設を訪れた観光客数	1,489,539人 (令和元年度)	1,650,000人
つつじまつり外国人訪問者数	つつじまつりの有料期間中につつじが岡公園に入園した外国人数	10,600人 (令和元年度)	12,000人
観光ボランティアガイドの登録者数	観光ボランティアガイドの登録者数	65人 (令和元年度)	80人

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



- ※1 交流人口…その地域に訪れる人々のこと。
 ※2 シビックプライド…都市に対する市民の誇り。
 ※3 インバウンド…外国人の訪日旅行。また、訪日旅行者。
 ※4 ヌマベーション…「沼辺」と「イノベーション」とを組み合わせた日本遺産の合言葉。
 ※5 アニメツーリズム…アニメやマンガのファンが作品の舞台となった土地などを訪れる旅行。
 ※6 ICT…Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略称。情報通信技術のこと。
 ※7 IoT…Internet of Things (インターネット・オブ・シングス)の略称。あらゆる物がインターネットを通じてつながること。

基本目的Ⅳ

22 まちのにぎわい

施策目的

人が集まり、市民自らがつくる、
にぎわいと魅力あるまちになる

- ▶ 地方創生施策の推進による人口減少の緩和
- ▶ 空き家利活用の推進による空き家の有効活用
- ▶ 技術を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の増加 ※再掲

現状と課題

人口の減少

本市の人口は、少子高齢化や東京圏^(※2)への人口流出により、2005年をピークに減少し続けています。このため、人口減少に歯止めをかけることが求められています。

空き家の増加

人口減少や少子高齢化、若者の流出に伴い、市内の空き家が増加しているため、空き家の抱えるリスクへの理解と対策が求められています。

商店街の衰退 ※再掲

モータリゼーション^(※3)の進展や消費者のライフスタイルの変化などを背景に、商店の集客力低下や顧客離れによる売上げ減少、店主の高齢化や後継者不在による空き店舗の増加などにより、商店街が衰退しています。このため、技術を生かしたサービスやブランドづくりに取り組む商店の集積や稼ぐ力、遊休不動産の有効活用が求められています。

地域コミュニティ・都市機能の維持の困難

郊外のみならず、まちなかの居住地においても人口減少が進み、地域コミュニティ^(※4)や行政・医療・商業などの都市機能の維持が困難となることが予想されます。そのため、無秩序な市街地拡散の抑制とともに、地域に合った土地利用の検討を行い、良好な市街地の形成が求められています。

公共空間の利活用

街路空間^(※5)を車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変することが求められています。

居住環境ニーズの変化

少子高齢化の進行や社会経済情勢が変化している中、高齢者や子育て世代などが住みやすく、安全で安心して快適に生活できる居住環境が求められています。

居住環境の改善

市街地の狭い道路の解消などが課題となっており、災害に強く、安全で安心して暮らせる居住環境の形成を図ることが必要です。

まちなかのイベントの衰退

まちなかを舞台としたイベントのにぎわいが、運営側の参加者の減少により縮小されつつあります。今後も継続・発展させるために、参加者の意識高揚が求められています。

- ▶ アントレプレナー^(※1)の活躍と遊休不動産の活用 ※再掲
- ▶ 適切な土地利用の規制・誘導による良好な市街地の形成
- ▶ 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成
- ▶ 土地の区画形質の変更及び道路や公園などの公共施設の整備による宅地利用の増進
- ▶ 市民協働での企画・実施による魅力的なイベントの開催

施策の方向

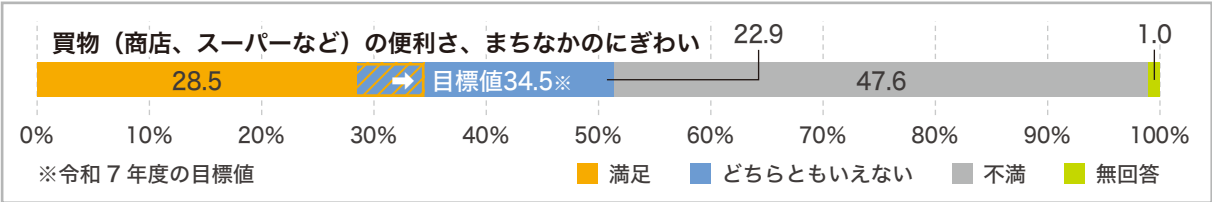
- 1 **地方創生施策の推進** **総合戦略**
人口減少の緩和と交流人口の拡大のために、移住定住の促進や婚活の支援など、魅力的な地域づくりを推進します。
- 2 **空き家の利活用の推進** **総合戦略**
市内の空き家を有効活用するために、情報提供や支援など、利活用を推進します。
- 3 **技術と個性がある商店の集積** ※再掲 **総合戦略**
公民連携を推進して、技術と個性がある商店の集積に取り組みます。
- 4 **アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用** ※再掲 **総合戦略**
まちの当事者となって活躍するアントレプレナーを発掘・育成し、遊休不動産を活用することによって、地域の稼ぐ力や価値を高めます。
- 5 **コンパクトシティの推進** **総合戦略**
交通インフラの強化により周辺地域との連携を図りつつ、人口規模に見合ったコンパクトシティ^(※6)を目指すため、立地適正化計画^(※7)を推進してまちなかへ居住と都市機能を誘導します。
- 6 **ウォーカブルなまちづくりの推進** **総合戦略**
まちのにぎわい再生に向け、移住定住促進などの人口減少対策、商業振興・観光施策及び都市機能をまちなかへ適正に誘導することと併せ、路地も含めた街路空間の利活用により、ウォーカブルなまちづくり^(※8)の推進に努めます。
- 7 **健全な市街地の形成** **総合戦略**
良好な居住環境の形成のため、土地区画整理事業などの推進により健全な市街地の形成に努めます。
- 8 **市民協働によるまちづくり** **総合戦略**
地域性や独自性を生かし、市民がイベントを企画、運営できるよう自立した組織づくりを推進します。

基本目的Ⅳ

指 標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
居住誘導区域の人口密度	立地適正化計画に定める居住誘導区域 ^(※9) 内の人口密度	39 人 /ha (平成 27 年度)	39 人 /ha
空き家バンク登録物件利活用件数	空き家バンク ^(※10) に登録された空き家の利活用件数	2 件 (令和元年度)	(累計) 20 件 (令和3年度～7年度)
遊休不動産の利活用件数 ※再掲	市の事業(創業・リノベーションまちづくり ^(※11) ・空き店舗情報システム)によって、遊休不動産が常設店舗やイベントに利用された件数の合計	2 件 (令和元年度)	(累計) 15 件 (令和3年度～7年度)

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



- ※1 アントレプレナー…新しく事業を起こす人。
- ※2 東京圏…東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の一都三県をいうことが多い。
- ※3 モータリゼーション…自動車の大衆化現象。
- ※4 地域コミュニティ…地域住民が生活している場所、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。
- ※5 街路空間…市街地の道路空間。
- ※6 コンパクトシティ…人口減少等に対する適応策として、居住や生活サービス施設などの都市機能の集約による市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの具体的な行政目的を実現するためのまちづくり。
- ※7 立地適正化計画…居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープラン。
- ※8 ウォーカブルなまちづくり…居心地が良く歩きたくなるまちづくり。
- ※9 居住誘導区域…人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
- ※10 空き家バンク…空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。
- ※11 リノベーションまちづくり…使われていない建物や空間などを活用して、新しい価値を生み出し、地域を変えていく手法。



23 土地利用

施策 目的

地域性に応じた土地利用ができているまちになる

- ▶ 適切な土地利用の規制・誘導による良好な市街地の形成 ※再掲
- ▶ 良質な宅地の確保と無秩序な市街地拡散の抑制
- ▶ 土地の境界や面積など登記簿と公図が正確に修正されることによる土地の保全や活用の促進

現状と課題

地域コミュニティ・都市機能の維持の困難 ※再掲

郊外のみならず、まちなかの居住地においても人口減少が進み、地域コミュニティ（※1）や行政・医療・商業などの都市機能の維持が困難となることが予想されます。そのため、無秩序な市街地拡散の抑制とともに、地域に合った土地利用の検討を行い、良好な市街地の形成が求められています。

自然環境と都市機能の調和

自然や農地は、生活に憩いと安らぎを与えるだけでなく、環境保全や災害防止、生産機能という役割もあります。一方で、快適で豊かな生活を送るためには、道路や公園などの公共施設や、工業・流通需要の受け皿となる産業団地は欠かせません。自然環境や農地と都市機能との調和が求められています。

不明確な地籍

現在、法務局に備え付けられている登記簿と公図は、土地の境界や面積などが実態と異なる場合が多いため、是正が求められています。

施策の方向

1 コンパクトシティの推進 ※再掲

交通インフラの強化により周辺地域との連携を図りつつ、人口規模に見合ったコンパクトシティ（※2）を目指すため、立地適正化計画を推進してまちなかへ居住と都市機能を誘導します。

2 地域に合わせた土地利用の検討

開発の進められた郊外や既存の集落については、地区計画制度などの地域に合わせた土地利用を検討します。

3 用途地域の見直し

用途地域については、指定用途に基づいた適正な土地利用を誘導しながら、土地の有効活用や産業振興などの需要に対する見直しを行います。

4 開発許可制度の運用

開発許可制度の運用により、調和の取れた土地利用を図ります。

5 適正な市街化区域の設定

都市計画を適切に定めて実現していくために、都市計画に関する調査によって得られた市街地の現況や産業需要の見通しに基づき、農業的土地利用との調和を図りながら、適正な市街化区域の設定に努めます。

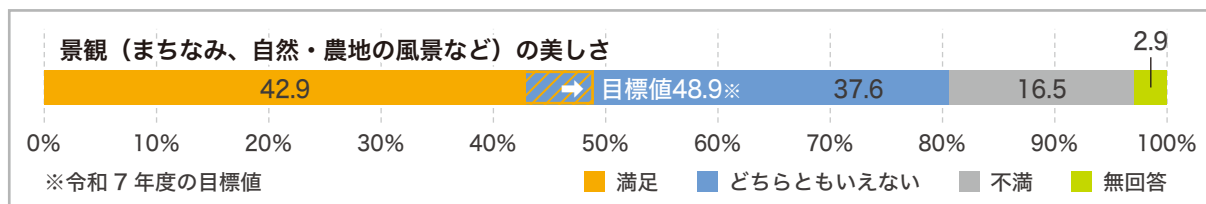
6 地籍調査の推進

土地の保全と活用に資するため、地籍測量を計画的に進めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
居住誘導区域の人口密度 ※再掲	立地適正化計画に定める居住誘導区域 ^(※3) 内の人口密度	39人/ha (平成27年度)	39人/ha

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



※1 地域コミュニティ…地域住民が生活している場所、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

※2 コンパクトシティ…人口減少等に対する適応策として、居住や生活サービス施設などの都市機能の集約による市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの具体的な行政目的を実現するためのまちづくり。

※3 居住誘導区域…人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

24 道路・交通

施策 目的

人や物が安全で快適に移動できるまちになる

- ▶ 円滑な交通の確保による市内の快適な移動
- ▶ 歩行者及び自転車などが安心して通行できる環境
- ▶ 公共交通ネットワークの充実による市民の移動手段の維持

現状と課題

交通混雑の解消

私たちが生活する上で、道路は人の移動や物流を支える重要な都市施設です。目的地への移動を円滑に行うためには、車依存の社会の進展による交通量の増加に伴う慢性的な混雑の解消が求められています。

交通弱者の増加

市内には道幅が狭く歩道もないなど、危険な箇所があります。高齢者などの交通弱者が増える中で、歩行者や自転車などに配慮した安全安心に移動できる道路空間が求められています。

交通ルールの遵守

市民一人一人が交通ルールを遵守し、交通事故防止を図ることが必要です。

公共交通ネットワークの再構築

住みやすく活力ある地域社会実現に向け、まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの再構築が求められています。

施策の方向

1 幹線道路の整備 **総合戦略**

市内の幹線道路^(※1) 網を体系的に整備し、産業活動、観光振興、救急医療、防災など、拠点性を高めるための道路整備を推進します。

2 道路の利便性と安全性の向上 **総合戦略**

市内移動手段の利便性、安全性の向上のため、道路や橋りょうなどの整備と維持管理を行います。

3 移動の安全性の向上 **総合戦略**

歩行者や自転車などが快適に移動できるような道路整備を推進するとともに、安全対策に努めます。

4 連携による交通安全対策の推進 **総合戦略**

市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体が連携した総合的な交通安全対策を推進します。

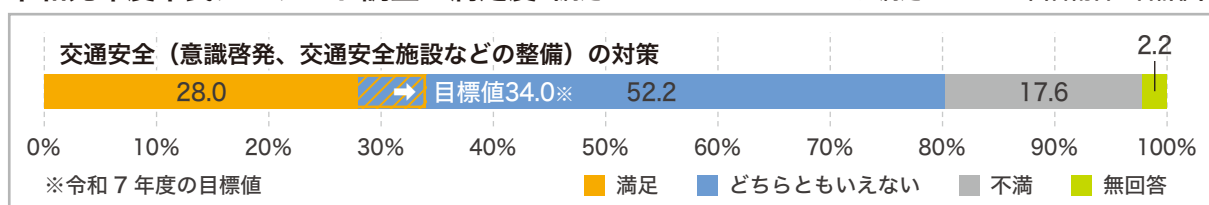
5 移動環境の確保 **総合戦略**

地域の実情や移動ニーズに適切に対応できるよう、公共交通も含め多様な移動環境の整備を推進します。

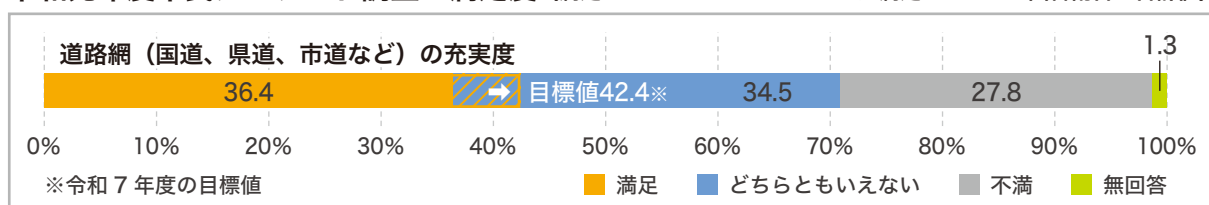
指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
路線バスの年間利用者数	路線バスの利用者数	248,074 人 (令和元年度)	300,000 人
交通事故発生件数	館林市内の交通事故発生件数。現状値は平成31年1月～令和元年12月の実績値	283 件 (令和元年)	280 件 (令和7年)
市道の整備率	市道の実延長に対する改良済み延長の割合	38.4% (令和元年度)	39.1%

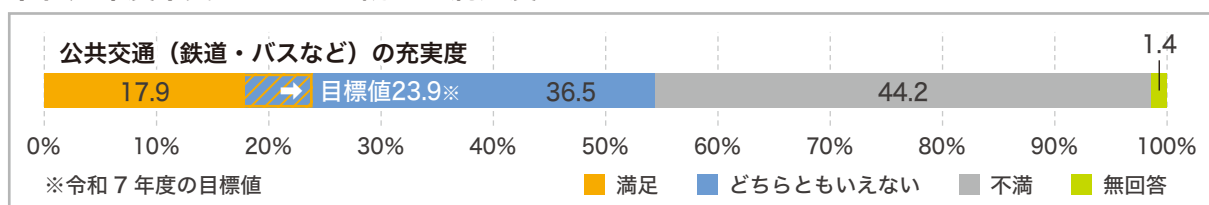
令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



※1 幹線道路…全国あるいは地域・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。

25 居住環境

施策 目的

快適な居住環境で暮らしやすいまちになる

- ▶ 市民の誰もが安心して快適に暮らせる住まいの確保
- ▶ 土地の区画形質の変更及び道路や公園などの公共施設の整備による宅地利用の増進
※再掲
- ▶ 空き家利活用の推進による空き家の有効活用 ※再掲

現状と課題

居住環境ニーズの変化 ※再掲

少子高齢化の進行や社会経済情勢が変化している中、高齢者や子育て世代などが住みやすく、安全で安心して快適に生活できる居住環境が求められています。

居住環境の改善 ※再掲

市街地の狭あいな道路の解消などが課題となっており、災害に強く、安全で安心して暮らせる居住環境の形成を図ることが必要です。

空き家の増加 ※再掲

人口減少や少子高齢化、若者の流出に伴い、市内の空き家が増加しているため、空き家の抱えるリスクへの理解と対策が求められています。

水の持続可能な供給

他市町や組合等と広域連携するなど、生活圏の拡大を踏まえ、水の持続可能な供給が求められています。

公共空間の利活用 ※再掲

街路空間^(※1)を車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変することが求められています。

施策の方向

1 良質な住宅の供給

住宅に困窮する低額所得者、高齢者、子育て世帯などの居住の安定の確保が図れるように、既存住宅のストックの有効活用や効率的な維持管理を推進し、良質な住宅の供給を行えるよう努めます。

2 健全な市街地の形成 ※再掲

良好な居住環境の形成のため、土地区画整理事業などの推進により健全な市街地の形成に努めます。

3 空き家の利活用の推進 ※再掲

市内の空き家を有効活用するために、情報提供や支援など、利活用を推進します。

4 群馬東部水道企業団との連携強化

安全安心な水の安定的供給のために、群馬東部水道企業団との連携を強化します。

- ▶ 安全安心な水の安定的供給
- ▶ 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成 ※再掲

5 ウォーカブルなまちづくりの推進 ※再掲

まちのにぎわい再生に向け、移住定住促進などの人口減少対策、商業振興・観光施策及び都市機能をまちなかへ適正に誘導することと併せ、路地も含めた街路空間の利活用により、ウォーカブルなまちづくり^(※2)の推進に努めます。

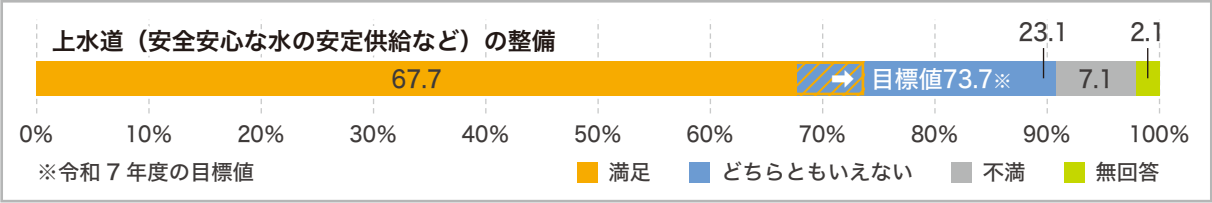


基本目的Ⅳ

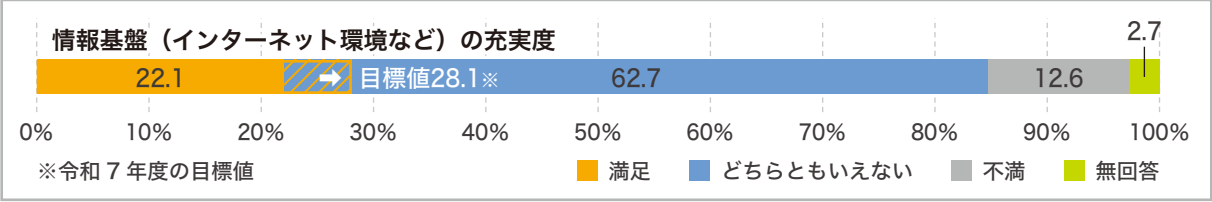
指 標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
空き家バンク登録 物件利活用件数 ※再掲	空き家バンク ^(※3) に登録された空き家の利活用 件数	2件 (令和元年度)	(累計) 20 件 (令和3年度～7年度)
西部第一南土地区 画整理事業 事業進捗率 (事業 費ベース)	総事業費のうち執行済事業費の割合	90.6% (令和元年度)	94.0%
西部第一中土地区 画整理事業 事業進捗率 (事業 費ベース)	総事業費のうち執行済事業費の割合	89.7% (令和元年度)	93.0%
西部第二土地区画 整理事業 事業進捗率 (事業 費ベース)	総事業費のうち執行済事業費の割合	44.9% (令和元年度)	51.9%

令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



令和元年度市民アンケート調査の満足度 (満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値)



- ※1 街路空間…市街地の道路空間。
- ※2 ウォークブルなまちづくり…居心地が良く歩きたくなるまちづくり。
- ※3 空き家バンク…空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。



26 公園・緑地

施策 目的

花と緑に囲まれ、憩いと安らぎのあふれた、
ガーデンシティと言われるまちになる

- ▶ 災害時における避難場所として活用できる防災機能を備えた公園
- ▶ 時代の変化やそれぞれの目的、地域の特性を生かした独自の顔を持つ、市民が集まり利用される公園

現状と課題

公園・緑地の新たな活用

公園・緑地などは、市民生活に密着した施設であり、災害時の緊急避難場所として重要な役割を担っています。また、利用者の多様化したニーズや地域の特性に合わせた公園づくりが求められています。画一的に整備された公園施設は、機能の再編や対策が必要です。

公園・緑地の周辺環境への対策

市街地整備に合わせて造られた公園・緑地では、樹木が巨木化したことで、周辺環境への対策が求められています。

緑地の減少

地球温暖化や害虫被害により、貴重な緑が失われていることから、緑地を保全していく取組が必要です。

施策の方向

1 公園の災害時活用の検討

災害時には、公園や緑地は緊急避難場所となります。災害時を想定し、活用できるよう対策を講じます。

2 公園・緑地の魅力の向上

公園や緑地の更なる魅力向上のため、多様なニーズへの対応をします。また、それぞれの目的、地域の特性・全体的なバランスを考慮した機能の再編や対策を講じます。

3 適切な緑の管理

周辺の住宅などに配慮しながら、憩いと安らぎの場としての機能を保ちつつ、適切な緑の管理を行います。

4 市民協働による緑化推進

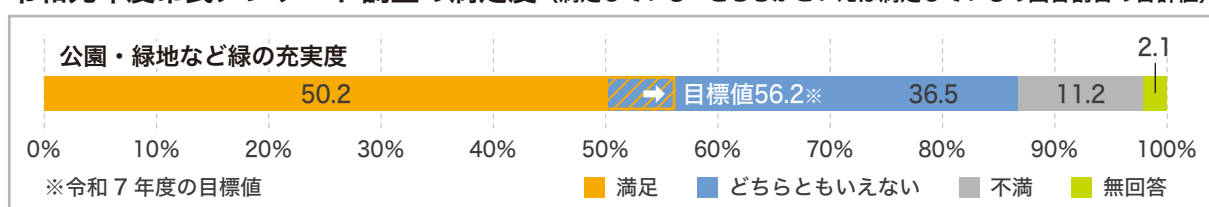
花と緑に親しみを覚え、緑豊かな自然と人が共生できるガーデンシティ^(※1)を目指し、市民と協働で緑化を推進します。

5 緑地の保全

市街地内に残る平地林や古木は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境です。緑地には、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する重要な役割があるため、今後も継続して保全するとともに、花と緑豊かな都市環境の形成に努めます。

- ▶ 憩いと安らぎの場として、市民が快適に過ごすことができる公園・緑地
- ▶ 市民と行政が協力し、花と緑のつながりを広げることによる、人々が自然に親しめる空間の確保
- ▶ 平地林や古木など豊かな自然が守られ野鳥がさえずり、心の潤いや癒しを与える、市民にとってかけがえのない良好な環境

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



※1 ガーデンシティ…田園都市、花園都市、庭園都市。



基本目的V

行政経営

公民連携を推進し 地域経営の視点を持つ 持続可能なまち



27 市民協働

施策目的

市民と行政が共創して発展できるまちになる

- ▶ 市民一人一人が主体的に地域活動に参加し、地域力^(※1)を向上
- ▶ 市民協働により地域に活力が生まれるまちづくりの推進

現状と課題

地域社会の希薄化

都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域の連帯意識が年々希薄化しています。

市民と行政が連携した課題解決

市民と行政は、それぞれの役割と責任を自覚し、地域課題の解決のため、いかに連携できるかが課題になっています。

施策の方向

1 地域活動の活性化

地域力向上を図るため、地域が主体的に行う地域活動を支援し、地域の連帯意識の高揚に努めます。

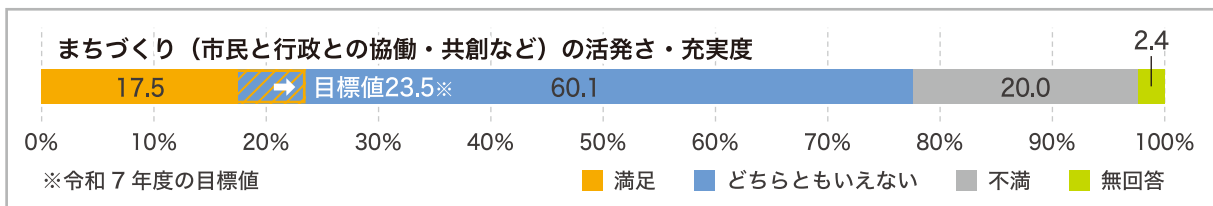
2 市民協働の推進

市民協働の必要性を啓発するとともに、まちづくりを担い、コーディネーター的役割を果たす人材などの育成、また、ボランティアや市民活動団体の活動を支援します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
市民活動に関する 問合せ件数	ボランティアやNPOなどに関する問合せ件数	67件 (令和元年度)	80件

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



※1 地域力…市民、企業その他の地域の構成員が、協働して自律的に地域の課題を解決し、地域の価値を創造していく力。



28 人権の尊重

施策目的

市民一人一人の人権が尊重され、誰もが安心して平和に暮らせるまちになる

- ▶ 平和の尊さに対する市民の理解促進
- ▶ 人権尊重の意識が生活の中に定着することにより、住みよさを向上
- ▶ 性別にかかわらず、誰もが自分らしい生き方を選択できるまちづくりの推進

現状と課題

戦争歴史の風化

日本が終戦を迎えて 70 年以上が経過しています。戦争体験者が年々減る中、若い世代へ戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくことが必要です。

差別や偏見のない社会

人権課題への取組が進む中、社会の変化に伴う新たな課題も生じています。差別や偏見のない人権が尊重される社会を目指し、継続的な取組が必要です。

男女共同参画社会への対応

男女共同参画に向けた取組が徐々に効果をあげている中、あらゆる分野における男女共同参画推進のため、継続的な取組が必要です。

多文化共生社会への対応

外国人住民の増加により様々な国籍や文化が混在し、価値観が多様化している中、お互いを理解し、支え合う多文化共生社会への対応が求められています。

施策の方向

1 恒久平和への意識高揚

平和な社会をめざし、恒久平和への意識を高める啓発活動を推進します。

2 人権尊重理念の啓発

「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、社会の変化に対応しつつ、人権が尊重される社会を実現するため、人権尊重の理念を啓発します。

3 男女共同参画の推進

性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、活躍できる男女共同参画社会の実現を推進します。

4 多文化共生の地域づくり

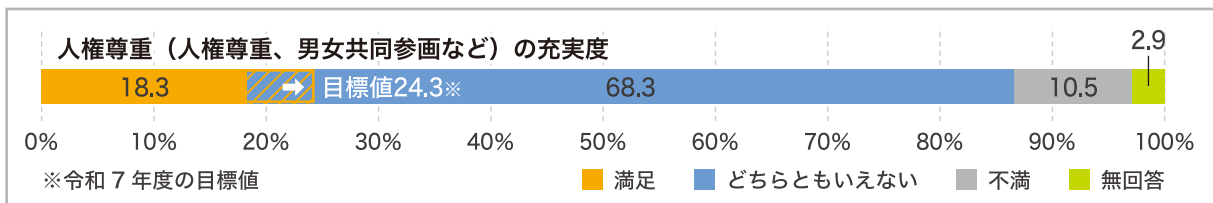
文化や習慣の違いを認め合い、近隣の住民同士の良い関係を築けるよう、相互理解の機会提供及び地域や関係団体の理解や協力により、あらゆる場面で多文化共生の地域づくりを推進します。

▶ 多文化共生の地域づくりにより、誰もが安心して暮らせる社会の実現

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
国際交流協会個人会員数	国際親善や多文化共生を支援する国際交流協会の個人会員数	234人 (令和元年度)	250人
国際交流関係事業の参加者数	市及び国際交流協会が主催する国際交流関係事業に参加する日本人及び外国人の人数	472人 (令和元年度)	600人

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



29 行政活動

施策目的

時代に対応できる自立した持続可能なまちになる

- ▶ 中長期ビジョンにのっとり、市民とともに進める持続可能な行政の経営
- ▶ 限られた財源と資源を最大限に活用するなど、効率・生産性の向上
- ▶ 人口減少や災害対策、環境問題など、広域化する行政課題に対する近隣市町と連携した確な対応

現状と課題

中長期ビジョンの策定

多様化する市民ニーズに対応するため、市の方向性を示すビジョンが求められています。

公民連携の必要性

地域の特性を生かした魅力ある地域社会を形成し、公民連携した質の高い公共サービスの提供が求められています。

不安定な財源と財政需要の拡大

少子高齢化の進展に伴い、市税などの安定した財源確保が厳しくなる一方、社会保障費などの財政需要が増大しているため、確実な財源確保の取組と健全な財政運営の継続が求められています。

公共施設等の老朽化と必要性

財政状況が厳しさを増す中、公共施設等の老朽化対策は大きな課題となっています。さらに、少子高齢化や人口減少などの進展により、今後、公共施設等は必要性を踏まえた適正な配置を検討していく必要があります。

広域的な課題

市民の生活圏や経済活動が広域化し、行政区域を越えた連携が求められています。

投票率の低下

各種選挙における投票率は低下傾向にあることから、継続して啓発活動を実施していく必要があります。

公平公正な監査

厳しい財政状況を踏まえた効率的・効果的な事務事業が執行されているかについて、公平公正に監査することが求められています。

事務の省力化・効率化

行政改革が進められる中、省力化、事務の効率化が求められています。

環境の変化に対応できる職員の育成

行政を取り巻く環境の変化に対応するため、職員の能力開発、意欲向上を図ることが必要です。

- ▶ 公共施設等の適正な配置や財政負担の軽減・平準化を図り、行政サービスの水準を確保
- ▶ 市税の適正公平な課税・徴収に努めるとともに、自主財源の確保を見込める方法の情報収集や取組により税外収入も確保
- ▶ 政治や選挙への関心を高めることにより、多くの市民が投票に参加
- ▶ 社会環境の変化に対応できる人づくりの推進

施策の方向

1 総合計画及び総合戦略の着実な実施 **総合戦略**

総合計画及び総合戦略を着実に実施するため、PDCAサイクルを基本とした、効果的な評価と進捗管理を行い、成果志向、目的志向に沿った柔軟な事業を展開します。

2 行政改革の断行 **総合戦略**

民間の優れた手法を取り入れ、変化する時代に的確に対応した行政改革を実施します。また、効果的、効率的な組織機構の改革や定員管理を実施します。

3 公民連携の推進 **総合戦略**

PPP^(※1) など公民連携を図り、質の高い公共サービスを提供します。

4 近隣市町との連携 **総合戦略**

広域的な課題を解決するため、引き続き近隣自治体や関係団体との連携を図ります。

5 財政運営の健全化 **総合戦略**

財政の健全性を確保するため、自主財源の確保や各種事業の見直しを進めます。また、中長期的な視点に立った財政運営を推進します。

6 公共施設等の最適化 **総合戦略**

変化する市民ニーズを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新・統合・長寿命化を推進します。

7 自主財源の確保 **総合戦略**

適正かつ公平な市税賦課により税財源を確保するとともに、ふるさと納税や命名権、基金の債券運用などのほか、クラウドファンディング^(※2) など新たな取組により税外収入を確保します。また、収納率向上のため納税啓発や催告、口座振替を推進し、納税者の期限内納付に努めます。

8 ICT化の推進 **総合戦略**

ICT^(※3) の活用による更なる効率化に取り組みます。

9 適切な監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかに留意して監査を実施します。

10 適正な選挙事務の執行

法令遵守を徹底し、適正かつ公平・公正な管理執行に努めます。

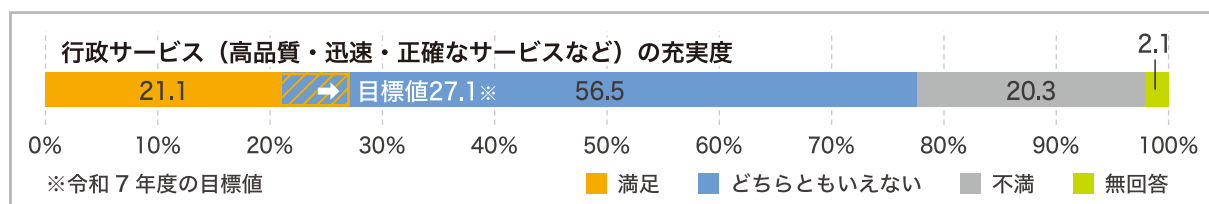
11 職員の人材育成

外部の機関への職員派遣、先取的な外部講師招聘など、多様な研修により職員の意識改革を行い、社会の変化に即応できる人づくりに努めます。

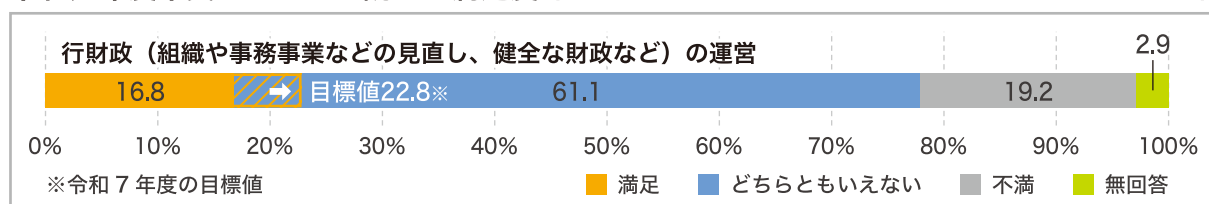
指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
第6次総合計画指標達成率	第6次総合計画の全指標の内、目標達成に向けて順調に推移している指標の割合。現状値は「令和2年度第5次総合計画アウトカム別指標実績報告書」の達成率の数値（令和元年度の実績を集計したもの）	53.0% (令和元年度)	80.0%
第七次行政改革大綱の取組状況割合	第七次行政改革大綱における、全推進計画の内、取組状況が、計画通り、計画以上、計画完了となる計画の割合。現状値は第六次行政改革大綱の最終実績値	70.0% (令和元年度)	100%
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、数値が低いほど財政運営に余裕（弾力性）があることを示している	98.2% (令和元年度)	95.6%
資金運用の総計額	基金運用の利子及び売却益の合計	500万円 (令和元年度)	(累計) 2,750万円 (令和3年度～7年度)

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



- ※1 P P P…Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称で、公民連携事業の総称。公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
- ※2 クラウドファンディング…資金調達方法の一つで、インターネットなどを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨やプロジェクトに賛同した方々から資金を集める手法。
- ※3 I C T…Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称。情報通信技術のこと。



30 情報の共有

施策目的

市政の透明性を高め、
誰もがまちへの愛着と誇りのあるまちになる

- ▶ 積極的な情報発信による市民と行政の情報共有
- ▶ 市民が必要な時に必要な情報を得られるような情報共有の推進
- ▶ 入札契約情報を発信するなど、法令遵守を徹底し、公正性・透明性の確保

現状と課題

情報発信ツールの多様化

市民の意見や要望を市政に反映させるため、積極的な広聴に努めるとともに、広報紙やホームページなどにより効果的な広報が求められています。

シビックプライドの醸成

市が直面している状況や課題などを共有し、市政への積極的な参画やシビックプライドの醸成を図ることが求められています。

市政情報の共有化

人々が住みたくなる魅力的なまちを市民と共につくるためには、市政に関する様々な情報を市民と共有することが必要です。

入札制度の透明性

入札契約に関する公正性・透明性が求められています。

施策の方向

1 市政情報の提供と共有 **総合戦略**

多様なメディアの活用により積極的に情報発信するとともに、誰もが提供された情報や機能を支障なく利用できるようにすることで、市民と行政が互いに情報共有を図り、地域課題が解決できるよう分かりやすく適切な広報活動に努めます。

2 市政情報の共有

市が保有する行政文書を適切に管理し、個人情報保護に配慮した上で、市民へ積極的に公開することにより、市政情報の共有化を図ります。

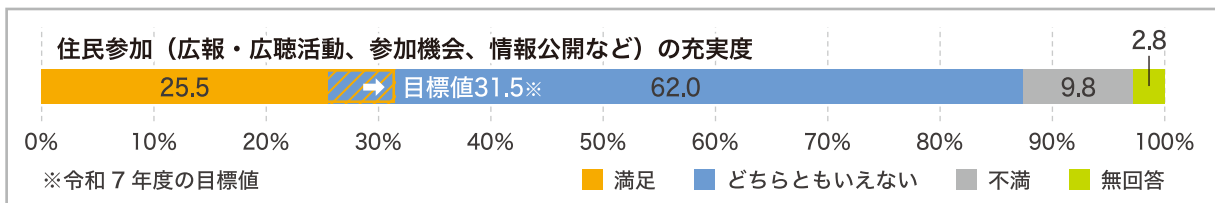
3 公平な入札執行

法令遵守を徹底し、適正かつ公平な執行を行います。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
ホームページへのアクセス数	館林市公式ホームページの各記事にアクセスした年間件数	2,509,601 件 (令和元年度)	4,015,361 件
SNSのフォロワー数	館林市公式ツイッターのフォロワー数	1,520 人 (令和元年度)	4,520 人

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



第3章

第2期館林市 まち・ひと・しごと創生 総合戦略



総合戦略の概要

1 総合戦略の趣旨

本市では、平成27年度（2015年度）に「第1期総合戦略」を策定し、地方創生の目的である人口減少と地域経済縮小の克服を目指してきました。今回「第1期総合戦略」が令和2年度（2020年度）で終了しますが、今後も人口減少の抑制や持続可能な社会の形成を実現するために、各種政策を継続して推進する必要があります。

そのため、これまでの取組の検証結果や新たな視点を加えた「第2期総合戦略」を策定します。

2 国の「総合戦略」との関係

国の総合戦略の基本目標や政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）を踏まえ、本市の第2期総合戦略における「4つの基本目標」を定めています。

「第2期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標

- 1 豊かな地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 2 本市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

3 「館林市第6次総合計画」との関係

「館林市第6次総合計画」は、市の最上位計画で、地域における総合的かつ計画的な運営を図るための計画です。市の将来を展望するにあたって、人口減少・少子高齢化は市政運営における重要な課題であり、また、持続可能なまちづくりは市政運営の基本的な考え方となっており、これは総合戦略、総合計画に共通した考え方です。

そのため、「第2期総合戦略」は個別に策定するのではなく、「館林市第6次総合計画」と一体的に策定します。

4 戦略の期間

第2期総合戦略は、館林市人口ビジョンが示す将来展望人口を踏まえ、令和3年度（2021年度）を初年度とする今後5年間の戦略として策定します。

戦略期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）（5年間）

5 戦略のフォローアップについて

本市の第6次総合計画との整合性を図るとともに、PDCAサイクルに従い定期的に取り組内容の検証を行い、評価と改善を図ります。

また、検証に当たっては、有識者によって組織された検証委員会において実施します。

総合戦略の見方

【基本目標】

国の総合戦略及び館林市の人口ビジョンを踏まえて設定した、将来展望人口を維持するための政策分野ごとに目指す目標です。

基本目標	1 豊かな地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
関連分野	基本計画 17 産業
基本的方向	1 新規団地の造成と拡張 2 企業の誘致・拡張の推進 3 企業の連携・事業承継 ^(※1) の支援 4 産学官金連携の推進 5 経営の支援

【基本的方向】

総合計画の分野及び施策の方向と連動する基本目標を達成するための方向性です。

新規団地の造成と拡張

土地利用調整及び産業団地造成と既存団地の拡張を推進し、雇用創出産業団地などの適地の選定に向けた検討・調整

【個別戦略】

基本的方向を推進するための個別の戦略です。

個別戦略	企業間の連携支援・事業承継の推進支援 近い将来の生産人口の減少に伴う後継者不足を解消するため、多業種が参加する企業間交流への参加を推進し、更なる連携及び企業合併・買収を継続していけるよう、関係機関と協働して事業承継を支援します。
	産学官金の連携強化 魅力ある企業として、新商品・新技術・新サービスの創出によるものづくりへの関心を高めてもらうため、産業界と高校・大学などの教育機関、金融界で協働して行う取組を推進し、雇用の拡大につなげ、生産性の向上に努めます。
	企業間の連携支援・事業承継の推進支援 新たに本市への立地及び既存企業で拡張を望む企業のニーズ把握に努め、本市立地の優位性をPRし、新規団地の動向を踏まえ、各種支援を通じ優遇措置の検討を進めます。

重要業績評価指標 (KPI)

新規産業団地などの造成	【重要業績評価指標 (KPI)】 個別戦略の進捗を測るための指標です。	現状値 (R7年度) 56.2 ha
[出典：産業政策課]		
新規や拡張により造成された産業団地などにおける開発面積		

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
企業立地及び設備投資件数	4 件	累計20件(R3～R7年度)
[出典：工場立地動向調査・商工課]		
市内における新規企業立地数及び既存企業による増設投資件数		

※1 事業承継…会社の経営について経営者が後継者に引き継ぐこと。

総合戦略 4つの基本目標及び成果指標

成果指標とは、基本目標を達成する際のアウトカムに関する指標

基本目標			成果指標
1		豊かな地域をつくとともに、安心して働けるようにする	・従業員1人当たりの付加価値額 ・就職率
2		本市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる	・社会増減数
3		結婚・出産・子育ての希望をかなえる	・合計特殊出生率 ・婚姻数
4		人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	・住みよさランキング

基本目標	成果指標	現状値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)
	従業員1人当たりの付加価値額 [出典：工業統計調査] 製造業を営む事業所の従業員1人当たりが一定期間に生み出した価値の額	1,194 万円	1,230 万円

基本目標	成果指標	現状値 (R1 年度)	目標値 (R7 年度)
	就職率 [出典：館林市統計書] 館林公共職業安定所調査の市内就職率（就職件数 / 月間有効求職者数）	7.6%	9.0%

基本目標	成果指標	現状値 (R1 年度)	目標値 (R7 年度)
	社会増減数 [出典：群馬県移動人口調査] 本市への転入数から市外への転出数を差し引いた数	▲48 人	▲22 人

基本目標	成果指標	現状値 (R1 年度)	目標値 (R7 年度)
	合計特殊出生率 [出典：群馬県人口動態調査] 1人の女性が生涯に産む子どもの人数。15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計	1.19	1.60

基本目標	成果指標	現状値 (R1 年度)	目標値 (R7 年度)
	婚姻数 [出典：群馬県人口動態調査] 本市に婚姻届を提出し、婚姻が認められた件数	315 件	360 件

基本目標	成果指標	現状値 (R1 年度)	目標値 (R7 年度)
	住みよさランキング [出典：都市データパック(東洋経済)] 「東洋経済新報社」が1年に1回発表する暮らしやすさを測る指標	287 位	200 位以内



産 業

基本目標	1 豊かな地域をつくとともに、安心して働けるようにする
関連分野	基本計画 17 産業
基本的方向	1 新規団地の造成と拡張 2 企業の誘致・拡張の推進 3 企業の連携・事業承継 ^(※1) の支援 4 産学官金連携の推進 5 経営の支援
個別戦略	新規団地の造成と拡張 土地利用調整及び事業者調整を進め、新規団地造成と既存団地の拡張を推進し、雇用創出や税収増加を図ります。また、次代の産業団地などの適地の選定に向けた検討・調整を進めます。
	新規企業の誘致推進及び既存企業の経営安定支援 新たに本市への立地及び既存企業で拡張を望む企業のニーズ把握に努め、本市立地の優位性をPRし、新規団地の動向を踏まえ、各種支援を通じ優遇措置の検討を進めます。
	企業間の連携支援・事業承継の推進支援 近い将来の生産人口の減少に伴う後継者不足を解消するため、多業種が参加する企業間交流への参加を推進し、更なる連携及び企業合併・買収を継続していけるよう、関係機関と協働して事業承継を支援します。
	産学官金の連携強化 魅力ある企業として、新商品・新技術・新サービスの創出によるものづくりへの関心を高めてもらうため、産業界と高校・大学などの教育機関、金融界で協働して行う取組を推進し、雇用の拡大につなげ、生産性の向上に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
新規産業団地などの造成 [出典：産業政策課]	—	56.2 ha
新規や拡張により造成された産業団地などにおける開発面積		
重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
企業立地及び設備投資件数 [出典：工場立地動向調査・商工課]	4 件	累計20件(R3～R7年度)
市内における新規企業立地数及び既存企業による増設投資件数		

※1 事業承継…会社の経営について経営者が後継者に引き継ぐこと。

商 業

基本目標	1 豊かな地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
関連分野	基本計画 18 商業
基本的方向	1 技術と個性がある商店の集積 2 アントレプレナー ^(※1) の発掘・育成と遊休不動産の活用 3 経営の支援 4 たてばやしブランド ^(※2) の構築と認知度の向上
個別戦略	技術とブランド力を持った商店経営の支援 マーケティングにより、取り扱う商品やサービスの強みを認識し、技術やブランド力を生かした戦略的な経営ができる商店主の増加につなげます。
	新規アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用 創業者の支援とリノベーションまちづくり ^(※3) 事業の推進により、アントレプレナーを発掘及び育成し、遊休不動産を活用することで経済活動の機会損失を防ぎます。
	たてばやしブランドの構築による稼ぐ地域づくり 館林の歴史、文化、風土などに基づくストーリーによって消費者の共感を得ることで、商品やサービスに付加価値を与え、価格に反映できるように支援します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
既存商店店舗診断の件数 [出典：商工課]	2 件	累計15件(R3～R7年度)
中小企業診断士による店舗診断を受けた商店の数		

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
遊休不動産の利活用件数 [出典：商工課]	2 件	累計15件(R3～R7年度)
市の事業によって、遊休不動産が常設店舗やイベントに利用された件数の合計		

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (H28年度)	目標値 (R7年度)
小売業・卸売業の1店舗当たりの年間商品販売額 [出典：経済センサス]	337 百万円	340百万円
小売業・卸売業の年間商品販売額を小売業・卸売業の商店数で割った額		

※1 アントレプレナー…新しく事業を起こす人。

※2 たてばやしブランド…館林の特性や風土、歴史と文化を生かした商品やサービスを開発、製造し、「館林」を地域内外に発信して利益につなげることを目指すもの。

※3 リノベーションまちづくり…使われていない建物や空間などを活用して、新しい価値を生み出し、地域を変えていく手法。



労働環境

基本目標	1 豊かな地域をつくとともに、安心して働けるようにする
関連分野	基本計画 19 労働環境
基本的方向	1 若年層の市内就職の促進 2 雇用の促進 3 ワーク・ライフ・バランス ^(※1) の趣旨普及と取組促進 4 勤労者向け融資制度の維持
個別戦略	若年層の定着・還流促進のための情報提供 若年層の地域への定着・還流を促進するため、市内企業の魅力を知ってもらい、企業への関心を高めて、市内での就職の増加につなげます。
	雇用環境の向上 公共職業安定所などの関係機関と連携し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ります。
	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組促進 国や県などと連携して趣旨普及に努め、ICT ^(※2) などを活用した多様で柔軟な働き方の実現に向け、市民の理解や企業・事業所などの主体的な取組を促進します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)
企業ガイダンス参加者数 [出典：産業政策課]	507 人	累計 2,500 人 (R3 ~ R7 年度)
企業ガイダンスを利用した方の数		

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1 年度)	目標値 (R7 年度)
UIターン ^(※3) 支援奨励金の受給労働者数 [出典：産業政策課]	46 人	累計 200 人 (R3 ~ R7 年度)
UI ターン支援奨励金の支給を受けた対象労働者の数		

※1 ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和。

※2 ICT… Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略称。情報通信技術のこと。

※3 UIターン…「Uターン」は生まれ育った場所以外に移り住み、その後再び出身地に戻り住むこと。「Iターン」は、生まれ育った場所（主に大都市）から出身地以外の場所に移り住むこと。



農 業

基本目標	1 豊かな地域をつくとともに、安心して働けるようにする
関連分野	基本計画 20 農業
基本的方向	1 営農環境の整備 2 付加価値の向上と効率化 3 食に対する意識の向上

個別戦略	農業生産基盤の整備 ほ場（※1）整備事業による農地の大規模化及び集積・集約化を推進し、地域における中心経営体や新たな担い手（※2）の育成を図ります。
	農産物の品質向上・ブランド化 農商工連携（※3）及び6次産業化（※4）の支援による地産地消（※5）の推進を通して、農産物の品質向上やブランド化を図るとともに販路拡大を推進します。
	スマート農業（農業の軽労働化） ICT（※6）などを活用したスマート農業（※7）を推進し、作業の効率化、軽労働化、品質安定など魅力ある農業の実現を目指します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
担い手の農地利用集積状況 [出典：農業振興課]	58.2%	65.0%
耕地面積のうち担い手へ集積された農地面積の割合		

重要業績評価指標（KPI）	現状値（H30年）	目標値（R7年）
農業産出額 [出典：農林水産省]	59.5億円	61億円
農業生産活動による最終生産物の総算出額（耕種、畜産、加工農産物）		

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
農用地利用集積面積 [出典：農業委員会]	840ha	1,020ha
効率的かつ安定的な農業経営を営む農業者に対して、利用が集積された農地の面積		

- ※1 ほ場…作物を栽培する田畑。
 ※2 担い手…認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営者など。
 ※3 農商工連携…市内の農業・商業・工業・観光業の事業者が連携し、お互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。
 ※4 6次産業化…農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。
 ※5 地産地消…地元で生産した農産物を地元で消費すること。
 ※6 ICT…Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称。情報通信技術のこと。
 ※7 スマート農業…先端技術を活用し、省力化や大規模生産、品質の向上などを目指す新たな農業。



観 光

基本目標	2 本市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる
関連分野	基本計画 21 観光
基本的方向	1 観光資源の創出と活用 2 多様な観光客への対応 3 連携によるブランドの発信 4 四季を通して愛される公園づくり 5 観光資源の保護・保存・育成と普及啓発
個別戦略	公民連携による日本遺産を生かした事業展開 日本遺産「里沼」に関連する貴重な歴史的資源を再発見し、公民連携による情報発信と体験型観光の取組で、受入体制を充実させます。
	多様な観光客の誘客促進 産業観光やアニメツーリズム ^(※1) などの多様な価値の観光素材に注目し、旬の情報をネットやSNS ^(※2) でタイムリーに配信して、交流人口 ^(※3) の拡大に取り組みます。
	つつじが岡公園の磨き上げ 民間活力の活用により、つつじの保護・保存・育成を充実させるとともに、四季を通じて公園をはじめとする公共空間の利活用を促進させます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
観光入込客数 [出典：つつじのまち観光課]	1,489,539 人	1,650,000 人
年間を通して主な観光施設を訪れた観光客数		

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
つつじまつり入園者数 [出典：つつじのまち観光課]	129,242 人	140,000 人
つつじまつり期間中につつじが岡公園に訪れた入園者数		

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
観光ボランティアガイドの登録者数 [出典：つつじのまち観光課]	65 人	80 人
観光ボランティアガイドの登録者数		

※1 アニメツーリズム…アニメやマンガのファンが、作品の舞台となった土地などを訪れる旅行のこと。

※2 SNS… Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略称。インターネット上で人と人とのつながりや交流を楽しむコミュニティ型のサービス。Facebook、Instagram、LINE などの総称。

※3 交流人口…その地域に訪れる人々のこと。

まちのにぎわい

基本目標	2 本市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる
関連分野	基本計画 22 まちのにぎわい
基本的方向	1 地方創生施策の推進 2 空き家の利活用の推進 3 技術と個性がある商店の集積 4 アントレプレナー ^(※1) の発掘・育成と遊休不動産の活用【再掲】 5 コンパクトシティ ^(※2) の推進 6 ウォーカブルなまちづくり ^(※3) の推進 7 健全な市街地の形成 8 市民協働によるまちづくり

個別戦略	技術とブランド力を持った商店経営の支援【再掲】 マーケティングにより、取り扱う商品やサービスの強みを認識し、技術やブランド力を生かした戦略的な経営ができる商店主の増加につなげます。
	新規アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用【再掲】 創業者の支援とリノベーションまちづくり ^(※4) 事業の推進により、アントレプレナーを発掘及び育成し、遊休不動産を活用することで経済活動の機会損失を防ぎます。
	移住・定住促進のための魅力発信及び受け入れ体制整備 本市への移住・定住を促進するため、東京圏 ^(※5) に居住する方や東京圏へ出て行った若者たちを対象とし、本市の魅力や移住・定住施策のPRを実施することで、移住者・定住者の増加につなげます。
	空き家の利活用の促進 年々増えていく空き家問題に対して、空き家バンク ^(※6) を活用し転入希望者と空き家所有者のマッチング ^(※7) を図ります。さらに、リフォームの助成や家賃助成などの支援をし、空き家の利活用を図ることで、移住者・定住者の増加を目指します。
	市民協働によるまちづくりの推進 地域性や独自性を生かし、市民がイベントを企画、運営できるよう自立した組織づくりを推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
遊休不動産の利活用件数【再掲】 [出典：商工課]	2件	累計15件 (R3～R7年度)
市の事業によって、遊休不動産が常設店舗やイベントに利用された件数の合計		

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
移住定住の相談人数 [出典：企画課]	27人	累計150人 (R3～R7年度)
東京圏での移住相談会や本市窓口での移住・定住に関する相談人数		

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R 1 年度)	目標値 (R 7 年度)
東京都での PR 活動回数 [出典：企画課]	2 回	累計 10 回 (R 3～R 7 年度)
主に東京圏で行う移住・定住に関する PR 活動回数		

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R 1 年度)	目標値 (R 7 年度)
空き家バンク登録物件利活用件数 [出典：企画課]	2 件	累計 20 件 (R 3～R 7 年度)
空き家バンクに登録された空き家の利活用件数		

- ※ 1 アントレプレナー…新しく事業を起こす人。
- ※ 2 コンパクトシティ…人口減少等に対する適応策として、居住や生活サービス施設などの都市機能の集約による市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの具体的な行政目的を実現するためのまちづくり。
- ※ 3 ウォーカブルなまちづくり…居心地が良く歩きたくなるまちづくり。
- ※ 4 リノベーションまちづくり…使われていない建物や空間などを活用して、新しい価値を生み出し、地域を変えていく手法。
- ※ 5 東京圏…東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の一都三県をいうことが多い。
- ※ 6 空き家バンク…空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。
- ※ 7 マッチング…種類の異なったものを組み合わせること。



情報の共有

基本目標	2 本市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる
関連分野	基本計画 30 情報の共有
基本的方向	1 市政情報の提供と共有
個別戦略	市政情報の提供と共有 SNS（※1）など多様なメディアにより積極的に情報発信することで、市民と行政が互いに情報共有を図り、地域課題が解決できるよう分かりやすく適切な広報活動を行います。 イメージアップ戦略の推進 ふるさと大使などを活用し、市のイメージアップ戦略を推進します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
ホームページへのアクセス数 [出典：秘書課]	2,509,601 件	4,015,361 件
館林市公式ホームページの各記事にアクセスした数		

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
SNS のフォロワー数 [出典：秘書課]	1,520 人	4,520 人
館林市公式ツイッターのフォロワー数		

※1 SNS… Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。インターネット上で人と人とのつながりや交流を楽しむコミュニティ型のサービス。Facebook、Instagram、LINE などの総称。



まちのにぎわい

基本目標	2 本市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
関連分野	基本計画 22 まちのにぎわい
基本的方向	1 地方創生施策の推進
個別戦略	婚活事業の推進 市内の観光資源やまちなかの商店などを利用した男女参加イベント開催を支援し、結婚の前提となる「出会い」を創出します。また、本市のみでなく両毛広域などの広域連携でのイベントを実施し、まちのにぎわいを活性化させます。さらに、市内外の結婚式場とのタイアップを図るなど、成婚数の増加に加えて出生数の増加を目指します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
市の支援による婚活イベント参加者数 [出典：企画課、市民協働課]	65 人	累計 445 人 (R3～R7年度)
婚活イベントに参加した人数		
重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
市の支援による婚活事業でのカップル成立数 [出典：企画課、市民協働課]	5 組	累計 50 組 (R3～R7年度)
婚活イベントに参加し、カップルになった組数		



子育て

基本目標	3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
関連分野	基本計画 11 子育て
基本的方向	1 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援 2 地域子育て支援の推進 3 質の高い保育サービスの充実

個別戦略	地域における子育て支援の充実 子育てを地域・社会全体で支え合い、安心して子どもを育てることができるまちづくりを目指します。
	多様な保育サービスの充実 共働き世帯や核家族化は一層進むと予想されるため、保護者の子育てと就労の両立を支援するための多様な保育サービスを提供します。
	妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援の推進 子育て世代包括支援センター（かるがも相談室）において、安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目のない支援を推進します。
	健やかに子どもが育つための支援の充実 乳幼児健康診査、各種健康教育、健康相談などを通じて、予防を柱とした母子保健の充実を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
ファミリー・サポート・センターの延べ登録者数 [出典：こども福祉課]	345 人	645 人
ファミリー・サポート・センターのおねがい会員の延べ登録者数		

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
病児・病後児保育事業の登録者数 [出典：こども福祉課]	227 人	403 人
病児・病後児保育事業の登録者数		

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
子育て支援モバイルサービス登録率 [出典：健康推進課]	61.8%	67.8%
妊娠中から子育て期に関する様々な情報を配信するモバイルサービスの登録者		

防 災

基本目標	4 人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
関連分野	基本計画 01 防災
基本的方向	1 防災意識の向上による防災組織の育成 2 危険個所の早期発見による安全確保 3 大規模災害に備えた連携体制の整備 4 排水施設整備による被害防止 5 総合的な空き家対策の推進 6 消防団の人材育成と設備の充実 7 災害予防のための環境整備 8 国土強靱化計画を踏まえた備蓄の確保
個別戦略	国土強靱化計画の推進 市民・事業者・行政が危機感と自らの役割を共有し、大規模な自然災害が起きても、機能不全に陥らず速やかに回復する「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりを推進します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
自主防災組織の組織率 [出典：安全安心課]	92.4%	100%
市内 66 行政区のうち自主防災組織を組織している行政区の割合		



道路・交通

基本目標	4 人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
関連分野	基本計画 24 道路・交通
基本的方向	1 幹線道路の整備 2 道路の利便性と安全性の向上 3 移動の安全性の向上 4 連携による交通安全対策の推進 5 移動環境の確保
個別戦略	道路や交通安全施設などの整備 道路や交通安全施設などの整備を行い、利便性と安全性の向上に努めます。
	交通安全活動の推進 啓発活動を通して市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関や団体と連携した交通安全対策を推進します。
	公共交通ネットワークの整備 館林都市圏地域公共交通計画に基づき、まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの整備を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年)	目標値 (R7年)
交通事故発生件数 [出典：館林警察署]	283 件	280 件
市内で発生した交通事故件数		
重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
路線バスの年間利用者数 [出典：安全安心課]	248,074 人	300,000 人
路線バスの利用者数		



文 化

基本目標	4 人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
関連分野	基本計画 15 文化
基本的方向	1 芸術文化活動の拠点施設の充実 2 芸術文化活動の推進 3 郷土の歴史文化を学ぶ機会の充実 4 歴史文化の活用 5 文化財の保護・継承環境の整備 6 日本遺産を活用した地域の魅力発信や環境整備
個別戦略	芸術・歴史文化を生かした地域づくり 優れた芸術や歴史文化に触れる機会の提供及びその魅力を市内外に発信することで、交流人口の拡大を図る。
	日本遺産の活用 市民と行政と関係団体が一体となって公民が連携し、文化財の活用や地域活性化に取り組めます。

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R 1 年度）	目標値（R 7 年度）
芸術文化施設における市民 1 人当たりの年間利用回数 [出典：文化振興課]	2.5 回	2.5 回
芸術文化施設における市民 1 人当たりの年間利用回数		
重要業績評価指標（KPI）	現状値（R 1 年度）	目標値（R 7 年度）
歴史文化施設における市民 1 人当たりの年間利用回数 [出典：文化振興課]	0.3 回	0.3 回
歴史文化施設における市民 1 人当たりの年間利用回数		

スポーツ

基本目標	4 人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
関連分野	基本計画 16 スポーツ
基本的方向	1 スポーツ環境の充実 2 スポーツ活動への支援 3 競技スポーツの推進 4 スポーツ施設の適正管理
個別戦略	スポーツ機会の提供 スポーツに対するニーズの把握に努め、体力・目的に応じて誰もが気軽にスポーツを楽しめる事業及び環境づくりに取り組みます。
	スポーツ指導者の養成 スポーツ団体及び地域の主体的な活動が促進されるよう指導者の養成並びに育成を図り、自立を支援します。
	競技スポーツの振興 競技性の高いスポーツ大会の開催及び県民スポーツ大会などへの選手派遣等の環境整備を図るとともに、競技指導の優れた人材養成を図ります。
	スポーツ施設の整備、充実 安全で利用しやすいスポーツ施設となるよう、適切な維持管理を行うとともに、設備の充実を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	現状値（R1年度）	目標値（R7年度）
スポーツ実施率（週1回以上）	31.3%	50.0%
[出典：スポーツ振興課]		
週1回以上スポーツに取り組んでいる人の割合		



行政活動

基本目標	4 人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
関連分野	基本計画 29 行政活動
基本的方向	1 総合計画及び総合戦略の着実な実施 2 行政改革の断行 3 公民連携の推進 4 近隣市町との連携 5 財政運営の健全化 6 公共施設等の最適化 7 自主財源の確保 8 ICT ^(※1) 化の推進
個別戦略	様々な取組による新たな財源の確保 ふるさと納税やクラウドファンディングなどを活用することで新たな財源を確保し、安定的な市の運営を推進します。 多様化する市民ニーズへの対応 様々な市民ニーズに対応するため、公共施設等の適切な管理運営及び ICT を活用することで利便性の向上を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
ふるさと納税寄附金額 [出典：企画課]	1 億 49 万 4000 円	累計 5 億円 (R3～R7年度)
本市に寄附されたふるさと納税の累計金額		

※1 ICT…Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略称。情報通信技術のこと。



第5部

資料

館林市総合計画審議会条例

昭和53年 3 月28日
館林市条例第 7 号

改正 昭和61年 3 月26日条例第 1 号 平成10年 9 月17日条例第16号 平成19年12月21日条例第23号
平成 2 年12月26日条例第16号 平成15年12月18日条例第18号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、館林市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ館林市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織し、委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員 10人以内
- (2) 知識経験を有する者 40人以内

(任期)

第4条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長 1 人、副会長 2 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に諮問事項を専門的に調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。
- 5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 館林市総合開発計画審議会条例(昭和45年館林市条例第35号)は、廃止する。

附 則(昭和61年 3 月26日条例第 1 号)

この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年12月26日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成10年 9 月17日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成15年12月18日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

館林市総合計画策定に関する規程

昭和53年11月25日
館林市訓令第14号

改正	昭和61年3月27日訓令第2号	平成16年12月1日訓令第9号
	平成3年2月28日訓令第2号	平成20年3月24日訓令第3号
	平成6年6月6日訓令第4号	平成21年9月30日訓令第5号
	平成11年3月25日訓令第1号	平成25年5月27日訓令第5号
	平成12年1月24日訓令第1号	平成26年8月1日訓令第1号
	平成16年3月24日訓令第6号	令和元年12月18日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市総合計画(以下「総合計画」という。)策定事務の円滑なる推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の健全な発展を図るために策定する総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来目標及び基本的施策を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、市の施策及び根幹の事務事業について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(策定組織)

第3条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、総合計画の策定に係る重要事項を審議決定する。

3 委員会は、庁議の構成員をもって組織する。

(事務局の設置)

第4条 総合計画案を策定するため、委員会の補助組織として、総合計画策定事務局(以下「事務局」という。)を置く。

2 事務局には、事務局長、事務局次長及び参事を置く。

3 事務局長には政策企画部長、事務局次長には企画課長及び参事には関係する各課・施設長をもって充てる。

(専門部会)

第5条 事務局に次の専門部会を置き、総合計画案策定を専門的に行う。

- (1) 安全と環境の部会
- (2) 福祉と健康の部会
- (3) 子育てと学びの部会
- (4) 経済と都市の部会
- (5) 行政経営の部会

2 各専門部会は事務局長の指名した参事により構成し、専門部会ごとに部会長1名、副部会長1名を置く。

3 専門部会は部会長が招集し、その議長となる。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは関係職員等を専門部会に出席させ、意見等を求めることができる。

(計画主任)

第6条 参事を補佐し、総合計画に係わる事務を行わせるため、関係する各課・施設に計画主任1名を置く。

(計画主任の職務)

第7条 計画主任は参事の命を受け、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 総合計画に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (2) 総合計画に含まれる事務事業の調査、企画及び調整に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(サポートチーム)

第8条 事務局の総合計画策定業務の円滑化を図るため、必要に応じてサポートチームを置くことができる。

2 サポートチームは、職員30人以内で組織する。

3 サポートチームの構成員となる職員は、事務局長が別に指名する。

(サポートチームの職務)

第9条 サポートチームは、事務局長の命を受け、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 総合計画に係る資料の整理及び分析に関すること。

(2) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(連絡調整)

第10条 事務局長は、必要があると認めるときは部会長会議等を開催することができる。

2 部会長は、その所管事務の遂行上必要があると認めるときは事務局長に申し出て、合同部会その他必要な措置を求めることができる。

(結果報告)

第11条 部会長は、所管に属する計画について調査又は審議若しくは策定を終了したときは、その結果を事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第12条 計画策定の庶務は、政策企画部企画課で処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月27日訓令第2号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成3年2月28日訓令第2号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年6月6日訓令第4号)

この訓令は、平成6年6月6日から施行する。

附 則(平成11年3月25日訓令第1号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年1月24日訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日訓令第6号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日訓令第9号)

この訓令は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月30日訓令第5号)

この訓令は、告示の日から施行し、平成21年9月17日から適用する。

附 則(平成25年5月27日訓令第5号)

この訓令は、平成25年5月27日から施行する。

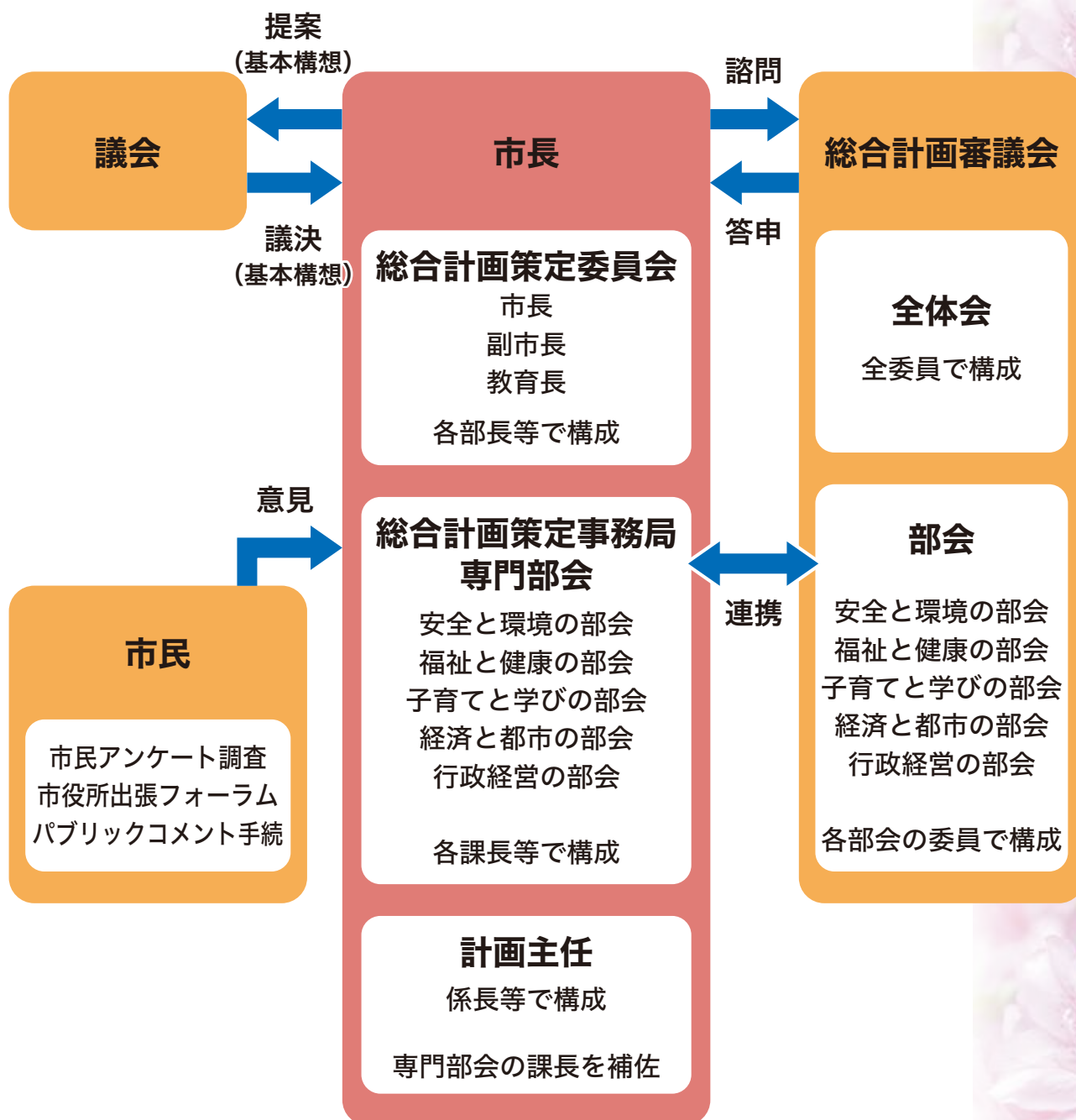
附 則(平成26年8月1日訓令第1号)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(令和元年12月18日訓令第4号)

この訓令は、令和元年12月18日から施行し、令和元年8月21日から適用する。

館林市第6次総合計画策定体制



館林市総合計画審議会諮問書

令和元年 11 月 28 日

館林市総合計画審議会
会長 角田 好二 様

館林市長 須藤 和臣

館林市第六次総合計画の策定について(諮問)

このことについて、館林市総合計画審議会条例（館林市条例第7号）第2条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問いたします。

諮問内容

館林市第六次総合計画を策定することにつき、意見を求めます。

館林市総合計画審議会答申書

令和2年9月23日

館林市長 須藤 和臣 様

館林市総合計画審議会
会長 角田 好二

館林市第六次総合計画について(答申)

令和元年11月28日付けで諮問を受けた館林市第六次総合計画について、本審議会は館林市総合計画審議会条例第2条に基づき審議しました。

その結果、基本構想及び基本計画は審議結果を反映し、適当であると思われるので答申します。

第六次総合計画は、2030年までの10年間の計画であることを考えると、激動の10年であり、館林市の姿を大きく変えていく意志をもって総合計画を設計し、実行することが肝心なことと考えます。

館林市の強みを生かし、弱みに対して手を打ち克服していくことで、地域の魅力を最大限に引き出す活動を計画策定後も、産学官や市民との協働や共創によるまちづくりとして継続する必要があります。この先10年における館林市を取り巻く環境がどうなるのかを見据え、総合計画はどうあるべきかを考えると、必要に応じて古い体質を変え、如何に先進的なものを取り入れる姿勢や様々な活動が、市民の思いや専門的見地からの意見を反映したものとなること、その決定のプロセスが民主的であることなどが欠かせない要素であると述べておきます。

市行政や市民が共に向上心を失わず、物事の本質を見極める目を持てるよう努力する姿勢を失わなければ、本計画は強靱なまちを目指したものとなり、その役割が果たせるものと確信いたします。

第六次総合計画の審議においては、市行政と審議会委員とが積極的に取り組んだ結果として、下記のとおり答申するものですが、個々の委員それぞれの思いを全て反映されたとは言えず、未消化の意見もあることを申し添えます。それらの意見も含め、個別意見を後掲しますので、今後計画の推進に当たり配慮されることを望みます。

記

1 審議の流れについて

- 市長の諮問に応じ総合計画に関する事項について調査及び審議する
- 市長の諮問では、第六次総合計画を策定することにつき意見を求めるとなっており、それを受けてより実効のある審議とするには
 - ・ 第六次総合計画の基本構想、基本計画の審議は、第五次総合計画の事業評価をベースに作成されるものであり、事業評価についての情報共有がなされていることが前提となる必要がある。総合計画に関連するデータや資料は最大限審議会に提供されるべきであり、提供された情報の活用は審議会が行うものとする。

- ・ 基本計画の素案は、市素案作成前に部会のフリーディスカッションで各委員の想いを聞き取り組み立てるべきと考える。
- 「共創」を理念とした総合計画とすべく、市作成の素案に対する審議だけでなく、審議会と共に素案を創り上げるべきと考える。

2 住んで良かった 住みつけたい 魅力あるまちづくりを目指して

若い人が出会いから結婚、妊娠、出産、子育てを安心して行える徹底した支援サービスと地域医療機関の機能充実を図り、SNS による情報提供などを通じて住みたいまちにしてゆくとともに、若い人の雇用創出とアントレプレナーの応援などで、魅力あるまちづくりを積極的に行い、若い世代の定住を促進すべきと考える。

3 ウイズコロナにおける市の在り方

時代を一変させた新型コロナウイルス感染症など、新たな脅威に対しても、危機対応能力を高く持ち、的確な対応をとること。特に、新しい生活様式への対応が必要であり、行政の取組を積極的に行うことで市の評価を高め、都心などからの流入人口を増やす、重要な契機と捉えるべきである。

4 P D C A の在り方について

第五次総合計画の客観的かつ納得性のある評価がなされていないと判断する部分があり、また、審議会は調査及び審議を役割とされていることから、存在する資料は適時示されて総合計画策定に向けてもっと分析されるべきと考える。

第六次の計画推進に当たっていかに関 P D C A を回すかは、考慮すべき重点であり、総合戦略検証委員は名称を総合計画・戦略検証委員とし総合戦略のみならず、総合計画（前期基本計画）について第三者委員として検証を行うべきと考える。

また評価は一次的な分析にとどまらず、一次で出された分析をさらに二次、三次と分析の深掘りを行い、次に生かせる分析結果を導き出す方策を行うべきと考える。

5 若手職員の意見反映の場について

第六次総合計画は取りも直さず、これからの 10 年を考えるものであり、その時代を担う職員の意見は貴重である。アンケートで市民の若年層の意見は反映されているものの、基本構想、基本計画策定には、違う次元の意見として求められている。

また、若手職員の意見を聞くということは、単にその年齢層の意見を取り入れたということにとどまらず、自分達の意見も反映された総合計画であるという意識により、実行に際しての熱意、やる気、成果を求める強い意志に通じ、さらに職員の人材育成の面にも寄与することとなる。

6 都市像の現状と目指すべき姿

市民アンケートも「なんとなく中途半端な街（満足度の傾向として）」と感じる方が多いと見えるが、中でも「若い世代の愛着度」が低いと言える。そのことにどう対応するのが重要なポイントと思える。

それは「魅力のある街づくり」となるが、これからの館林市を支える若手職員を中心としたメンバーによる、徹底したS W O T分析から導き出されるべきであり、何よりも館林市の日本遺産である沼辺文化、城下町としての歴史的文化財などを市民の誇りに、住んで良かった、住んでみたいと思うまちづくりを推進することが望まれる。また、医療環境の改善、テレワーク環境の整備、I C Tを活用した教育環境などの子育て環境の整備、多文化共生への取り組みなどにおいて、他市に比べ優位な状況を作り出す努力が待たれる。

7 積極的な提案に対する姿勢

何人かの委員から提案書などが提出されているが、それらの提案についての審議を重ねるなどして、取り込めるものは取り込む姿勢が望まれる。

提案を一つの意見として捉え、行政の考えを回答の形で示されている部分もあるが、提案の中の特筆すべき内容について審議する運営方法も、これからの審議会の在り方として採用すべきものと思う。

主な提案項目を掲載しておきたい。

- ・ 道路整備事業における歴史的建造物の保存、景観議論や安全な交通網の在り方
- ・ 保健医療圏構想と医療資源の現状、その要因分析について
- ・ フードバレー構想とスマートシティー構想
- ・ 市の現状を冷静に評価する目と市の魅力向上の熱意を持った計画
- ・ 誰もが輝く社会の中で、深く考え行動できる "ひと" を育てる館林

8 部会を越えた議論の必要性

それぞれの部会で検討してきた項目について、部会の枠を越えた議論がなされるべき指標や内容もあったので、今後は部会や全体会以外にも部会の相互議論の場を考慮すべき（例えば、城沼の水質は「安全と環境」だけでなく「経済と都市」でも重要な項目であった。さらに「子育てと学び」の生涯学習分野にも検討の余地あり）と思う。

9 総合計画と他の事業計画の関係

総合計画は、市の行政経営の最上位の計画であり、他の計画などは連動したものとすべきであるが、実態はそれぞれの計画などは独自の策定期間、対象期間となっており、計画内容の同期間の総合計画との整合性が脆弱な部分があると言える。将来、各計画などの策定期間、対象期間や内容について、総合計画との整合をとる作業を行うべきと考える。

各計画が連動することで、総合計画の各施策への取り組みがより強固となり、描いた市の将来像の実現に向けた取り組みとなると思う。

10 第六次総合計画の発展

総合計画の策定は終わりではなく、新たなスタートとして位置づけ、議論はされたが素案に盛り込まれなかった意見や、これから募集されるパブリックコメントなども意識しつつ、常に最善の計画であるか確認し、進化し続ける計画であって欲しい。

【個別意見】

I 安全と環境の部会

・近年激甚化する自然災害に対応するために、ハザードブックを活用した避難施設の整備や、新型コロナウイルスへの対策を踏まえた対応ができるように行政側の準備と市民への情報提供に努めること。

・「環境にやさしい暮らしの実践」を実現するために、10年20年先を見据えた、資源を使いすぎない循環型社会に移行できるように、市民に協力を求めつつ行政でも循環型社会形成のためのシステム作りを推進することでごみの削減に努めること。

・日本遺産に認定された城沼の水質が改善されるように、水質悪化の原因を分析し、多々良沼からの導水を増やすことを含め改善に繋がる対策を取り、かつ、城沼に浮いているごみを清掃して周辺環境を清潔にしつつ、その現状を市民に情報提供することで良好な環境が保てるように、市民に協力を求めて改善に努めること。

・10年ほど前から問題となっている公立館林厚生病院の医師不足について、人口減少を食い止めるべく、医師不足の原因を様々な調査などを行い検証し、その対策を講じることで医師不足解消に努めること。

II 福祉と健康の部会

・災害が発生した時に社会的に弱い立場にあるかたが安心して避難できるような避難所の運営や避難支援に努めること。

・障がいのあるかたが安心して暮らせるよう当事者の声に耳を傾け、その意見を尊重し、各種施策に反映するよう努めること。

・多様化する地域活動やボランティア活動の在り方を行政が主体となって見直すとともに、地域での助け合いや支え合い活動を支援し、その活性化に努めること。

・保健・医療・福祉関係機関の連携だけでなく、住民同士の支え合いによる生活支援を含めた地域包括ケアシステムの体制を整備し、その推進に努めること。

・複雑化する福祉課題を受け止め、支援が広く行き渡るよう、包括的な相談窓口を整備するとともに、各種支援制度の情報発信と伝達に努めること。

・健康づくりに関する情報発信や市民活動の支援に取り組むなど、健康寿命の延伸に努めること。

・かかりつけ医や各種健診の啓発、保健指導に取り組むなど、市民の日常生活に密着した保健医療の充実に努めること。

・太田・館林保健医療圏は医療資源や人口当たりの医療従事者数が少なく、公立館林厚生病院をはじめとした市内の病院においても産科医や小児科医が不足している現状である。このことから、医療従事者の確保に努めるとともに、県内のみならず近隣他県の医療機関との連携を強化し、県域を越えた広域医療の提供体制の構築に努めること。

・太田・館林保健医療圏内でも太田地域に医療資源が集中している現状であることから、館林地域の医療を充実させ、圏内における地域医療の格差是正に努めること。

・ひとり親家庭の支援において、少しでも多くの家庭が自立できるよう、利用しやすい制度づくりや日常生活の支援に努めること。

Ⅲ 子育てと学びの部会

・在住外国人が増加傾向にあるため、日本人と外国人が共に活躍し、共に支え合う多文化共生社会の実現に向け、外国人も子育ての幸せを感じられるよう、きめ細かな子育て支援体制を整えるとともに、日本語習得サポートの充実に努めること。

・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、児童虐待の発生予防に努めるとともに、子どもの安全を確保するための初期対応などが迅速かつ的確に行われるよう努めること。

・市公式SNSや「子育て支援モバイルサービス」など、妊娠期から子育て期に関する様々なオンライン上の情報サービスの更なる利用を促進し、誰もが必要とする子育て支援情報を適切に入手できるとともに、必要な子育て支援サービスを受けられるよう努めること。

・学校教育におけるICT化（GIGAスクール構想）を推進し、学びの幅と教育機会を広げる選択肢として教育ICT環境を有効活用することにより、不登校や発達障がいを含めた個々の子どもに応じた質の高い多様な学びを保障し、創造性の育成や学力向上を図るよう努めること。また、インターネットなど豊富な情報源を利用することを踏まえ、情報の信頼性や安全性、ネット犯罪の危険性などの理解を深められるような教育の推進に努めること。

・学校教育において、学問の習得だけにとどまらず、地域理解や郷土愛を育むよう、独自の歴史・文化教育の推進に努めること。また、多様な知見や専門性を有した地域の人的資源を活用し、今後10年を見据えた社会において、自ら考え行動できるたくましさや独自性を発揮できる柔軟さを備えた「生きる力」を培う学びを引き続き推進するよう努めること。

・子どもたちの夢と希望の実現に向けたキャリア教育について、学校教育の範疇にとどまらず、家庭、地域、企業などと連携し、生涯にわたる社会人・職業人として生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援に努めること。

・学校において子どもの個性に応じた様々なサポートを行うにあたり、外国人、障がい者及び社会的少数者（マイノリティ）を含めた個性を持つ子どもへの正しい理解を深め、全ての児童生徒が互いに認め合うことができるようきめ細かな支援を行うよう努めること。

・少子化・人口減少社会に対応した子どもの健全育成を促進するため、子ども会活動の活性化を促すとともに、子どもの健全育成に資する新たな活動を創出するなど、子どもの多様な地域参加が図られるよう努めること。

・生涯学習施策の推進にあたっては、人権教育、多文化共生への理解、災害への備えなど、急激に変化する現代の抱える社会的課題や本市特有の課題を自らの力で分析して解決できる市民の自主性や積極性の醸成を図るような学びを推進するよう努めること。

・市民の心身の健康が明るく豊かな市民生活の形成に大きく寄与し、スポーツが重要な役割を果たすことから、子育て期における自己肯定感の育成や健康寿命の延伸など、人を育てることに視点を置き、幸せを感じられる心と身体を育むスポーツ施策の推進に努めること。

・日本遺産に認定された本市の「里沼」を市民へ広く啓発するほか、本市固有の自然、歴史、伝統及び文化や、向井千秋記念子ども科学館などの本市独自の学習拠点施設、文化施設及びスポーツ施設を積極的に活用し、「館林らしさ」を明確にした学びを推進するとともに、市民の主體的な文化活動が促進されるような施策の推進に努めること。

・「人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」ため、子育て支援や学校教育を充実させるとともに、市内外へ適切かつ戦略的な情報発信を行うことにより、本市への移住を促進し、人口の自然増及び社会増につなげるよう努めること。

IV 経済と都市の部会

・経産省の発表では、2025年までに国内中小企業の1/3にあたる127万社が後継者難を主たる理由として廃業するとしている。館林市も例外ではない。大廃業時代の到来である。既存の事業者が頑張ることはもちろんのこと、起業が地域に増えなければ地元経済は縮む一方で未来を語ることはできない。

そこで大事となるのが、アントレプレナーの存在である。ファミリービジネスの後継者、企業に勤める社員、シニアから主婦、学生、外国人らによる、新たな社会的価値を創造したいと気概を持つ人をアントレプレナーと言う。残念ながら館林市でこのような方にお目にかかることはめったにない。

館林市にはアントレプレナーがたくさん集まってほしい。それを応援したいとする経済エコシステムが機能することで新たな産業が地元から必ず生まれる。

珍しいことをすると変人の扱いを受けるものだが、その人のことを「アントレ」と呼んで尊重してほしい。その多様性を認めた時から館林市はアントレプレナーが集まる大変に魅力と活力に満ちた地域となる。その具体的な都市をあげるとするなら米国ポートランドとなるだろう。

アントレプレナーらの交流が進んだ結果として、スマートシティとなって地域は発展していくこととなる。

・事業者が元気で活力ある街になるために、ICT化への対応と、市内の遊休不動産の利活用を推進し、多様な事業者の集積と、創業者・起業者の発掘・育成に努めること。

・「多くの人から愛される活力と魅力あふれるまちになる」ために、令和元年5月に日本遺産に指定された「里沼－SATO－NUMA」のイメージを活かした館林ブランドの構築に努めること。邑楽館林産の「百年小麦」を活かした食文化の構築に努めること。

・産業進出ニーズを感度良くキャッチし、市内への進出を予断をもたず積極的に支援し、雇用の増加、市民一人当たりの付加価値の増加、出荷額の増加に努めること。

・ 館林ブランドの根幹となる水質について、地下水・表流水を問わずその向上と最低限環境省基準のクリアについて強い決意をもって努めること。

・ 働きやすさ、住みやすさ、UI ターン、移住促進のため、スマートシティ化の推進に努めること。

・ 食の安全と農産物のブランド化について、館林ブランドと農業の産業化を視野に入れつつ推進すること。

・ 里沼や歴史資産などの館林の資産を観光につなげるために、先ず市民がその資産をきちんと理解するよう啓発に努めること。

・ まちのにぎわいを日常的な風景とするため、ウォークアブルなまちの推進に努めること。

・ 総合計画で示されたK P I 数値を希望値ではなく実現値とするために、今期総合計画発足直後よりK P I を実現するためのロードマップを作成していただきたい。そのためには現時点での問題点を正確に把握するための調査はもちろん、企画・実行の際の内容の精査、予算の確保だけでなく例えば予算額から見るK P I の実現性などについて、客観的で論理的なチェック機能が必要なことはいうまでもない。その役割やK P I 目標値の実現性が危ぶまれる場合の指摘や是正については、館林市議会及び市議会議員一人ひとりに期待したい。行政側も担当業務範囲に拘らずK P I 目標値の実現に向けて、行政内部での横の連携はもちろん市民との連携も意識して業務遂行をお願いしたい。

・ 第六次総合計画策定にあたっての時代認識と健全な危機感

2021 年から 2030 年はこれまでに経験したことのないスピードでの変化の時代になると見込まれる。世界の覇権構造の変化と不安定化、ICT 技術の飛躍的な進化（AI、量子コンピューターの出現）に伴う経済社会の構造変化、途上国の急激な追い上げなどのパラダイムシフトが館林市をとりまく環境に多大な影響を与えることとなろう。すなわち、競争条件が国内だけではなく、国際場裏でもこれまで以上に熾烈になり、またその競争相手も多様化する。また、上記 ICT 技術の進展に伴い、仕事の仕方も都市から地方への動きが加速している。地方自治体である館林市もその構造変化の真ただ中に置かれ、それらの条件を「発展の機会」として成長の源泉とすることが望まれるが、その機会を生かせない場合には劣後していくこととなる。すなわち、今後の 10 年の政策立案・実行が決定的に重要であり、プロアクティブな政策対応を図れるかが重要である。

・ 館林の比較優位（館林オリジナル）を生かす総合計画
より明確な形で入れ込んでおくべきであった。

テレワークや企業の本部の移転などを含む地方への分散の動きに積極的に推進

自然環境に恵まれていながら、交通の便が都心にも近い環境は ICT 技術の進展により、テレワークを含むこれからの時代に合った仕事環境の実現が可能となっている。また、都心からオフィスの地方移転なども加速するとともに、政府機関の地方移転という動きも見られ、このまま行くと人口減が見込まれる館林にとってチャンスが訪れてきているという明確な認識が必要である。この実現のためには、十分条件として、子弟の教育環境（学力レベルの高い学校の存在）や医療制度の充実などが必要であるので、これらを実現するための政策が策定・実施されることが肝要である。「福祉と健康の部会」と「子育てと学びの部会」とも連携を図る必要がある。

日本遺産認定の里沼の活用のために

日本遺産認定の城沼を中心とした里沼は誇るべき遺産であり、今後それらを売り出すためにはその質を確保・維持することは当然である。そのためには城沼の水質悪化の十分な分析と解決のための処方箋の策定が必須である。この点に関し、第5次総合計画の期間においては、毎年予算措置はなされているが、環境省水質基準に依然として達していない。今般、第6次の数値目標には水質基準水産3級の5mg/ℓという目標が設定されたことは評価できるが、これまでの第5次の成果実績をみると実施面で抜本的な改善の方策が求められる。

館林の歴史遺産の活用

館林の歴史的遺産は館林城の遺構のみならず、寺社にも歴史的遺産が残されている。これまで、取り上げられていないと思われる、例えば、榊原家とつながりのある遍照寺にある岩佐又兵衛の屏風「山王祭図」があるが、必ずしも市の認識を得ているとは思えない。

一方では、市の中心に歴史的遺産である日光脇往還があるが、これなどは道路の拡張工事により、その沿線にある日本家屋などが取り壊されるということも起こっており、現実逆行している現状がある。

上記以外では、近代建築におけるメタボリズム運動の具体例として貴重な価値がある旧館林市庁舎がある。菊竹清訓による設計で、田中一光が色彩計画・サインデザインを担当している。建築を志す学生にとっては館林で生きた建築史を学べる。この点も必ずしも市の認識を十分得ているとは思えない。

館林に存在する上記をはじめとする歴史遺産をツツジや城沼（石田三成の館林城攻めの逸話）などと連携させて、総合的な館林の歴史を観光振興や館林の歴史教育の中に位置づけていくことが重要である。館林市民として誇りを持てるレガシーを素案の中でも、館林のオリジナルとして、明確に記述すべきであった。

・目標値の設定

経済と都市の部会においても指摘したが、目標値の設定が保守的過ぎると思われる。

そもそも、第6次総合計画の策定においては、経済の発展を目指すという方向性を標榜するのであろう。例えば、「一人当たりの付加価値」、及び「製造品出荷額」がほとんど拡大しない数値が設定されているが、第6次総合計画における政策・事業を実施することにより、拡大が企図されているはずである。拡大・改善がなされない計画策定はほとんど政策を打たない（もしくは低下を食い止める）ということと同義に思える。

さらに、細かい点ではあるが、目標などの数値に関し、一貫性がないものや間違いなどが散見されるので、細心の注意を持って行っていただきたい。

・館林市行政の改善

総合計画が確実に成果を生むためにはこれらをどう実施するかということが焦眉になる。

事業評価の充実

これまでの審議会の過程において、各種のドキュメントが配付されてきたが、アウトカム実績、達成度調査報告、業務棚卸表などを見ても“分析”に相当する記述が見当たらず、単に結果の数字が示されているだけである。情報公開条例に基づいた行政文書の公開請求により入手した「事業評価調書（城沼の水質改善に関し）」を見ても問題の分析は見られない。

事業の必要性、有効性、効率性という機軸での判断において、数値での評価ではなく、叙述的な高・中・低というカテゴリーのみであり、全く説得力を持たない記述となっている。

これらから判断すると、PDCAのPlanの段階、すなわち事業の実施の前に十分な事業評価がなされていない可能性がある。また、事業の中間段階での評価、さらに完成後の評価についても記述が見当たらないので、適切な事業評価もなされていない可能性がある。

もしそうであれば、この面での市役所としての能力の醸成を図る必要がある。

SWOT分析実施の必要性

審議の過程で館林オリジナルの点を議論する際にはSWOT分析的な内容を議論をせざるを得なかった。館林オリジナルがなければ、他の地方自治体と差異がなく、意味のある総合計画にはなり得ない。また、審議会委員は外部からの委員も多く、また館林市に関する情報は市役所が保有しているので、若い感性を持った若手職員を中心としたグループによる総合的なSWOT分析がされ、共有されていれば、より深いかつ現場感覚を踏まえた審議が可能となったはずである。

- ・一人当たりの生産性を上げるよう努めること。
- ・ICTなど情報テクノロジーの発展に追いつけるよう努めること。
- ・実際に行われている様々な民間、NGOなど、農業をやっているかたの努力や、空き家、空き店舗のイノベーションの努力というものが、政策に落とし込めるよう努めること。
- ・縦割り行政ではなく、横ぐしを刺すよう努めること。
- ・館林市民は、群馬・栃木水系の伏流水が豊かにある土地の上で暮らしている。この「館林の天然水」を利用するために食品・医薬品企業が館林エリアに工場・研究所を立地している。これは、プレ・フード・バレーと言える。日本遺産「里沼」を契機とした「ヌマベーション」プロジェクトが開始された。この拡張版プロジェクトとして「水と緑のフードバレー・スマートシティ館林」プロジェクトを策定・実行することを提案したい。
- ・このプロジェクトは地方自治体の館林の特性を生かした他の地方都市にはまねのできないものである。オランダは農業・食品産業の大国である。これを見倣って、日本も農業・食品大国をめざし、農業革命を成就すべきである。そのために、館林に日本版ワーヘニンゲン大学、すなわち最先端の農業・食品科学の総合大学を創立・建設し、合わせて政府系の農業・食品・健康・医療分野のR&Dセンターを移転し、その集積効果として、民間のR&Dセンターも次々と立地する。スマートシティ・プロジェクトと合わせて館林エリアは高付加価値産業が集積する世界最先端の科学都市が誕生します。この「水と緑のフードバレー・スマートシティ館林」が館林の輝かしい将来ビジョンとなることを提案したい。

V 行政経営の部会

・市民協働について、共創によるまちづくりを支えるボランティアや市民活動団体による地域活動は市民の自主性、主体性によって成り立つものであり、自律的に地域の課題を解決し、地域の価値を創造する地域力となるものであり、行政はその活動を側面から指導・支援し、見守り育てることで協働の役割を果たすことが求められる。

・情報の共有について、高齢者のＩＣＴ化対応への支援や外国人の日本語情報の伝達の困難解消により、誰もが支障なく情報共有できるようにすることは、行政活動の効率化の観点からも必要なものとなる。外国語翻訳の支援や高齢者向けＩＣＴ機器の使用方法普及などにより、地域で発信する情報を含めた対応が望まれる。

・ＰＤＣＡサイクルを基本として、多角的な視点から評価・分析し、事業の効率化を図ること。また、何かの事象があった時は、その要因を深掘し、その評価を次の施策につなげること。

・多文化共生については、ひとつの分野の課題として捉えることなく、あらゆる場面で念頭に置き、館林市に暮らす誰もが幸福感を得られるよう、思いやりにあふれたまちづくりを推進すること。

・子どもからお年寄り、また外国人など館林市に暮らす誰にとっても、分かりやすく、質の高い情報をＳＮＳなど新たなツールを常に研究して、丁寧に情報提供すること。

・刻々と変化する時代に対応できるよう、公民連携など様々な手法により安定した公共サービスを提供できるよう努めること。その調査や学びのために、国内だけにとどまらず、海外の知見や研究にも精通する人材育成を行い、職員全体の意欲関心をより一層深め、市民とともに高い目標を掲げて邁進する人づくりに努めること。

・経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むＳＤＧｓの理念を念頭に置き、本市においても持続可能なまちであり続けられるよう、地方創生の取組を推進すること。

・市民活動について、人口減少により団体数が減少傾向にあるのは理解できるが、少しでも活動が活発化するよう努めること。例えば、地域力向上を図るための行政区活動など、市民の所属するそれぞれの組織、団体、立場の重要性を理解し、支援するよう努めること。

・10年後の社会を見据え、ＩＣＴ化の推進など、ビジョンを明確にすること。

館林市総合計画審議会委員

会長	角森三荒石石市岩遠金亀加川河権齊齊櫻佐柴洪関	田川井川川崎藤子山山村本田藤藤井藤田谷口	好静英博雅京裕重みち幸尚昌貢の正理百合子	二子彦人子子顕一吉悟子弾人樹弘一江廣聡信津子百合子	曾宝蓼田中中中野葉服平平藤真三宮本吉	原田沼沼嶋村村坂部井林倉中田原島澤	幸恭直直美和喜玲恵功千正祐勝秀	子之治昇一喬子利子覚子美也明信一郎則明
----	------------------------	----------------------	----------------------	---------------------------	--------------------	-------------------	-----------------	---------------------

(50音順)

策定経過

【総合計画審議会】

年	月	日	会 議 名	概 要
1	11	28	総合計画審議会 第1回全体会	・委嘱状の交付 ・審議会役員の選出 ・諮問 ・総合計画審議会の運営指針(案)について ・総合計画及び総合戦略の概要について ・調査及び審議のための資料について ・総合計画策定スケジュールについて
1	11	28	総合計画審議会 第1回安全と環境の部会	・役員決め ・部会の進め方について ・10年後に目指す館林の姿とそのために必要なことについて
1	11	28	総合計画審議会 第1回福祉と健康の部会	・役員決め ・部会の進め方について ・10年後に目指す館林の姿とそのために必要なことについて
1	11	28	総合計画審議会 第1回子育てと学びの部会	・役員決め ・部会の進め方について ・10年後に目指す館林の姿とそのために必要なことについて
1	11	28	総合計画審議会 第1回経済と都市の部会	・役員決め ・部会の進め方について ・10年後に目指す館林の姿とそのために必要なことについて
1	11	28	総合計画審議会 第1回行政経営の部会	・役員決め ・部会の進め方について ・10年後に目指す館林の姿とそのために必要なことについて
2	1	24	総合計画審議会 第2回全体会	・委嘱状の交付 ・審議会委員自己紹介 ・審議会役員の再選出 ・調査及び審議のための資料について ・総合計画・総合戦略の体系図について ・総合計画策定スケジュールについて
2	1	24	総合計画審議会 第2回福祉と健康の部会	・役員決め
2	2	21	総合計画審議会 第3回全体会・講演会	・将来都市像(案)について ・基本計画(案)について ・講演会 演題: 地方自治体 未来へのアジェンダ 講師: 日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野直彦 氏
2	5	20	総合計画審議会 第2回安全と環境の部会	・部会の進め方について ・前期基本計画素案について
2	5	20	総合計画審議会 第3回福祉と健康の部会	・部会の進め方について ・前期基本計画素案について
2	5	20	総合計画審議会 第2回子育てと学びの部会	・部会の進め方について ・前期基本計画素案について
2	5	20	総合計画審議会 第2回経済と都市の部会	・部会の進め方について ・前期基本計画素案について
2	5	20	総合計画審議会 第2回行政経営の部会	・部会の進め方について ・前期基本計画素案について
2	6	22	総合計画審議会 第3回子育てと学びの部会	・委員の意見等に対する回答 ・指標素案について ・総合戦略素案について ・基本構想 基本目的(案)について

年	月	日	会 議 名	概 要
2	6	23	総合計画審議会 第4回福祉と健康の部会	・委員の意見等に対する回答 ・指標素案について ・総合戦略素案について ・基本構想 基本目的(案)について
2	6	26	総合計画審議会 第3回経済と都市の部会	・委員の意見等に対する回答 ・前期基本計画素案について ・指標素案について
2	6	26	総合計画審議会 第3回行政経営の部会	・委員の意見等に対する回答 ・指標素案について ・総合戦略素案について ・基本構想 基本目的(案)について
2	6	30	総合計画審議会 第3回安全と環境の部会	・委員の意見等に対する回答 ・総合戦略素案について ・基本構想 基本目的(案)について
2	7	8	総合計画審議会 第4回経済と都市の部会	・委員の意見等に対する回答 ・前期基本計画素案について ・指標素案について ・総合戦略素案について
2	7	10	総合計画審議会 第4回子育てと学びの部会	・委員の意見等に対する回答 ・人口ビジョン(案)について ・総合計画素案(修正案)について ・答申案(部会意見案)について
2	7	14	総合計画審議会 第4回安全と環境の部会	・委員の意見等に対する回答 ・人口ビジョン(案)について ・総合計画素案(修正案)について ・答申案(部会意見案)について
2	7	14	総合計画審議会 第5回福祉と健康の部会	・委員の意見等に対する回答 ・人口ビジョン(案)について ・総合計画素案(修正案)について ・答申案(部会意見案)について
2	7	15	総合計画審議会 第5回経済と都市の部会	・委員の意見等に対する回答 ・基本構想 基本目的(案)について ・人口ビジョン(案)について ・総合計画素案(修正案)について ・答申案(部会意見案)について
2	7	22	総合計画審議会 第4回行政経営の部会	・委員の意見等に対する回答 ・基本構想 基本目的(案)について ・総合計画素案(修正案)について ・答申案(部会意見)について ・将来都市像について ・答申(総論)について
2	7	31	総合計画審議会 第4回全体会	・総合計画(案)・人口ビジョン(案)・総合戦略(案)について ・答申(案)について
2	8	20	総合計画審議会 第5回行政経営の部会	・総合計画(案)・人口ビジョン(案)・総合戦略(案)に対する意見等の取扱いについて ・答申(案)に対する意見等の取扱いについて ・委員の意見等に対する回答
2	8	25	総合計画審議会 第5回全体会	・各部会からの審議会結果報告 ・答申(案)総論について
2	9	18	総合計画審議会 第6回全体会	・答申(修正案)について
2	9	23	総合計画審議会 答申	・答申

【総合計画策定委員会】

年	月	日	会 議 名	概 要
1	8	21	第1回総合計画策定委員会	・策定方針について ・策定体制について ・スケジュールについて
1	10	15	第2回総合計画策定委員会	・審議会委員について ・参事及び計画主任の報告並びに専門部会の役員について ・住民アンケート調査結果について
1	11	19	第3回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第1回全体会及び部会について
2	1	7	第4回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第2回全体会について
2	2	4	第5回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第3回全体会について ・総合計画審議会 講演会について
2	4	8	第6回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第2・3回部会について
2	5	7	第7回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第2・3回部会について
2	7	7	第8回総合計画策定委員会	・総合計画審議会資料について
2	7	21	第9回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第4回全体会について
2	9	17	第10回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第6回全体会について ・パブリックコメントの実施について
2	11	17	第11回総合計画策定委員会	・パブリックコメント募集結果について ・計画等(案)の内容について
2	12	23	第12回総合計画策定委員会	・基本構想将来都市像修正案について
2	12	28	第13回総合計画策定委員会	・基本構想将来都市像修正案について

【総合計画策定事務局会議】

年	月	日	会 議 名	概 要
1	9	20	総合計画策定事務局会議 参事会議	・策定方針について ・策定体制について ・スケジュールについて
2	1	30	総合計画策定事務局会議 経済と都市の専門部会	・会議の進め方について ・体系図(案)について ・基本計画素案の調整について
2	1	31	総合計画策定事務局会議 安全と環境の専門部会	・会議の進め方について ・体系図(案)について ・基本計画素案の調整について
2	1	31	総合計画策定事務局会議 子育てと学びの専門部会	・会議の進め方について ・体系図(案)について ・基本計画素案の調整について
2	2	3	総合計画策定事務局会議 福祉と健康の専門部会	・会議の進め方について ・体系図(案)について ・基本計画素案の調整について
2	2	3	総合計画策定事務局会議 行政経営の専門部会	・会議の進め方について ・体系図(案)について ・基本計画素案の調整について

【市役所出張フォーラム】

年	月	日	会 議 名	概 要
1	10	23	市役所出張フォーラムinぶんぶく	分福公民館 出席者:46人
1	11	14	市役所出張フォーラムin郷谷	郷谷公民館 出席者:86人
1	11	25	市役所出張フォーラムin赤羽	赤羽公民館 出席者:97人
1	12	12	市役所出張フォーラムin城沼	城沼公民館 出席者:76人
2	2	15	市役所出張フォーラムinにし	西公民館 出席者:76人
2	2	18	市役所出張フォーラムinわたらせ	渡瀬公民館 出席者:65人
2	2	25	市役所出張フォーラムin中部	中部公民館 出席者:50人

館林市第6次総合計画（第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略）

令和3年3月発行

発 行：館林市

編 集：政策企画部企画課 〒374-8501 群馬県館林市城町1-1 （代表）TEL 0276-72-4111 （直通）TEL 0276-47-5102・5103

U R L： <https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>

E-mail： kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp



館林市第6次総合計画

(第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略)